

Dec. 1870

(15)

1870

READY FOR CHECKING

Room
~~287A~~

TEL 213

MR. HEALY

MR. MONAHAN

SUGGEST THAT JAPANESE BE CHECKED

WITH ENGLISH VERSION

Section I

CHECK SHEET

DATE ISSUED: 15-6-46

TITLE OR DOCUMENT NO.: 1870

REQUESTED BY: Wada

WORK DESIRED: Translate Chinese into Japanese

REMARKS: This document is an official copy furnished by Ministry of Foreign Affairs, Rep. of China of the Tangku Truce - translate completely

URGENT

JUNE 17

Teniseki, Translator.

Return to Document Division. Since this truce was concluded between China + Japan, the original ~~of~~ Japanese text is undoubtedly available.

Yulthar

Rec'd Dec. 10.31 157

GENERAL HEADQUARTERS, SUPREME COMMAND ALLIED POWERS
INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Document No. _____ June 20 1946

CERTIFICATE

I, Edward P. Mangham hereby certify
th
that I am associated with the International Prosecution
Section, General Headquarters, Supreme Command Allied Powers,
and that the attached document, consisting of 588 pages
and described as follows: Recollections concerning

China signed (TANBIKU TRUCE)

and dated Aug. 19, 1942, was obtained by me on the
date above set forth in my above capacity and in the conduct
of my official business and in the following manner, to wit:
(place and from whom obtained, including specific Japanese
archives, records and files involved, if any) _____

First Demobilization office

Edward P. Mangham
NAME
D.P.S. Investigator
RANK OR CAPACITY

Book to be returned

ASN

塘沽停戰協定(一九三三・五・三十一)

國軍代表團林道平少將、此支中區代表熊斌

中將、向三浦、

一、中區軍、連カニ延慶、昌平、高麗營、顺义、

通州、香河、宝坻、林亭鎮、密河、蘆台ヲ

線以右及以南ノ地ニ律ニ撤退シ以後同線ヲ

越テ前方進スル一切挑戩擾亂行為ヲ行フコト

ナシ

二、日本軍ハ一方次ノ實行ヲ確保スルメ臨時飛行機

及其他ノ方法ニ依リ之ヲ視察スル中區ハ之ニ對シ

保護及諸般ノ便宜ヲ与ルモノトス

三、日本軍ハ一方次ノ規定ヲ中區軍ガ遵守セルコト

ヲ確信スルニ至ラバ前記中區軍ノ撤退線ヲ越テ

進出シテ進行スルコトヲ自主的ニ大抵長城線ニ

帰還ス

四、長城線以南ノコトハ改メテ長城線以此及以东ノ

地区ニ於テ統治權維持ハ中區側ニ在リ

五、本協定ハ均等ノ努力ヲ發せしムルニシテ

右ノ條々條々日本國ハ感情ヲ刺戟スル武器團件ヲ用ヒタルトス

塘沽協定，內容

~~secret~~
~~secret~~
~~secret~~

(1) 中國軍ハ即時延慶，昌平，高麗營，

順義，通州，香河，^寶坻，林亭口，寧河，

(以西及以南地区へ)

蘆台ヲ結ブ線，西南地区へ撤退スルヲ有ラフ。

()

中國軍ハ爾後一切挑戰的並ニ=叛亂的

(各サカレト)

行爲ヲ~~煽動セザルコト。~~

(2) 日本軍ハ身一項，履行ヲ確認スルハ隨時，

飛行機其他，方法ヲ以テ視察ヲ行フ。

中國ハ之ニ=對シ，保護並ニ=各種ノ復宣ヲ

受ケルコト。

(3) 日本軍ハ身一項=規定セラルル事項ヲ

中國軍カ確實ニ遵守スルコトヲ確認

シタ場合、用^二長^一城^一線ヲ越ヘテ追撃^一 = 移ル^二ナ^一リ
(大概)

且、自主的^一 = 長^一城^一線迄撤退スル^一トス。

(4) 長^一城^一線以^二東^一ノ^一項^一 = 示^ス 東^一ノ^一以^二北^一並^ニテ =

以^二東^一ノ^一地^一区^一ノ^一治^一理^一ハ^一中国^一警察^一機^一関^一之^一ニ^一任^スス

右^一ノ^一條^一ハ^一警察^一機^一関^一ハ^一日本^一ノ^一感情^一ヲ^一刺^一激^スス

如^二フ^一武^一力^一團^一体^一ヲ^一用^フ可^クラ^ス。

(5) 本^一協^一定^一ハ^一署^一名^一捺^一印^一後^一、即^一時^一ニ^一効^一力^一ヲ

發^一生^一ス^ルニ^一ト^ス。

~~First rough draft~~

TANGKU TRUCE
31 May 1933

(English translation by Chinese Division, I.P.S.,
from a copy of the Chinese text furnished by the
Ministry of Foreign Affairs, the Republic of China)

- (I) The Chinese Army shall be immediately withdrawn to the West and to the South of the line running through Yen-Chin, Chan-ping, Kao-Li-Ying, Shun-Yi, Tungchow, Hsiang-Ho, Pao-Ti, Ling-Ting-Kou, Ning-Ho and Lu-Tai. The Chinese Army henceforth shall refrain from taking all acts of provocation or disturbance.
- (II) The Japanese Army, in order to ascertain the actual carrying out of the provisions in (I), may from time to time use aeroplanes and other means for observation. This shall be accorded due protection and various facilities by the Chinese side.
- (III) The Japanese Army, having ascertained the carrying out of the provisions in (I) by the Chinese Army, shall not cross the above defined line in pursuit and shall all voluntarily withdraw to the Great Wall line.
- (IV) The maintenance of order in the region South of the Great Wall and to the North and to the East of the above defined line shall be entrusted to the Chinese police force. The said police force shall not employ armed groups which might provoke the feelings of the Japanese.
- (V) This Truce shall come into effect immediately after being signed and sealed.

5+103

塘沽協定ノ内容

(一) 中國軍ハ速カニ延慶、昌平、高麗營、順義、通州、香河、寶坻、林亭口、寧河、蘆台ヲ連ネル線以西及以南ノ地區ニ撤退シ以後同線ヲ越エテ前進セズ又一切ノ挑戰攪亂行爲ヲ行フコトナシ

(二) 日本軍ハ第一項ノ實施情況ヲ確認スル爲隨時飛行機及其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ視察ス
中國側ハ之ニ對シ保護及諸般ノ便宜ヲ與フルモノトス

(三) 日本軍ハ第一項ニ示ス規定ヲ中國軍ガ遵守セルコトヲ確認スルニ於テハ再ビ該線ヲ越エテ追撃スルコトナク且自主的ニ概ネ長城ノ線ニ復歸ス

(四) 長城線以南及第一項ニ示ス線以北並ニ以東ノ地區内ニ於ケル治安維持ハ中國側警察機關之ニ任ズ
右ノ警察機關ニハ日本側ノ感情ヲ刺戟スルガ如キ武力団体ヲ用ヒザルモノトス

(五) 本協定ハ調印ト共ニ效力ヲ發生スルモノトス

FILE COPY
RETURN TO ROOM 361

Doc. 1870

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

18 JUNE, 1946

FROM : Document Processing Unit
TO : Mr. Monaghan
SUBJECT : Tangku Truce--31 May, 1933

Will you please endeavor to obtain for us a copy of the above
document in Japanese?

1890
U U

TANGKU TRUCE
31 May 1933

(English translation by Chinese Division,
I.P.S., from a copy of the Chinese text
furnished by the Ministry of Foreign Af-
fairs, the Republic of China)

- (I) The Chinese Army shall be immediately withdrawn to the West and to the South of the line running through Yen-Chin, Chan-ping, Kao-Li-Ying, Shun-Yi, Tungchow, Hsiang-Ho, Pao-Ti, Ling-Ting-Kou, Ning-Ho and Lu-Tai. The Chinese Army henceforth shall refrain from taking all acts of provocation or disturbance.
- (II) The Japanese Army, in order to ascertain the actual carrying out of the provisions in (I), may from time to time use aeroplanes and other means for observation. This shall be accorded due protection and various facilities by the Chinese side.
- (III) The Japanese Army, having ascertained the carrying out of the provisions in (I) by the Chinese Army, shall not cross the above defined line in pursuit and shall all voluntarily withdraw to the Great Wall line.
- (IV) The maintenance of order in the region South of the Great Wall and to the North and to the East of the above defined line shall be entrusted to the Chinese police force. The said police force shall not employ armed groups which might provoke the feelings of the Japanese.
- (V) This Truce shall come into effect immediately after being signed and sealed.

GENERAL HEADQUARTERS, SUPREME COMMAND ALLIED POWERS
INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Document No. 1870

March 25, 1946

CERTIFICATE

I, T. C. Liu, hereby certify that I am associated with the International Prosecution Section, General Headquarters, Supreme Command Allied Powers, and that the attached document, consisting of 1 page and described as follows: A copy of Tangku Truce dated May 31, 1933, certified by the Ministry of Foreign Affairs, Republic of China, and dated ---, was obtained by me on the date above set forth in my above capacity and in the conduct of my official business and in the following manner, to wit: On request of the Ministry of Foreign Affairs, Republic of China, at Chungking, China on March 25, 1946.

(S) T. C. Liu
NAME

Asst. to the Chinese Representative
RANK OR CAPACITY

International Prosecution Section.
ASN

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. *1870*

Date *6/12/46*

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: *TANGKU Truce*

Date: *31 May 1933* Original Copy Language: *Chinese*

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable)

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: *Ministry of Foreign Affairs, Republic of China*

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

Aggression against China

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

*Copy of the Chinese text of the TANGKU Truce of
31 May 1933 furnished by the Ministry of Foreign
Affairs, The Republic of China*

Analyst: *H. Goldstein*
HG

Doc. No.

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 1870

13 June 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: TANGKU Truce

Date: 31 May 1933 Original () Copy (x) Language: Chinese

Has it been translated? Yes (x) No ()

Has it been photostated? Yes () No (x)

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable)

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: Ministry of Foreign Affairs,
Republic of China

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Aggression against
China.

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

Copy of the Chinese text of the TANGKU Truce of
31 May 1933 furnished by the Ministry of Foreign Affairs,
The Republic of China.

Analyst: 2d Lt Goldstein

Doc. No. 1870

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 1870

13 June 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: TANGKU Truce

Date: 31 May 1933 Original () Copy (x) Language: Chinese

Has it been translated? Yes (x) No ()

Has it been photostated? Yes () No (x)

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable)

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: Ministry of Foreign Affairs,
Republic of China

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Aggression against
China.

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

Copy of the Chinese text of the TANGKU Truce of
31 May 1933 furnished by the Ministry of Foreign Affairs,
The Republic of China.

Analyst: 2d Lt Goldstein

Doc. No. 1870

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 1870

13 June 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: TANGKU Truce

Date: 31 May 1933 Original () Copy (x) Language:
Chinese

Has it been translated? Yes (x) No ()

Has it been photostated? Yes () No (x)

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable)

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: Ministry of Foreign Affairs,
Republic of China

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Aggression against
China.

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

Copy of the Chinese text of the TANGKU Truce of
31 May 1933 furnished by the Ministry of Foreign Affairs,
The Republic of China.

Analyst: 2d Lt Goldstein

Doc. No. 1870

1870

中檢一七五

TANGKU TRUCE.

original
(Translation)

Translated from the official Chinese version of the
Dose 1870 ^{per source art 11} Tangku Treaty Agreement.
中越-157 (Translator) AZUMA Torazo

塘沽協定、内容

(1) 中國軍、速ニ延慶、昌平、高麗營、順義、通州、杏河、
寶坻、林亭口、寧河、蘆台ヲ連スル線以西及以南、地ニ
撤退シ以後同線ヲ越エテ前進セザル事
又一切、挑戰攪乱行爲ヲ行ハズ

(2) 日本軍ハ第一項ノ實際情況ヲ確認スル爲隨時能行機及
其、他、方法ニ依リ視察ヲ爲ス

中國側ハ之ニ對シ保護及諸般ノ便宜ヲ與フル事トス

(3) 日本軍ハ第一項ニ示ス規定ヲ中國軍ガ遵守セルヲ確認スルニ於テ
ハ再ビ該線ヲ越エテ追撃スル事ナク且自主的ニ概テ
長城ノ線ニ復歸ス

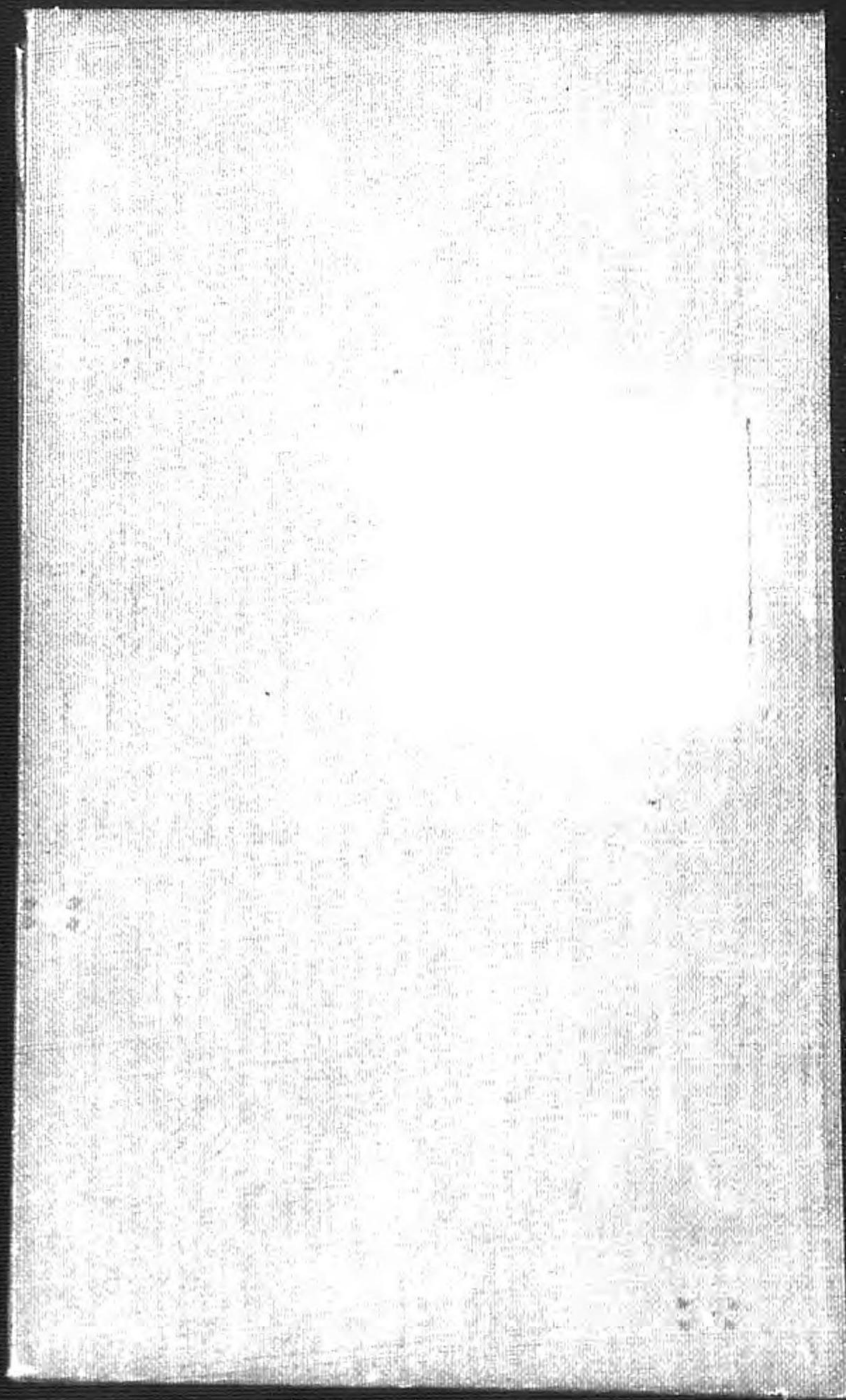
(4) 長城線以南及第一項ニ示ス線以北並ニ以東ノ地区内ニ於テ

治安維持ハ中國側警察機關之ニ任ス

右ノ警察機關ニ日本側ノ感情ヲ刺戟スル武勸團體ヲ

用クザルモノトス

(5) 本協定ハ調印ト共ニ效力ヲ發生スルモノトス



續書文曰碩派 上卷

寫

昭和十七年八月十九日

宮内省總務局長 大金益次郎

對東亞同文會理事長所部信行殿
法人

一續對支回顧錄 前后二卷 三部

右

天皇

皇后

皇太后三陛下へ獻上被致候ニ付御前へ差上候
此段申進候

續對支回顧録の刊行に就いて

本會は嚮に對支回顧録を公刊して、支那に關する我功勞者を世に表彰した。而して其後猶ほ引續き續篇の編纂に着手中であつたが、今回其脱稿を見るに至つたのは、予の欣快とする所である。蓋し本續篇の起稿せられたるは、正篇が其大事記に於ては、滿洲事變に筆に止めて、未だ同事變の詳細に及ばず、又其列傳に於ては、資料の蒐集に並々ならぬ苦心を重ねたるも猶ほ遺憾の點多きを以て、一は嗣後支那事變に至る迄の梗概を録し、二は前の遺漏を補ふと共に、新に生存功勞者の傳を起し、生きてる史料に據つて前傳の補正に資せんとした、是れ本續篇のある所以である。而して本列傳を通覽す

ると、或は興亞群像の自叙傳を集積したるの觀あるが、そこは監修中島君の五十年を支那に生拔きて、凡有事變に直接間接に積める其身歴と、其燃犀の史眼とに依る嚴正なる批判なしには、片言隻語と雖も収録されないのであるから、其點確に保證し得ると信ずる。

抑々本續篇が昭和十一年業を起してより、實に六年の歲月を閲し、今や興亞の氣運蓬勃として起れるの秋、其成るを見るは誠に有意義なるを喜ぶと共に、予は本會の事業に助力せられたる諸彦及び編輯諸君の多年に亘る勵精刻苦を感謝するものである。

昭和十六年十月

公爵 近衛文麿

右本續録の編纂並に印刷に就き、多大の援助を蒙りたる方々は左の如くて、茲に其芳名を記し感謝の微忱を表す。

- 外務省、三井合名會社、奉天盛京時報社、哈爾濱大北新報社、小泉育英會、吉田茂君、谷正之君、堀内干城君、町野武馬君、原安三郎君、緒方竹虎君、杉榮三郎君、波多博君、庵谷忱君、

特に印刷費を負擔せられたるは上海村川善美君の義助に依る。

又左の諸君は、多年に渉る本録の編纂に助力せられ、終に其完成を見るに至れり、併せて茲に芳名を掲げて其勞苦と誠意を鳴謝する。

- 菊池貞二君、佐藤善雄君、高木富五郎君、雜賀博愛君、高倉徹一君、岡野増次郎君、

香月梅外君、加藤進君、森山四郎君

追 記

本續録の凡例は凡て前録の例に據る。而して本續録の製本竝に紙質、寸法等が、前録に比して甚しく貧弱なるは、時局下諸般の統制法に制せられた爲め、實に止む得ざる結果である。大方の諒恕を請ふ。

昭和十六年十月

中 島 眞 雄 謹 識

續對支回顧録 上卷

重要記事 目次

序 文

總 說 一頁

第一章 滿洲事變前日滿間の情勢 七

第一節 排 日 行 動 七

一、鐵道に關するもの 八

二、不當課税に就て 二

三、商租權の侵害 三

四、鮮人壓迫に關する案件 一四

香月梅外君、加藤進君、森山四郎君

追記

本續録の凡例は凡て前録の例に據る。而して本續録の製本竝に紙質、寸法等が、前録に比して甚しく貧弱なるは、時局下諸般の統制法に制せられた爲め、實に止む得ざる結果である。大方の諒恕を請ふ。

昭和十六年十月

中島眞雄謹識

續對支回顧録 上卷

重要記事 目次

序文

總説

第一章 滿洲事變前日滿間の情勢

第一節 排日行動

- 一、鐵道に關するもの
- 二、不當課税に就て
- 三、商租權の侵害
- 四、鮮人壓迫に關する案件

目次

- 五、國是とした支那の「排日」……………二〇
- 六、一般的排日の普及……………二四
- 七、軍隊への排日宣傳……………三三
- 八、中村大尉事件……………三七

第二章 滿洲事變……………四一

第一節 事變の發端……………四一

第二節 軍事行動の概略……………四一

- 一、奉天以南滿鐵沿線の占據……………四一
- 二、長春附近占據……………四二
- 三、吉林の平定……………四三
- 四、朝鮮駐劄師團の出勤……………四六
- 五、全滿の警戒配備と彼我兩軍の編成……………四六
- 六、奥地の兵匪討伐……………四七

- 七、錦州事件……………四七
- 八、チチハル占領……………四八
- 九、遼西掃蕩と錦州占領……………四八
- 十、錦州事件と海軍……………四九
- 十一、哈爾濱占領……………五〇
- 十二、熱河攻略……………五一
- 十三、我軍關内進出と瀋沽停戰協定……………五一

第三章 上海事件……………五三

第一節 事件の顛末……………五三

- 一、發端……………五三
- 二、陸兵の派遣……………五七
- 三、軍事行動概要……………五八
- イ、最後の通牒……………六四

目次

四

- 口、第一次總攻撃……………一五四
- ハ、上海派遣軍編成……………一五五
- ニ、第二次總攻撃……………一五六
- ホ、第三次總攻撃……………一五六
- ヘ、内地歸還……………一六一
- 第二節 停戰協定の成立……………一六三
- 第四章 滿洲國の成立……………一七三
- 第一節 滿洲獨立運動……………一七三
 - イ、奉天省に於ける獨立運動……………一七七
 - ロ、吉林省に於ける獨立運動……………一八六
 - ハ、黑龍江省に於ける獨立運動……………一九〇
 - ニ、建國會議……………一九二

- 第二節 滿洲國の出現……………二〇八

- 第五章 國際聯盟に於ける外交戰……………二二五

- 第一節 理事會の經過……………二二五

- 第一項 支那側提訴……………二二五
- 第二項 理事會再會と支那側の宣傳……………二四六
- 第三項 支那調査員派遣問題……………二七六
- 第四項 上海事變と理事會……………二八九

- 第二節 聯盟臨時總會……………三〇三

- 第一項 臨時總會決議……………三〇三
- 第二項 聯盟脫退……………三二三

- 第五章 附 録……………

- 一、リットン報告書要旨……………三三九

二、リットン報告に對する帝國政府意見書……………三四五

三、聯盟臨時總會に於ける松岡代表の勸告案反對演說……………三六〇

第六章 滿洲事變以來の日支關係……………三七七

第一節 北支那事件……………三七七

- 一、發端と經過（梅津・何應欽協定）……………三七七
- 二、土肥原・秦德純協定……………三八三
- 三、綏東事件……………三八七

第二節 北支那重要案件……………三九三

- 一、冀察政務委員會……………三九三
- 二、冀東防共自治政府出現……………三九九

第三節 日支外交交渉紛糾……………四〇八

- 一、廣田三原則と日支交渉……………四〇八

二、全支に頻發せる排日事件……………四一五

第四節 支那事變……………四二六

- 一、西安事件と抗日政策……………四二六
- 二、蘆溝橋事件……………四三三
- 三、事變遂に擴大、附大山事件……………四七六
- 四、通州事件……………四八二

餘 錄 日支關係と支那の政局概要……………四九七

補 遺 日露戰役に於ける鐵道建設事業の功績……………五〇五

- 一、緒 言……………五〇五
- 二、臨時軍用鐵道監部……………五〇七
- 三、野戰鐵道提理部……………五五七
- 四、佐渡丸遭難略記……………五七五

續對支回顧錄 上卷 重要記事

總 說

東亞の天地を、眞に劃期的な變革に導き、遂に世界新秩序建造の發端たらしめたものは、實に昭和六年九月十八日、奉天北部の柳條溝に勃發した滿洲事變であつた。爾來十年餘今日なほ大東亞全域に亘つて、國民總力の結集による聖業達成に邁進しつゝある所以のものは、抑も其世期的因由を那邊に發して居るであらうか。

素より滿洲事變勃發の動機は一朝一夕にして成熟したものではなく、過去幾十年間に醗酵された滿蒙問題の積陰が、兩々相觸れて火を發するに至つたが爲めである。嘗つては滿洲の特異性を遵奉して、之が正當なる持續性を確保せんがために、國帑民力を賭して強露を掃蕩したのは何の故か、或は又國民革命の支那赤色外交の桎梏から、滿洲のみを毅然として分立せしめんが爲に、國力を傾倒して協力したのは何の故か、蓋し滿洲を以て我が國防の第一線となし、國家存亡の生命線と目し全東亞の

平和を確保すべき樞紐と信じたからに外ならない。

然るに、作霖、學良張家父子二代の蟠居は、傳統的滿洲自治の眞由を忘れ、屢々中原に覇を唱へたる帝國恩顧の賜を没却し、寧ろ進んで帝國の權益を滿蒙より驅逐せんとする企圖に出でた。學良に至つて其舉措益々矯漫となり、甚だしきは滿蒙在留邦人への實力的抑壓にまで及んで來たのである。

帝國の忍從茲に至つてか爆發の餘儀なきに至り、果然迅雷的に自衛權の發動となつたのであつて、斯くして滿洲事變は、滿蒙に新らしき平和の萌芽を齎らす宿命的な動因となつたのである。

由來、滿蒙の地は、支那人に何等の關心を與へなかつたところである。清朝入關の初頭は、其發祥の地なるの故を以て、漢民封禁の制を樹て、漢土からの移民を禁じて居たのであつたが、嘉慶の頃から制度漸やく弛廢し、山東、直隸、山西の饑民所在に流入して農耕に従事するに及び、始めて農作物の産出を見るに至つた。之れ滿蒙本來の姿である。されば往年露國が東方經略の目的を以て滿蒙に進出するに際しても、支那人が何等の痛痒を感じなかつたのは、蓋し怪しむに足らぬところである。

然るに、革命外交に勢を得た國民政府が、「滿蒙は中國の心臟なり」などと、今更の如く宣傳して、過去一切の歴史と傳統とを蹂躪して顧みざるのみか、滿蒙防衛の爲めに絶大の犠牲を拂つて來た帝國との關聯を無視し、寧ろ日本帝國の既得權益を暴を以て潰滅せしめんとする態度に出で、且つ

又、滿蒙の赤色化を企圖するが如き不逞の行動に對しては、寸時も之を默視し能はざるは當然である。況んや、滿蒙に於ける歴史と成果の實體を認識せざる第三國の不當なる容喙干涉をや、即ち滿洲事變勃發以來、國際聯盟の名を藉りて國民政府と呼應し、事毎に帝國自衛の行動に掣肘を加へんとし、或は調査員を極東に派遣して正義を歪曲するが如き審判を行はんとしたが、帝國は飽までも滿蒙の育成は東亞永遠の平和を確立する基礎行爲なりとの信念に立ち、此鐵則を擁護せんがために、昭和八年三月、遂に國際聯盟より斷乎離脱するに至つたのである。

是れより先き、昭和六年一月國民政府は第三國の極東干涉を誘致して帝國を壓迫せんと策し、滿洲の治安未だ定まらざるに乗じて上海事變を挑發したが、幾何もなくして帝國の威武は之れを鎮定し、同年五月五日停戰協定に調印して事を落着せしめ、また一方滿洲に於ては、三千萬民衆を支援して、同年三月滿洲執政々府を樹立し、次いで九年三月康德皇帝即位の大典を舉行せられ、茲に滿洲帝國の肇建を中外に布告した。爾來日滿兩國は一德一心、不可分の關係に立つて庶政を更張し、國防の堅陣經濟の躍進また年と共に顯著なものがあつた。同十一年東支鐵道を露國より買收し、十二年積年の懸案たる治外法權を撤廢するに及んで、完全に獨立國家たるの形體を整備するに至つたのである。

斯くの如くにして、滿蒙の地は今や東洋平和の前衛的成果を擧げ、帝國にとつても亦國防第一線の

完成に前進することとなり、皇化愈々駸々乎として全東亞を風靡せんとする形勢を馴致したが、偶々昭和十二年七月蘆溝橋の一端に世紀の切火を發してより、所謂支那事變の展開となり、東亞は全く新たな荆棘の上に、艾惡纂善の圃ひに巻き込まれてしまつた。

然しながら、支那事變は固より革命外交に有頂天となつてゐた國民政府が、辛辣なる赤色魔手に踊された世紀病の發現であつた。所謂抗日人民戦線の根強い思想運動に引摺り廻された彼等が、興亞民族の結合といふ大任を打ち忘れ、近視眼的な意慾にかられて、兄弟牆に鬨ぐの愚を敢てしたのである。勿論帝國としては、支那事變を通じて暴支膺懲の徹底を期すると雖も、東亞全體平和を將來に念願する切望に於て毫も變りなく、東亞新秩序建設に邁進し、聖戰數年の間依然として、大陸政策に於ける方針に不動の姿勢を堅持してゐるのである。

現に支那事變五ヶ年の歳月を閲する今日、皇師の武威益々赫々として既に南北に堂々の捷を奏してゐることは天下周知の如くである。而かも此事變に於ける帝國の目的たるや、毅然として正大、政府屢次の聲明する通り聖戰を以て終始し、暴支を覆滅して新たな東亞を再建せんとするところにある。従つて天火の嚮ふ所、燒夷し了らざれば已まざるの強靱さを以て猪突すると雖も、一面また東亞の大道に歸り、聖業達成に協心戮力するものは、歡んで之れを邀へて同志的結合を爲すに聊かも躊躇

しないのである。事變の繼續中、汪精衛の國民政府樹立に全面的援助を與へ、昭和十五年十一月、日支基本條約を締結して其政府を正式に承認し、同時に日滿華三國共同宣言を調印して、中外に聲明した所以も、亦實に帝國堂々の所信を披瀝したものである。蓋し此所信は、遠からず事變の終熄と共に實現すべき大東亞永遠の和平の基礎要件となるものに外ならない。

願れば、明治、大正の御宇を經、昭和の御世に入つて、帝國が斯くの如く昌運に其歩を進むる所以のものは、固より列聖の鴻猷に基くは申すまでもない。而して又、其間賢相明臣内に運籌し、愛國の志士外に策動して、此光輝ある聖業を補導したる功績も一再ではない。之れ本會が曩に「對支回顧錄」を編して、其永久に没すべからざる勳勞を顯彰した所以である。今茲に續録を纂するは前録の補遺と、生存の諸賢に關する事蹟を回顧し、以て帝國不動の大陸政策を再検討せんが爲めである。

第一章 滿洲事變前日滿間の情勢

第一節 排日行動

支那の排日運動は世界大戰後漸く著しくなつた。ヴェルサイユ會議に於けるウイルソンの「民族自決」提唱と、革命後のロシア政府が執つた國際條約の一方的廢棄、借款の踏み倒し等が、支那に於ける排外運動の好題目とされ、國民政府成立以後は、其對外方針の基調となり、所謂革命外交と稱して、領事裁判權撤廢、租界回收、不平等條約廢棄、帝國主義打倒を叫び、國權恢復の美名の下に、民心を排外的に指導統一するに努めたものである。殊に我が日本に對しては、學校、黨、軍隊、社會等各般の教育に排日と對日復仇を織込み、一面に於ては遠交近攻政策に則つて、露骨なる排撃運動を繰り返すに至つたのである。

此の如き風潮は支那本土に徹底して、到る處帝國の既得權を蹂躪すると共に、漸次滿洲にも波及し我が特殊權益は空文視せられて、侵害を受くること枚擧に遑あらず、當時日支の間停滯せる懸案三百

餘件に達し、外交史上嘗て見ざる所であつた。殊に革命思想にかぶれた張學良が政權を握るや、彼は進んで我滿蒙に於ける特殊の權益と立場とを、拒止否認せんとする態度を示し、遂に國民政府に對し「畢生の事業として、日本人を滿蒙より驅逐せん」と誓ふに至らしめたのである。此の如き傍若無人の滿洲當局の態度に對し、類例なき迄の帝國政府の隱忍も、遂に局面を好轉し得ず、抗日侮日の徹底強化は、次第に兩國間を精神的乖離に導き、識者をして匙を投ずるに至らしめたのである。此の如く兩國民心を救ひ難き乖離に追込んだ侮日抗日的氣運を、當時の懸案若干に就き之を列記して想起することゝしよう。

(一) 鐵道に關するもの

滿洲に於ける鐵道に關する我が特殊權益は、南滿洲鐵道株式會社を根幹として、或は借款或は工事請負の形式に於て、滿鐵線を培養して滿洲を開發すべく、我歴代内閣の計畫した鐵道路線は頗る多數に及んでゐるが、滿洲當局は之等培養線に對しては、或は借款の元利を支拂はず、或は工事費を支拂はずして、しかも之を借款契約と爲さず、又前渡金を受けながら工事契約を爲さざる等、幾多の關係諸條約契約を蹂躪したのであるが、遂には進んで滿鐵を衰微せしむべく、併行線の計畫を樹立するに

至つた。

抑も併行線問題は遠く露國時代に始まり、明治三十一年五月露支旅大租借條約追加協定第三條に(前略)該計畫鐵道ノ便益ヲ受クル全地域内ニ於テ外國人ニ對シ鐵道敷設ノ特許ヲ與ヘザルコトヲ相互ニ約定ス、露西亞帝國政府ハ上ニ示セル新支線ノ最近地點ニ至ル山海關鐵道ノ延長敷設ニ對シテハ若シ清國政府ガ該線ヲ自國ノ費用ニテ敷設スルコトヲ欲スルナラバ阻止セザルコトノミニ同意スと規定し、東支線擁護のため、山海關鐵道以外に關しては支那をも第三國と見做し、競争線の建設を拒否したものである。日露戰役の結果、我國は此特權を繼承し、更に之を明確有效にすべく、三十八年十二月「日清滿洲ニ關スル條約附屬秘密議定書」第三條に

清國政府ハ南滿洲鐵道ノ利益ヲ保護スルノ目的ヲ以テ該鐵道回收以前ニ該鐵道ニ近ク若ハ之ト併行シ該鐵道ノ利益ヲ害スル虞アル他ノ鐵道ノ本線又ハ支線ヲ敷設セザルベキコトヲ約スと約定し、儼乎として併行線の建設を拒否して居るのである。

然るに滿洲が滿鐵を動脈として開發の度を進め、滿鐵の重要性が顯著となるや、此明白なる條約を無視し、遂に大正十五年八月打通線の建設に着手し、明らかに滿鐵の併行線を、支那自らの手に依つて勝手に工事を進むるに到り、爾來鐵道關係の條約無視、排日行動は年々數十件を累積するに至つ

た。

昭和二年田中内閣に於て滿蒙五鐵道問題を主題に強硬なる交渉を行つたが、學良政權を握るに及び有耶無耶に葬り去られ、次いで濱口内閣となるや、滿鐵自體の擁護のためにも、併行線を始め一切の鐵道懸案を解決するの要に迫られ、時の滿鐵總裁仙石貢は政府に意見を具申して、交渉開始を慫慂した所、當時の奉天總領事林久治郎は意見を異にし、

鐵道交渉の開始に敢て反對する譯ではないが、鐵道問題を根本的に解決するには、先づ政府として對滿政策の根本を決定し、其方針に則つて鐵道交渉に取掛るべきである。若し支那側がその我が根本策に反對する場合には、強力を以てしても之を斷行すると云ふのでなければ、政府間の外交交渉とすべき價值なし。

と堅く主張した。仍て鐵道當局の事務的交渉となすに方針を定め、滿鐵理事木村鏡市がその局に當る事となつた。そこで木村理事は、東北交通委員長高紀毅を相手として、懸案交渉に取りかゝつたのであるが、何分にも當時の支那は、南京政府も張學良政權も、所謂革命外交に夢中になつてゐて、やれ國權恢復の、それ不平等條約撤廢のと、非常に鼻息の荒い時代であり、且つ張群とか吳鐵城とかいふやうな國民黨の連中が奉天へ乗り込んで來て、奉天政權を矢鱈に煽り立てた時なので、鐵道交渉など

いふ、局限された間の延びた問題には餘り氣乗りせず、全面的な滿洲問題を解決すべしといふやうな、寧ろ一觸即發的な尖鋭化した空氣に覆はれてゐた關係から、支那側には何等の誠意なく、極めて簡単な事柄でも無理に遷延し、交渉は一向に捗らない。木村、高の交渉は結局物を決める折衝とはならず、膠着状態の裡に事變となつたのである。

(二) 不當課税に就て

鐵道及び鑛山に關する支那側の國權恢復熱は、枚舉し得られぬほど幾多の不當を敢て行ひ、我が權益を徹底的に無視せんとしたが、同時に又在留邦人驅逐の目的から、種々の方策を以て不當なる課税をした例も少くない。例へば昭和二年二月一日以降、吉林産の枕木を滿鐵に賣込む支那人に對し、本税の外に半額の特別課税をしたり、或は奉天城内へ賣り込む商品に對して、輸入税の外に銷場税を賦課したり、昭和六年五月から大連海關に限り免除證書を發給せず、事實上、日本商品に二重關税を課し、如何に抗議しても容易に之を容れやうとはしない。殊に最も著しきは鐵道附屬地に對する不當課税であつた。

元來滿鐵附屬地に對する我帝國の行政權は、絶體自主的のものである。従つて附屬地に對しては、

支那側に課税権なきは勿論であるにも拘らず、所謂一般行政権恢復の意識から、附屬地在住の支那人に營業税を賦課せんとした。よつて我方は之を阻止したところ、支那官憲は右附屬地在住支那人に強要して、附屬地外で納税せしめ、又は附屬地から搬出する商品に對し、營業税二分出產税三分を徴收し、而かも脱税防止のため附屬地在住支那人に對して壓迫の手を下すなど、全く我が國の既得權たる附屬地行政権にまで、障害を與へんとする計畫的策謀に外ならないのである。

(三) 商租權の侵害

商租權は大正四年の日支條約によつて獲た帝國が滿洲に有する重要な權利の一であるが、支那政府は最初からこの權利の發動を阻止する目的を以て、右條約調印の一ヶ月後たる大正四年六月二十四日大總統令を以て、「懲辦國賊條例」なる刑事特別法規を制定し、又内務部訓令を以て奉天、吉林兩省官吏に、「商租須知」を秘密に頒布して、日本人との土地賣買に應じたものに對しては、死罪を以て處罰するの方針に出たものである。

斯る經緯の下に商租權の實現を困難ならしめてゐたところ、其後滿洲に於ける排日意識の宣揚に伴ひ、商租税問題の漸く喧傳さるゝ形勢となるや、奉天政府も亦昭和四年七月飽くまでも商租權妨害を強行せんとて、「懲治盜賣國土暫行條例」を制定し、管内各地方官に密令して、外國人に對する土地の抵當租與を嚴禁し、之に違反するものを死刑又は無期徒刑或は罰金に處することとし、昭和六年六月右規定を幾分修正して、「國土盜賣懲辦罰則」と改めた。右罰則發布の結果、前記條約は全然空文に歸し、將來商租權の獲得は到底不可能に陥つたが、支那側では本規則發布以前の既得權をも着々奪回しやうと試み、例へば昭和四年二月瀋陽縣門臺子で東亞勸業會社が、支那人李雲飛から土地二十四天地を一萬圓を以て商租したところ、遼寧省政府は委員會の決議により、右地主を死刑に處すべしと脅迫して、遂に昭和五年一月右の關係地券を地主に命じて東亞勸業から取り返させた事實がある。

元來滿洲に於て土地を賣買するには、賣主の有する地券（省政府發行）を賣り渡す事によつて實施されるのであるが、右の地券に「この地券は若し外國人に抵當又は密賣したる時は直ちに無効とす」といふ朱印が捺されてある。故に支那人もなか／＼外國人に土地を賣渡すことが、出來難いやうになつて居るが、それでも窮餘、外國人に賣渡すや、直に省政府に對して地券紛失の届出をする、省政府は若干の手數料をとつて新たに地券の交付をする。といふのが通例である。故に日本人が土地を買受けても、何時支那側の不法發意によつて、地券が無効になるか判らぬといふやうな、危險が伴つてゐたわけである。條約締結後、三ヶ月にして實施を豫想された商租權が、十數年を経過するも、遂に懸

案として解決しなかつたのも、支那側に當初から之を妨止する意識的工作が營まれた結果であつた。殊に此問題が著しく表面化して來たのは、昭和四五年頃からで、商租権を妨害し、奪回する事件が續發したものである。

(四) 鮮人壓迫に關する案件

滿蒙在住の朝鮮人農民は、一時は二百萬人に達する多數であつた。彼等は廣漠たる滿蒙の平野を營々として耕作、水田化するに努めたのである。黒龍江省を始め、吉林、遼寧兩省一帶に於ける鮮農不撓の勞働姿は、年々其數を加へ、就中間島地方の如きは、地理的にも地質的にも朝鮮に接壤してゐる關係から、其住民の大部分が鮮人であり、従つて間島地方の文化的、社會的、乃至産業的開發は全く鮮農の努力によつて築成されつゝあつたのである。

然るに支那官憲は、是等鮮農の發展的情勢に恐怖の念を抱き、直接間接に壓迫を加へ、租地、小作契約等に對する妨害の外、新規移住者の驅逐、借家禁止、營業妨害を試み、支那人地主家主を強制して鮮人の立退きを餘儀なからしめ、時によつては實力を行使して、暴虐の限りを盡したものである。遼寧省政府は昭和五年六月五日各縣知事に訓令を發して、

東省移住の鮮人は現在十餘萬人を下らず、而して是等大部分は水田耕作に従事し、耕作面積實に數萬畝を下らず、然るに是等鮮人は年々増加しつゝあり、依つて各縣長は今後移住鮮人に對する土地の商租は總て官有と民有とを問はず、縣政府の證明を受理せざるものは許可せず、又許可後に於ては其地價の半額を徵收し、期限満了の際は返還せしめ、以て水田を鮮人經營に委せざるやう努むべし、

といふ亂暴な處置をとり、更に同年六月十五日安東縣知事に對して、

在滿朝鮮人會、保民會等は表面鮮人團體の如くなるも、裏面は日本人の經營にして、日本政府は鮮人をわが東省に移住せしめ、以て東省を侵略せんと企圖し居るものなれば、斯る鮮人團體は速かに壓迫を加へ驅逐せざれば、我が施政方針に多大の惡影響を來すべし、各縣長は管下一帯に轉令し以て之が驅逐策を講ずべし、

との訓令を發し、鮮農壓迫は峻烈を極めたものである。

又、吉林省政府も之に劣らず農鮮壓迫に腐心し、殊に間島地方に於ては、鮮人の經營する補助校二十八、私立學校二百七に對して壓迫を加へ、之を全部支那側に回收して縣立に改めようとの目的から明東、崇德、三成、協昌其他數校に閉鎖を命じたり、鮮人子弟は三歳に達せば支那學校へ入學せしむ

る契約を強制したり。甚だしきに至つては、強制處分と稱して學校の財産までも沒收した。斯る情勢が全滿蒙に互つて暴戾を極めたので、鮮人は水田を奪はれ、婦女子は掠され、「移住鮮人にして水田を經營せんとする者ある時は、借地籍其他を詳細に調査し、一般國民をして間接的に驅逐せしむること」などいふ鮮農排撃の通牒が省政府から各縣知事へ廻付されたので、地主は益々横暴を極め馬賊はいよゝ跳梁し、結局鮮農慘殺事件が頻發するに至つた。萬寶山事件、三道溝事件などの續出したのも故ある哉である。斯くて生命の不安を感じる鮮農は續々と朝鮮へ歸還し、昭和六年の如きは一月から八月までの八ヶ月間に一萬一千餘人が本國へ逃げ歸つたほどで、事變前に於ける鮮人の在留數は八十萬人に減少してゐた、當時の鮮農壓迫の主要なる實例を挙げれば次の如くである。

イ 茶條溝事件

間島延吉縣茶條溝土門子新興坪での出來事である。昭和五年十二月十九日自警團長支那人姚振霖は團員約三十名を引率して巡邏中、團員と離れて豫て呢懇な間柄の鮮人鄭東燮の家に立寄つたところ、小銃を持つた支那服の男が臥床してゐるので、匪賊と誤誌し拳銃で射殺した。然るに被害者は姚團長の從兄であつたので、證據湮滅の目的を以て、驚いてゐる鄭一家のものを塵殺し、なほ戶長

鮮人崔をも殺害し、保衛團及び公安局へは、共產匪襲來數名を殺害したと報告した。報により保衛團及公安局が同地に出張して、良民を射殺したり、部落民六十餘名を檢舉して、内四十餘名を放還し残る十五名を拷問し、遂に青年李藥をして虚偽の自白をなさしめ、十三名を共產匪として公安局へ押送したのである。我が天寶山警察分署は、二十二日報により調査隊を現場に派遣し、鄭の次男の妻女より事情を聴取し、直に總領事を経て支那側に抗議した。

ロ 萬寶山事件

朝鮮人某（長春居住）が支那人名義を以て、長春北方五里三姓堡の水田用地を商租し、昭和五年八月奥地に於て支那官憲の壓迫を避けて、同地に來た鮮人約四百名を使役し、長春縣長の認可を受けて、六年四月初旬から水田工事に着手した。ところが五月一日支那官憲は武装軍警を派遣して、鮮農の退去を要求したが、帝國領事の抗議により一時沈靜した。然るに七月一日支那農民約八百名を使嚇して、現地に殺到し、帝國警察官との間に小競合を起した。滿蒙に於ける鮮人壓迫事件は遂に本事件を導火線として、鮮人の對支那人報復事件を勃發するに至つたものである。

ハ 三道溝事件

昭和六年五月二十四日長春北方約一里三道溝に居住し、水田耕作の鮮人三十三名に對し、突如縣政

府から支那國籍を有せざるを理由として、退去を命令して來た。併し右鮮人は五六年前から同地に居住し、水田經營に従事してゐるものだから、驚いて其旨長春居留民會へ對策を願出で、外交當局に於て交渉を開始した。

二 懷德事件

長春附近の懷德に居住する鮮農四十一戸に對し、昭和六年七月支那官憲と地主とが協力して、突如「退去せねば事件が突發する」と脅かし、遂に生命の不安を感じた鮮農全部は居たたまらず、九月四日何れも長春附屬地へ引揚げて來た。

ホ 不法逮捕處罰

在滿鮮人に對する支那官憲の不法逮捕監禁は、條約を無視して何等裁判の手續も取らず、數ヶ月乃至一ヶ年餘も監獄内に放置するの無謀を敢てし、或は地方官憲への献金を躊躇した廉によつて、監禁された鮮人名士も少くなかつた。現に事變直前、奉天監獄に在つた鮮人六十餘名、敦化百四十名、吉林二百四十餘名、哈爾濱約四十名の多數を不法監禁して居たものである。

茲に最も顯著にして悲惨なる例として、事變直後の九月二十日日本軍が吉林に進入すると共に、同地監獄に收容中なりし鮮人の釋放に努めた當時の、我軍の發表を採録して、如何に其不法處罰の多

きかの事例を知ることとする。

吉林監獄内に於ける鮮人の慘狀

九月二十日日本軍吉林に進入すると共に、該地監獄に監禁中の朝鮮人二百四十一名を解放救濟せるが、其慘狀は從來の世評に數倍し、正視するに忍びざるものあり。全員は重さ八百匁に餘る鐵の足枷を施され、其足枷は固着し、之を解除するに専門の鍛冶職を要したる程なり、疊一疊に六人宛坐臥し、食物は高粱の粥と生葱の少量を與へらるゝのみにして、全員疲勞困憊し、而かも數多の病者あり、入監中死亡せるもの數多あるも其埋葬地さへ不明なり。入監者には數名の婦人あり、且つ二歳の小兒二名あり、彼等は母の背に負はれ暴戾なる支那兵の銃劍に追はれて投獄せられたるものにして、其罪名は等しく共產黨なり、彼等の犯罪は共產主義運動に従事することなしあるも、斯る疑ひあるもの一名もなく皆善良なる農民にして、中には支那兵が鶏の無償提供を要求するを謝絶したるため、直に共產黨員として連れ行かれたるものあり、或は入獄後其耕作地を直に官憲に占有せられたるものありて、全く支那官憲が朝鮮人を壓迫し、且つ之れにより私利を計らんとせるものたるや明らかなり。而して吉林省政府の司法官は日本軍の尋問に對し、入獄朝鮮人は全く軍憲より依頼せられ、單に預り居るものにして、法律上の根據なしと辯明し居れり。入獄者の殆んど全部は投

獄せられたるのみにて、一回も合法的の訊問を受け居らず、其最も長きものは、既に此の如き状態の下に、八年を経過するものもあつた。

我軍は以上の事實に鑑み、九月二十八日合法の手續の下に彼等を解放せり、各人は他人の肩に助けられ再生の歡喜に充ち、皆泣きながら日本軍を拜禮して其故郷に歸れり、云々。

(五) 國是とした支那の「排日」

支那の排日運動は漸次年中行事のやうになり、打倒日本帝國主義とか、日貨抵制とか叫んで、群衆をあつめて街頭示威を試みることは、日本にとつても耳にたこであつて、敢て不思議でもなく珍らしくもない、また支那人自身も慢性的になつて、眞に民心を刺戟するやうなことはなかつた。或は排日運動を職業とする連中の生活費稼ぎであつたり、或は國民黨部の主義宣傳の一様式であるといふ程度の感じを齎らすに過ぎなかつた。従つて日支間の商取引に従事する兩國の當業者達は排日運動の起るを見込んで、物資の賣買契約を先き付けに取結んで、實質的には何等損害を蒙らぬやうな手配を怠らなかつたものである。

然るに國民政府が南京に本據を構へ、黨部の活動に統制がとれて來ると、排日運動にも政治的經濟的な意味が多分に含まれるやうになり、政府の革命外交と歩調を合せて、排日運動も組織的になつて國家的背景を持つた一貫せる官民一致の行動となり、之が一つの思想的標準として、深刻に國民の各階級に浸潤して行くこととなつたのである。即ち軍隊教育に於ける排日宣傳の如き、學校教育に於ける排日教授の如き、何れも南京の國民政府が主體となつて、法律を布き、訓令を發し、公公然と軍歌や唱歌を合唱せしめて、國民の胸裡に排日意識を植付けたのである。勿論この國策的な排日教育には支那一流の宣傳方式を忘れず、自國の罪科は飽までも事實を歪曲して之を蔽ひ、たゞひたむきに外國の壓迫を誇大に列擧して、無智なる兵隊を煽り、純真なる兒童の腦漿を混亂に陥らしめたのであつた。

支那の「排日運動が」漸く組織化するに至つたのは、前述の如く「革命外交」の運用により、「國權回復」の美名を掲げて、民心の共鳴をそゝることに始まつた。不平等條約の廢棄を叫び、滿蒙に於ける我が帝國の特殊權益放棄を要求し、甚だしきに至つては「臺灣、琉球をも支那へ返還せよ」と主張するやうな滑稽を演じたものである。だから支那の政治家達も、國民政府を中心とする自己勢力の永續を希ふ餘り、機會ある毎に國際信義を顧慮せず、實現の可否などに頓着せず、「國權恢復」を論じ、「排日」を煽動した。殊に滿洲事變の直前に於ける支那の一般的情勢は、全く無軌道的な暴論に充滿

された傾があつた。

昭和六年二月二日中央黨部の記念週日に當り、國民政府首腦部の一人で、日本にも多數の知己を有する張繼が、

日本が過去に於ける權利を楯に、強制的敷設を要求してゐる吉會鐵道は、東三省中で最も重要な地域であつて、極めて重大なる案件である、之を要求する日本の態度こそ、帝國主義の經濟的並に交通的侵略の現はれである。

と演説して大向の喝采を博し、又、前の外交部長王正廷も其席上、領事裁判權の撤廢や滿洲に於ける日本守備隊の撤去を要求して、

日本が吾々の要求に應ぜぬ場合は、全國民は協力一致して之に抗爭するものである。これには宣傳運動や、生漚い外交手段では駄目である。軍事上の研究と充分なる用兵作戰の根本方針を樹て、糧食などの完全なる準備を整へて一戦を交へる覺悟がなければならぬ、吾々に此決心と準備さへあれば日本は直ちに屈服する。

と説述し大に對日感情の激化を煽つてゐる。斯る事例は到る處に見られたが、この對日意識は南方より北方にまで侵入して來た。

元來滿蒙は多年我が帝國と特殊の關係にあつたので、露骨なる排日は此地方に行はれなかつた。然るに昭和三年六月四日張作霖の爆死が突發した。當時滿洲と中央との關係は、頗る複雑な間柄にあつ

たので、滿洲は飽くまで現状維持が必要で、奉天政局に異變があつては事態は益々紛糾するばかりである。茲に於てか、奉天舊派に屬する實力者張作相、萬福麟、張景惠、湯玉麟、張海鵬、袁金鎧、干沖漢、劉尙清などが結束して、張氏の二世學良を以て作霖の後繼者と推戴した。勿論我が帝國が其背後を支持したので變局を防止し得たのである。

是等の事情は張學良と雖も熟知してゐるところであるが、天下が己の有に歸するや、學良は對南方政策に重點を置き、新人を拔擢して舊派の要人を疎んずるかに見え、高紀毅、羅文幹、張弧、沈瑞麟、顧維鈞、周大文、陶尙銘、王子文、朱光沐、胡若愚、王樹常、干學忠、榮臻、湯國福、李應超、董舜臣、葉弼亮、高清和、鮑毓麟、臧啓芳、劉翼飛などの面々を重用して、政務も機務も一切南京と連絡をとることを怠らなかつたものである。又一面に於ては王家禎、鮑文樾等を南京政府に譲つたり、斯くして東北四省の經營を、我が帝國から離れて、南京と協力せんことを畫策した。我が帝國の忠告を拒否して國民黨に入黨し、滿洲に青天白日旗を掲揚するに至つた頃の學良は、既に全く排日の巨魁としての資格を具備してゐたものである。

『滿蒙より日本を驅逐せん』と豪語した張學良は、「奉天省」を「遼寧省」と改稱し、國民黨旗の翻へる下に、昭和四年六月には「遼寧國民外交協會」を組織した。同協會は張學良政權の別働隊として、

機關雜誌を發行し、集會を催し、新聞を利用して協力對日惡宣傳を試み、又東北文化社を組織して排日放送の事に當らしめた。排日の處女地滿蒙は、斯くの如くにして張學良の思想と相共に、逐日熾烈なる排日の坩堝と化してしまつたのである。國民政府中央黨部が、滿洲各地に其支部を設置するや、「國是排日」の徹底に一層の馬力をかけ、遂に昭和五年二月中旬に至つて、全國各省黨部に對し、滿洲問頭を主眼とする猛烈な排日運動を命令したものである。其指示要目が如何に侮日的であるか、一讀啞然たらざるを得ない。(本錄上卷第六百頁參照)

而して指令は爾來一般人民に餘程徹底し、あらゆる機會に於て、日本人の支那街に於て毆打さるゝ事件が頻發したものである。

(六) 一般的排日の普及

排日侮日思想の宣傳に就ては、國民政府の抱持する國是を以て、東北探題張學良は之に輪をかける程度な徹底振りを發揮した。省黨部が別働隊として、奉天城内に遼寧國民外交協會を設置し、此處を宣傳總指揮部と定め、宣傳ピラを撒き、流言を散らし、或は縣知事以下の官憲が之と連絡をとり、官吏自ら陣頭に立つてピラ配りをやるといふ有様、或は又、小學校教員が朝鮮人に對して、「支那服を着

なければ十五夜の晩にやつゝける」とか、「十月までには朝鮮人全部を滿蒙の地から驅逐することに東北政府で決定したから其準備をするがよい」などと威迫したものだ。無智なる民衆はこの官憲の宣傳を其まゝ受け入れて、「日本逐ふべし」の概念を築きつゝあつたのが、昭和六年に入つてからは益々露骨となつた。而して積極的に日本人を侮辱する事件が隨所に頻發するやうになつた。

一、日本人が馬車又は人力車で城内の支那街を通行すると、多勢の支那人群集が威嚇して日本人を車から降ろす、若し肯かなければ多勢で其日本人を袋叩きにする。

一、日本人が郊外へピクニックに出かけ、やがて辨當を擴げて食事に取りかゝらうとすると、多數の苦力が襲つて來て無謀にも其食物を掠奪する。

一、日本婦人に惡戯し、日本小兒を侮辱し、日本人が買物に城内へ行くと、群衆が之れを妨害し、若し其日本人が憤慨しようものなら之を幸ひと擲る。

一、日本人に雇傭されてゐる支那人を使曠して「近く日支衝突があるから其場合は君等が眞先にやられる。早く逃げ出せ」と煽動する。

一、日本は支那と無條約國だといふ事を巡警に教育してあるので、何か日支間に問題が起ると、巡警は是非を正さずして日本人側に罪ありと斷定する。吉林地方裁判所の如きは判決文に「日本は

無條約國なり」とさへ書いてゐる。

等々の事例は枚擧に遑ない程で、斯の如く排日侮日の徹底して來たのは、國是に則る官憲の方針により、事實を捉へて窮行するからではあるが、更に驚くべきは、國定教科書の中に排日記事を滿載して、純真なる幼童に排日の毒酒を飲ませてゐたことである。

支那に於ける排日の教科書問題は、事變後もなほ何等改善されるところなく、日支國交阻害の重大素因として、我が方より屢々抗議を提出してゐるところであるが、國民政府は所謂國策の根本に關する事となし、國際信義を無視して、之が改訂の實を擧げず、依然史實をまげ、友邦の排斥を教育の方針となし、以て支那自身の前途を自ら戰慄へと導きつゝあるかに觀られる、況んや滿洲事變前に於ける排日教育の徹底さは到底今日の比ではなく、誠に鑿鑿すべきものがあつた。

元來支那の學校は公立と私立とを問はず、小學、中學、專門學校の總てが、政府の指令に基いて教育の根本を、三民主義及び黨化教育に重點を置いてゐる。従つて其教科書も、大學院の制定にかゝる新時代教科書、小學黨化教材、新主義課本、新中華三民主義課本等で、是等の教科書にある排日教材は、各科目を通じて日本帝國主義の打倒を其眼目としてゐる。而して其主張する内容は、
不平等條約の廢棄要求に始まり、馬關條約の不當、義和團事件による損失、日支交渉（大正四年）

の二十一ヶ條を攻撃、臺灣、琉球、朝鮮などの割讓地及び關東州租借地の返還を叫び、五三、五九、五卅等を主要なる記念日として、國民の奮起すべきを教へ、我が帝國の滿蒙進出に反對し、領事裁判權の撤收を迫り、「日本の經濟的侵略」と稱して、關稅自主權を力説し、各種借款、租界内課稅、内河航行權、郵政權等の失當を鳴らし、鐵道、鑛山、紡績業等日本が經營する事業により支那の受くる損害を説き、對日經濟絶交を斷行するに非れば、支那の經濟的獨立を確保し難しと論じ、大に日貨抵制を叫び、朝鮮、臺灣等の浮浪分子に呼びかけて弱小民族の團結を促してゐる。

而して排日教材は高學年より低學年に多く、獨斷的宣傳を以て虚構を弄し、小國民に無條件な憎日觀念を植え付けようといふにある。今その二三の例を擧げて、巧妙にして惡劣なる、支那の排日意識を窺知することにしてしよう。

イ 日本東洋的勢力

九州の南に面して琉球、臺灣及澎湖島がある。數十年前皆我が國の屬地であつた。

九州の西北方にある朝鮮半島も我が國から奪ひ去つたものだ。日本は朝鮮を得て經營に力を盡し、鐵道を敷いて南滿洲と連絡し、金州半島を租借して關東滿蒙を牽制してゐる。我が東三省を侵略する野心は十分顯著である。（高級用地理課本第四卷第一課）

ロ 各租借地條約

民國前十五年、宣教師二人が殺されたといふのでドイツは膠州灣を占領した。一年後その租借權を要求し九十九年の期限とした。膠州鐵道も亦彼の手によつて建設された。これより各國は競つて中國より租借地を求め、露は旅順大連灣を、英は威海衛を、佛は廣州灣を租借した。後、露は日本に敗れて旅大は日本に占領された。現在膠州灣は既に中國に還り、英佛又租借地の還附を許諾せるも未だ實行せず、獨り日本は旅大還附を肯じない。(三民主義千字課第一卷第二十八課)

ハ 濟南事變

民國十七年、我等の國民革命軍が濟南まで進んだ時、日本は我國の主權を蔑視し、居留民保護に名を藉つて敢然山東に派兵した。國民革命軍が濟南に到着した五月三日、日支兩國間に小衝突が有つたが、日本軍は遂に暴行を肆にし、我等の人民を射殺し我等の軍隊を砲撃し我等の外交官を捉へて眼を抉り、耳を割きたる後之を殺し、我等の軍民官吏の害を被るもの數千人の多きに達したのである。彼等はまた、濟南及び山東鐵道を占領し、津浦線を切斷し、人道及び國際公法を無視して恣に横行した、借問す、彼等の眼、中國を見つゝありや、(新中華公民課本第八卷第十一課)

ニ 五・九國恥

同胞よ、記憶するや、

民國四年五月九日を

日本は二十一ヶ條の不法な要求を提出してつひに承認せしめた。

同胞よ、記憶するや、

民國四年五月九日を、

(小學黨化教材第四冊)

ホ 反日運動歌

日本の倭奴の凶暴は

誰でも知つてゐることだ、

時々我が國土を侵略し

其心や甚だ狡猾

恨むべし、彼れ、

この度の五月三日

又、濟南に於て奪掠、燒殺し、

滿洲事變前日滿洲の情勢

全く性、狼の如し、

愛國の志士よ、早く武装して

起つて恥を雪げ

報復せよ、帝國主義を打倒せよ、

(宋壽昌作曲歌)

へ 報 仇

五月三日、五月三日

わが濟南を襲撃し、我が同胞幾千人を銃殺したのは誰か、
此仇を報じなければ人ではない、

五月九日、五月九日

廿一ヶ條を提出したのは誰だ。

皆踏み付けにされるとは何たる醜ど

此仇を報じなければ罷まぬ、

(民智國語讀本第二卷第四十一課)

ト 國恥記念歌

朝鮮—琉球—臺灣島

多くの地、皆奪はれぬ、彼の爲め、

今又我が國勢定まらず

歐洲大戰終らざるに乘じ

滅國の條約を提出せり、

公理を無視し、人道に反し

山河將に奪はれんとす

嗚呼哀し、四年五月七日の凶報よ

奴隸となり僕婢となるの日、目前に迫れり、此國耻何れの日にか消ゆべき、

(小學黨化教育唱歌集)

以上のやうな排日的字句は全教科書を通じて滿載されてゐるが其内容は大同小異で、何れも彼等自らの破廉恥を暴露する僞瞞の配列に過ぎないものではあるけれど、しかし之れによつて養育される少年少女は、いつの間にか腦裡深く、何かしら除き難い心理を植え付けられてゐるのである。

此根本的排日教育と同時に、特に滿洲に於ては日本を滿蒙から驅逐するといふ運動に、赤色思想の侵入が濃厚となつてゐた、即ち日本を滿蒙から驅逐するといふことは、赤色政治を滿蒙に實施するため自由を獲得することだといふのであつて、斯る思想を持つ分子は例の國民外交協會に多數參加してゐて、相當根強く活躍を始めてゐた。従つて彼等は排日新聞を利用して、之れが宣傳に熱中したものである。例へば昭和六年五月二十七日付の「奉天新民晚報」には

五月二十七日は日本の旅大を根據とする記念日、盛大なる式を擧ぐ、之れは東北最大の創夷なり、我國人如何の感想ありや。

と大々的に掲げて配布され、又同月の各機關紙に、中央黨部から發せられた指令が次の如く掲載されて、是又全國各地に大々的に配布された。

- 一、現状の國際事情から推して太平洋開戦は免れない其時は支那は米國と同盟を結ぶ。
- 二、其場合は日本の被壓迫階級（朝鮮、臺灣、琉球人）及び日本の無産階級と連絡をとる。
- 三、平時は經濟絶交をなし、斯くて日本を支那から驅逐する。

是等の宣傳に煽られた民衆が、近く日本が外國と戦争を始めて敗れる運命にあるのだから、今こそ滿洲から日本を驅逐する好機なりと斷じ、必然的に排日毎日思想に培はれたのも已むを得ない結果であつた。

あつた。

昭和六年七月頃からは滿洲各地に「排日大會」が開催された。例の國民外交協會の後押である。殊に遼寧外交協會が「排日英文月刊雜誌」の出版を計畫したのが七月二十二日、其前後から安東、本溪湖、開原、公主嶺、通遼、洮南、長春、哈爾濱、敦化等で排日大會が開かれ、物凄い決議文が可決された、間島地方にも其不安の手が延びて來た。七月三十日には長春北門外、福文印刷所で排日連鎖狀を發送した。

日本の貨物を買はず、日本人に物品を販賣せず、日本人の事業を幫助せず、二十四時間以内に十通以上の本信寫を發送せよ、

といふやうな文句が列べられてゐた。

八月一日には遼寧省政府主席臧式毅の名に於て「國民政府から五百萬元の排日融通資金を得たから華商は日本の銀行から金融を受くる勿れ」との通達が発せられた支那政府も國民も、擧つて排日の渦中に突進して行くといふ姿であつた。

(七) 軍隊への排日宣傳

一般的な排日の普及は勿論、國是としての「排日」思想を徹底せしむるための教育にあつたのであるが、更に之を積極的に實現化したものは、軍隊に對する排日の宣傳であつた。殊に張學良が滿洲に於ける驅日工作として選んだ東北軍營に對する排日行動の徹底振りは、實に驚嘆に値するほど露骨を極めたものである。支那の將校連は自ら排日意識に陶醉した結果、常に兵隊を集めて

日本軍は二十年來實戰の經驗がないから驚くに足りない、而かも日本政府は赤字財政に苦しめられて戦争をやる氣力さへもない、然るに我が支那軍は常に内亂に經驗を積み、兵器彈藥も充分準備してあるのだから、何時でも彼を迎へ討つことが容易だ。

と豪語してゐた。従つて支那軍隊内部は、日本の教育を受けたものを除いては、下士卒に至るまで「日本やつゝける」の意識に燃えさかつたもので、或は日本守備隊の駐屯區域に現はれて勝手な行動をしたり、或は日本軍の通行するを見て、支那兵が唾し立て、嘲笑したりするやうな事件が頻發した。幾多の排日ピラを作製して軍營内到處に貼付し、軍隊内部の激化に資した。

ピラの一例としては、中央上方に、青天白日の中に學良の肖像を現はし、其下方に赤色文字三行をて「小不忍則亂大謀」「韓信受股下辱、立漢滅楚」「張良圯上納履、滅秦帝劉」と書き、欄外下方には「東北講武堂訓練處印製」と發行所を明らかにしたものがあつた。殊に學良秘藏の軍隊たる奉天北大營

の第七旅長王以哲は、最も猛烈なる反日將軍であるから、其軍隊の訓練に當つても、進んで排日軍歌を高唱せしめ、排日氣分の激成に努め、「日本をやつゝける」機會を窺つてゐた模様である。旅長の訓令、及び旅團の排日軍歌は次の如きものであつた。

旅 訓

我民族受強鄰之壓迫、危在目前、凡我旅官士兵夫等、務本總理遺囑及司令長官意旨、犧牲一切努力工作以互助之精神、結成團體共赴國難、

旅 長 王 以 哲

旅團軍歌

痛我民族屢受強鄰壓迫。

最傷心割地賠償主權剝奪。大好山河成破碎。神州赤子飄泊。有誰人奮起救祖國。救祖國。我七旅官士兵步。快快樂快負責。願合力同心起來工作。總理遺訓永不忘。長官意旨要嚴摩。乘長風直破萬里波救祖國。

斯の如き王旅長の尖銳化した排日宣傳は、其儘軍隊に對する戰闘準備でもあつた。彼は又「予は日支間の現況に鑑み、さきの露支事件に於ける韓光弟（事件を起し勇敢に戦死した男）たるべし」と放

言したほどであつた。彼が事變を惹き起さうと考へ、其準備を進めて居たことは、事變後、九月二十一日夜北大營の燒跡、王旅長の室から發見された、次の如き旅團命令文書に徴しても證し得るところであつて、それほど軍隊内部には、排日の宣傳が徹底されてゐたものと云ふことが出來やう。

……日午前二時實行緊急集合、集合後課目自行規定此致子材團長 王 以 哲

……團、營、連內軍官任務之分配亦要緊也（不明）各級軍官妥爲協定秘密的……要敏捷精到……（印の部分燒失して讀めず）

更にまた、軍隊に於ける排日狂燥が、直に日本との戦争を準備するに至つたとの證左として、色々のことが擧げられるが、次の如きは其最も主なるものである。即ち昭和六年八月末のこと、東北政府から我が關東軍に對して、

自分の方では軍の整備をやつて近く馬賊の大掃除をやるつもりだが、さうすると驅逐された馬賊は關東州へ逃げ込み、關東州は馬賊の巢窟となるは必定だ、よつて之が治安の維持は日本側に於て餘程しつかりやつて貰はなくては、自分の方では責任を負へぬ。

と大真面目に申込んで來た。要は軍の整備に藉口して、大々的な軍隊移駐を試みる魂膽のやうであつた。而して恰度其頃の東北軍權は、次のやうに兵備の完成を取急いでゐた。

一、日本軍と一戦を交へた場合、或は我が軍に不利があるかも知れないから、東北軍司令部を義州又は錦州へ移して置くこと、

一、奉天に一旅を收容する兵營を建設して、日本軍の行動に備へること、

一、溝幫子に飛行場を建設して置くこと、

一、奉天の工業區域に滿鐵線路に沿ふて、相當兵力を收容し得る散兵壕を築いて置くこと、

一、奉天北大營の滿鐵線路に面した兵營裏門を閉鎖し、土堤を築いて置くこと、

即ちこれ等の準備工作は、明らかに排日を戦争にまで持つて行く企圖なる事を證するものであつた。更に一層明確に、支那軍權が日本軍を襲撃せんとする計畫を抱懐してゐた事實を物語るものは、是又事變後、東北軍司令部内に於て發見された、舊參謀長の手許にあつた對日襲撃計畫表及び動員計畫書である。次には襲撃計畫書の概要だけを掲げることにする。

一、奉天遼陽其他各地に駐屯せる日本軍に對し、日支關係急迫の機先を制して○日○時○分を期して、各軍一齊に勦滅の行動を起す。

一、大連埠頭、鴨綠江鐵橋及び滿鐵線を爆破し、其他日本軍上陸地點の防禦を嚴にして、日本軍の上陸を阻止す。

- 一、我軍陣地構築は別冊に詳記す。
- 一、日本居留民を多數人質となし、日本軍の行動を牽制す。
- 一、日本陸軍の配置、並に日本軍の支那に對する出動可能兵力は別冊に詳記す。
- 一、露西亞軍隊が日本軍隊と行動を共にする場合を假想し、之に對する防備を嚴にす。
- 一、露西亞に東支鐵道主權を讓渡する口實を以て、其軍隊を買収する方策を採る。
- 一、日支開戦は日本軍の襲撃に基くものなることを中外に宣傳し、列強に慫へ、日本屈服の方途を講ず。
- 一、日支不平等條約の廢棄、及び治外法權の撤廢、並に關稅の自由を確保す。
- 一、滿鐵及び旅大の回收を以て終局の目的とす。

(八) 中村大尉事件

斯の如く全滿蒙に、日本排撃の工作が着々實施され、居住及び旅行の自由さへ極端に壓迫され鐵道運賃の差別待遇、奉天城内居住日本人への立退き強要、日本人の遊歴禁止等頻發して、滿蒙に於ける帝國臣民の生命財産にさへ不安を及ぼすに至つた時、中村大尉事件が勃發したのである。

中村震太郎大尉は當時關東軍參謀として、井杉延太郎、外、蒙古人一名、露國人一名を同伴して興安屯墾區方面を旅行してゐたが、昭和六年七月二十六日、蘇鄂公府駐屯の屯墾軍第二團のために逮捕殺害せられたのである。最初中村大尉遭難の情報を齎したのは、日本婦人を妻に持つ一支那人が海拉爾へ出て来て、『どうも日本人が殺されたらしい』と云つた風評が、段々傳はつて日本人の耳に入り、又關東軍の方でも『中村大尉一行は最早洮南へ出て来る頃だ』と云ふ、疑念を起して居る際であるので、遂に片倉衷大尉が主任となつて、専心調査に當り、色々調べた結果、八月中旬頃に至り支那側へ交渉を開始したのであるが、支那側では到底早急に真相などわかりようがないので、此間日本側では百方調査の結果、蘇鄂公府に常駐せる屯墾第二團の關玉衡の所爲なることが判明し、其旨支那側に通告したので、當の責任者關玉衡を奉天に連行した旨、東北邊防軍參謀長榮臻から我が奉天總領事館の森岡正平領事に通告し來つた。これ實に九月十八日午後三時であつた。然し乍ら當時我國輿論沸騰し、在留邦人の憤激は極度に達し、過去の事件の責任者處罰等は、既に何等の緩和劑たり得ず、極めて些細な事件でも惹起せんか、之れが直に直接原因となつて、全面的衝突と化すべき暗澹たる空氣となつてゐたのであつた。果然その夜半柳條溝事件に端を發して所謂滿洲事變は起るべくして起つたのである。

第二章 滿洲事變

第一節 事變の發端

昭和六年九月十八日午後十時二十四五分頃のこと、奉天の北方柳條溝附近に於て、支那將校の率ゐる二三個中隊（北大營の第七旅所屬）が、作業隊とに別れて滿鐵線路を爆破し、柳條溝の我が分遣隊に攻撃前進した。

折柄線路巡邏中の、我が虎石台の獨立守備隊第二大隊第三中隊の河本中尉が、兵卒六名と共に爆音の現狀へ駆け付けると、俄然附近の高梁畑の中から一齊射撃を受け、已むなく之れに應戦すると同時に、兵一名を虎石台の中隊本部に報告せしめ、他の一名は携へてゐた電話器を電柱に架けて、奉天の大隊本部へ急報した。

第三中隊長川島大尉は、時を移さず部下と共に、線路づたひに南下して河本中尉を助援したところ支那軍は北大營西南側から、兵營内に逃げ込んだので、更に追撃するや、兵營内の支那軍は機關銃、

歩兵砲などを増加して、愈々本格的に砲撃を浴せ、我が川島中隊は一時苦戦に陥つた。しかし午後十一時三十分には西北角の兵舎を占領し、更に西南正門に肉薄したが、この激戦に於て小隊長野田中尉は重傷を負ふた。

一方奉天の獨立守備隊第二大隊本部に於ては、大隊長島本中佐は部下の非常召集を行ひ、第一、第四中隊に對して直ちに出勤を命じ、同時に撫順中隊にも急遽北大營出勤を電話した。第一、第四兩中隊が彈藥を運搬し、兵器の整備を行つて貨車に分乗、北大營へ乗込んだのが午後十一時四十分、北大營西方二百メートルの地點に於て暫らく應戦したが、先着部隊たる第三中隊の動靜が少しも判明しなからぬ。そこで兵營目がけて一齊射撃を試み、以つて友隊到着の合圖とした程である。

北大營の支那軍は總數七千人、之れに應戦する我が軍は僅かに三個中隊に過ぎない、しかし午前三時半頃には撫順の第二中隊も到着し、同時に鐵嶺の獨立守備隊第五大隊も、大隊長田所中佐に引率されて増援、斯くて惡戦苦闘の後、十九日午前五時半に到り、北大營とともに東北無線局をも完全に占據したのであつた。

斯くの如くにして火蓋は切られた。起るべき事情を満喫した揚句、日支兩軍の衝突が惹起したのである。即ち起るべくして必然的に起つた滿洲事變である。當時滿洲を中心とする日支間の重大問題は

「中村大尉事件」であつたが、中村震太郎大尉及び井杉延太郎曹長を虐殺して金品を奪つた犯人は、決して馬賊でもなく、物盗りでもなく、興安屯墾第三團長代理關玉衡一味であることが明瞭となつた結果、支那軍隊が日本軍憲に挑戦したるものとして、中村事件に對する我が輿論の激昂は、將に極點に達してゐた時であるから、さらぬだに毎日排日の苦杯に痛憤して居た居留民は、寧ろ關東軍よりも過激に、支那側の挑戦に應ぜんとする氣配に差迫つてゐた。九月十八日事變は此氣配に火を放つたものである。

九月十八日事變の發端たる、奉天北大營の激戦を詳述すれば、所謂滿洲事變の全幅を認識し得るわけであるから、次に前後の事情を詳細に記述するため、九月二十四日獨立守備隊第二大隊長島本中佐が、特に内外新聞社員に説明した要點を掲げることにしやう。

内外各新聞社員に説明したる北大營附近日支兩軍衝突の真相

昭和六年九月二十四日

島本 中佐

兩軍衝突の真相を説明するためには事前の情況より説明する必要がある。

最近に於ける支那の軍隊は勿論、一般民衆の毎日態度は極度に濃厚となり、我官民をして悲憤の涙にくれしむるものがあつた。

城内商埠地等に於ては通學の小學兒童が或は侮蔑され或は侮辱され、泣いて親に之を訴へるといふ様な事もあつた。或は又日本婦人にして、支那人多數のため凌辱されたることも傳へられた。其他各種の權益の侵害されたことは勿論である。營に日本人は我官憲に信頼して其解決の日の來るを待ち焦れてゐた。斯の如き情況に於て、鐵道の被害は逐次其數を増して來た事は、當然過ぎることであつた。

五月十八日には北大營附近に於て、支那軍隊は行軍の歸途、其一人は日本巡察兵の目前に於て、軌條上に石を積み列車の轉覆を圖つた。日本兵は直ちに之を捕へたが彼は衆を頼んで日本兵を包圍し、營内よりも武器を所持せる多數の支那兵來り日本兵を脅威した。然し日本兵は其職に斃れる決心で放さなかつた。支那將校が來た。日本兵は之を詰問し証文を要求した。彼は書いた。日本兵は之を證據に中隊に歸り報告した。兵は支那語を知らなかつた。中隊長之を讀むと何ぞ計らん、只「理由無きに拘らず日本兵は支那軍隊の行軍を阻止した」と云ふ意味が書いてあつた。事件は直ちに特務機關に移された。

六月三日、奉天驛構内西方「ポイント」附近に石を積み列車の轉覆を圖つた。

六月二十三日、武装せる支那巡警は、渾河驛南方二十メートル踏切附近を行進したから、驛員が是

を制止したところ、却つて彼等は拳銃を出して脅威し、無理に通過した。

七月十四日 京奉線陸橋にて、一支那人の侮日的態度を詰問せんとした日本兵は、却つて多數の巡警に包圍せられ連行されんとした。

八月十六日、奉天北方にて列車に投石し窓ガラスを破壊した。

八月卅一日 文官屯南方に於て、運行中の列車より貨物を窃取された。

以上の如く未だ嘗て有らざる列車運行妨害の數の増加の原因の一として吾人は侮日態度と認めねばならぬ。

斯る間に支那軍隊は着々と戦備を整へ、戦に經驗少き日本軍一蹴すべしと高唱し、日本附屬地、さては南滿鐵道の如き腕力を以て奪回すべしと公言し「看哪？ 營垣西邊的鐵道」の宣傳文を各室に掲げ、専ら侮日の心を煽つた。

九月十日 支那軍一部約一大隊は北大營より皇姑屯に移つた。而して此兩地點間の部隊の往復に、鐵道線路下を通過するを以て、日本歩哨は之を拒止する事あるべからずと通告して來た、此皇姑屯に兵力を移した事は、日本附屬地を攻撃するためには、最も良好なる配備であつた。

九月中旬になると、支那軍は益々活氣を呈し、工業地區北側には、我附屬地に對して散兵壕を構築

し、又兵營附近に於ては、大砲小銃の實彈射撃を実施し、暗に日本軍を脅威し、且又實際的に對日本戰鬪を準備した。我が第一中隊が或夜演習をして居ると、之が中止を申込んだこともある。

事件が突發した九月十八日、京奉陸橋分遣隊に勤務した第四中隊菊池軍曹の談によると、此日に限つて連絡用の電話が屢々通じなかつた。又北陵街道以北には日本兵の進入を支那兵が拒んだ。尙又第三中隊小杉軍曹の言によると、此日は常になく北大營の鐵道に面した堤防上には、多數の支那歩哨が立てられ、又平素は腰掛けたりなどする支那歩哨が、一名もそんな事をなし居るものを見ず、且又鐵路上を巡行する日本兵卒を無暗と誰何した。(北大營堤防上より足音を聞き得)

戰後焼け残つた書類の中から、旅長王以哲の此夜二時警急集合の命令が出て來た。正に當夜の計畫を證明するに足るものと信ずる。

九月十八日 第三中隊河本中尉は、線路監査巡察を北大營附近線路上に於て実施中であつたが、四名の兵を前方に行進させ自分は二名の兵と共に後方を前進し、如何に線路を監察すれば可なるやを教育しつつ、北方より南方に前進してゐた。

午後十時頃—河本中尉が北大營西南方五六百メートル、煉瓦燒場附近を通過し南進すると、其後方で爆音が起つた。中尉は直ちに引返した。見ると數名の支那兵が爆破して線路を北大營の方に走行す

るを見た。直に中尉は部下に命じて射撃した。此時爆破地點北方二、三百メートル附近にある高粱畑(兵營堤防に連る)より、盛に射撃を受けた。其兵力、暗夜ではあり高粱畑内とて確實に算する能はざるも、二三中隊あることは射撃の状況より見て明かであつた。而かも此敵は漸次前進して來る模様がある。河本中尉は依然攻撃前進した。

之より先き、河本中尉は文官屯附近にて夜間演習中(十日より第一期檢閲にて大隊長の教育上の要求に基き各中隊共屢々夜間演習を実施せり)なる中隊長川島中尉に事件を報告せり。

中隊長は直ちに演習を中止し、河本中尉を赴援す。

(附記) 獨立守備隊は規則上演習中と雖も警備用として三十發の實包を所持す。

中隊長が北大營附近に前進せる時、河本中尉は既に敵部隊の攻撃を受けつゝ有つたから、直に急射撃を命じた。敵は漸次後退を始む。茲に於て中隊長は日支兩軍の戰鬪なるを知り、直に爾後の戰鬪の爲め、北大營の一角を占領するの必要なるを知り、西北角の兵舎を戰鬪の後占領し、家屋防禦を爲す。別に野田小隊は支那軍隊の後退と共に北大營西南正門に向ふ。時正に夜十一時三十分頃なり。

之より先き中隊長は電話を以て大隊本部に日支兩軍の衝突を報告す。週番司令は他營に在りし第一

第四中隊に非常呼集を命ずると共に、電話を以て大隊長に報告す。

當夜大隊長は奉天取引所事務交代の披露宴に招待され、九時過ぎ帰宅し酔ひて寢に就けり。電話口に立ちて『演習の非常呼集か』と司令に問ひたり。

(附記) 週番司令には大隊長より時々非常呼集の演習をも實施すべしと命令しあり。

司令曰く『然らず、第三中隊は北大營の支那軍と衝突し目下苦戦中なり』と。

大隊長は、吾兵力は撫順中隊を合するも六百内外なり、事茲に至りては斷然攻撃の一途あるのみと決心し、屯營に存る第一中隊、第四中隊に出動を命じ、撫順にある中隊には直ちに乗車し柳條溝に前進すべきを命ず、一方奉天驛に依頼して列車(種類を問はず)を準備せしめ、公和橋附近に於て乗車し得る如くせしむ。第一、第四中隊は午後十一時四十分發車、午後十一時五十分柳條溝に到着大隊本部又同行す。

各中隊駈歩を以て北大營に到着、第三中隊に連撃して右方に第四、第一の順序に展開し、約十萬坪にも垂んとする地域に建築せられたる、無数の營舎内に充滿する一萬以上の敵に對し、斷乎として攻撃せしむ、各中隊の苦戦の想像せらるべし。

各中隊は白兵手榴彈を以て敵に迫り、一家屋々頑強なる敵の抵抗を排しつゝ、苦戦又苦戦の裡に

敏捷に行動し、上下相離れ、戦友相失ふも届することなく、益々個人的勇氣を發揮し、或は正面より或は側面より或は裏より窓に飛込み、扉を蹴散らして突入し、格闘、刺殺、爆殺、斬殺、敵の血を吸つて喝を醫し、奮戦激闘遂に午前三時半に至る。此時第二中隊撫順より來着す。

(撫順より汽車にて所要時間一時間半にして大隊命令受領後四時間にして到着す、之れ列車の準備等に時間を要せし爲めなり)

敵は頑強に戦闘し、中々以て完全に占領する能はず、斯くの如き状況を以て拂曉を迎ふるに於ては大隊は全滅の悲運に陥ること想像に難からざりしを以て、大隊長は飽く迄も拂曉迄に完全に占領すべく各中隊長に嚴命し、第二中隊を第四中隊と第一中隊間に増加し、銳意戦闘の進展を圖る。拂曉に近からんとする時、彈藥漸次缺乏し來る。各中隊は白兵を以て闘ふ、漸くにして彈藥の補充を爲せり。

午前五時半頃 各中隊は惡戦苦闘の後兵營全部を占領す、敵は算を亂して東方に潰走す。此時我が射撃に依つて斃れるもの無數、占領後兵營内の殘兵を掃蕩す。武器を棄て來るもの三百を超へ、再び日本軍に對すべからざるを誓はしめ、之を恕し解放す。北大營占領後更に東大營に追撃前進す。午前十一時半何等抵抗を受くることなく之を占領す。

北大營に於て敵の死體を我軍に依つて埋葬せるもの三百二十なり。高粱畑内其他を合すれば更に多數とならん、我軍死二傷二十二なり。

一萬に餘る敵の大軍に對し、而かも家屋防禦を成せる支那最精銳の軍に對し、我が大隊總員下士卒六百六十四、將校二十五を以て能く戦ひ勝つた。眞に天佑と言ふべし。皇威の然らしむる所なり、神明の加護に依るものなり。我將卒の忠勇無二能く大敵を恐れず奮戦したる結果なり。個々に於て強かりし結果なり。夜暗にして天利を得たるに在り、暗中激戦の裡に沈着事に處したるの結果なり。善く其長を信頼し其命を奉ぜし結果なり。補佐機關亦能く其長を補佐せし結果なり。

(附記) 鐵道爆破は其破片枕木の斷片にて實證さるべく、また官兵なりし事は其附近に斃れたる三人の支那官兵が何れも兵營方面に逃れんとして絶息しあること又爆破地點及官兵の斃れたる兩地點間地上に生々しき血痕あるに依り極めて明かなり、又兵營西南側高粱内には敵ありて拂曉迄大隊本部を射撃せり、拂曉と共に豫備隊を以て掃蕩す。

第二節 軍事行動の概要

一、奉天以南滿鐵沿線の占據

島本大隊長からの報告に接して眞先に出勤したのは、奉天駐劄の第二十九聯隊長平田大佐である。

同大佐は直に部下聯隊に緊急集合を命じ、奉天省城にある約三千の支那軍、並に城内外の公安隊(武装せる巡警)を驅逐するため、攻撃準備にかゝり、難なく城内各地の占據を了した。

一方、關東軍司令官本庄繁中將は、軍司令官就任最初の沿線巡閲を終へて、十八日午後八時旅順へ歸還したばかりであつた。然るに午後十一時過ぎ奉天からの日支兩軍衝突の報を受け、直に參謀三宅光治少將以下の幕僚を集め凝議の結果、應急措置を次の如く決定して、夫々各部隊へ電令を發すると共に、十九日午前三時過旅順より軍用列車に搭乘して奉天に向ひ、斯くて滿鐵全線に互る我が在滿部隊の全面的對支攻撃が展開されたのである。

一、第二師團の主力及び獨立守備隊の約半數を奉天に集中し、奉天省城、飛行場、北大營を、長春駐劄歩兵第三旅團を以て長春附近を、獨立守備隊第三大隊を以て營口を、同第四大隊を以て鳳凰城を各攻撃せしめ、以て積極的に支那側の作戦の裏をかい一切の危険を排除する。

一、第二遣外艦隊に營口の警備を依頼する、
一、朝鮮軍の増援を求める。

本庄軍司令官一行の列車が奉天へ到着したのは十九日正午頃であつた。是より先き軍司令官の命令

によつて出動した獨立守備隊第三大隊は、大隊長岩田文男中佐指揮の下に直に營口に前進したが、殆んど敵の抵抗を受くることなく、十九日午前六時半には全部の武装解除を終り、同第四大隊長板津直純中佐は其所屬部隊を十九日未明から鳳凰城に集結したが、之れ又何等の抗争もなく武装を解除し午前八時三十分には完全に占據した。

遼陽の第二師團長多門二郎中將は本庄司令官と相呼應して、急報を受くるや逸早く先づ遼陽城門を閉鎖し、次いで第十六聯隊を奉天に派し、奉天駐劄の第二十九聯隊と協力して、午前八時頃には奉天城内を占據した。即ち奉天以南は我が軍の敏捷果敢なる行動により、大なる犠牲なくして自衛權の發動完きを得たのであるが、此日我が軍として最も大なる犠牲を拂つたのは、長春附近に於ける日支衝突である。

二、長春附近占據

長春駐劄は第三旅團長長谷部照倍少將である、長谷部旅團長は當夜折柄來滿中の鈴木莊六大將歡迎宴に列席し、十一時頃歸宅就眠したが、十一時半頃長春の滿鐵運輸部から、「支那兵の滿鐵爆破から目下奉天で日支兩軍交戦中なり、何時でも赴援の列車を用意すべし」との電話に接した。依つて直に歩兵第四聯隊長大島陸太郎大佐以下旅團幹部を召集して、取敢ず山砲の非常呼集、長春義勇團の警急

集合を命じた。然るところ十九日午前零時廿分頃奉天特務機關からの公報に接したので、直に全員非常呼集を命じた。大島聯隊長の如きは即時奉天赴援を主張し、一大隊を敵砲破壊に備へ、一部隊を附屬地警備に残して全員を奉天に輸送せんと準備したが、何分にも長春附近には、李桂林を旅長とする獨立歩兵第二十三旅の第六百六十六團と獨立砲兵第十九團とがあり、殊に南嶺には砲兵營三個、迫撃砲隊、機關銃隊、砲兵團本部及び歩兵團の兵營があり其數約八千人、又寬城子には工兵一團、歩兵二營、騎兵二連、護路軍一連合計約二千人、長春城内に衛隊一個大隊、砲數門を持ち總計一萬餘人の支那軍が長春の南北に屯してゐるのであつて、之が去就の明瞭でない限り、長春附近を放棄する譯には行かなかつた。

折柄、旅順の軍司令官から「長春部隊は附近の前敵攻撃準備せよ」との命令に接し、午前三時頃には「支那軍動く」の情報に接し、茲に於て長谷部旅團長は斷乎自衛權を發動するに決心し、城内の支那軍に對しては巡查及び義勇團をして之れに當らしめ、大部隊を南嶺に、他の部隊を寬城子に前進せしめた。

寬城子へは大島聯隊長の率ゐる第四聯隊の主力を向け、途中巡警の武装を解除しながら寬城子の兵營近くに到着したのが午前四時、支那軍の抵抗なか／＼に頑強で、第二、第三營舎を強襲して占據し

によつて出動した獨立守備隊第三大隊は、大隊長岩田文男中佐指揮の下に直に營口に前進したが、殆んど敵の抵抗を受くることなく、十九日午前六時半には全部の武装解除を終り、同第四大隊長板津直純中佐は其所屬部隊を十九日未明から鳳凰城に集結したが、之れ又何等の抗争もなく武装を解除し午前八時三十分には完全に占據した。

遼陽の第二師團長多門二郎中將は本庄司令官と相呼應して、急報を受くるや逸早く先づ遼陽城門を閉鎖し、次いで第十六聯隊を奉天に派し、奉天駐劄の第二十九聯隊と協力して、午前八時頃には奉天城内を占據した。即ち奉天以南は我が軍の敏捷果敢なる行動により、大なる犠牲なくして自衛權の發動完きを得たのであるが、此日我が軍として最も大なる犠牲を拂つたのは、長春附近に於ける日支衝突である。

二、長春附近占據

長春駐劄は第三旅團長長谷部照倍少將である、長谷部旅團長は當夜折柄來滿中の鈴木莊六大將歡迎宴に列席し、十一時頃歸宅就眠したが、十一時半頃長春の滿鐵運輸部から、「支那兵の滿鐵爆破から目下奉天で日支兩軍交戦中なり、何時でも赴援の列車を用意すべし」との電話に接した。依つて直に歩兵第四聯隊長大島陸太郎大佐以下旅團幹部を召集して、取敢ず山砲の非常呼集、長春義勇團の緊急

集合を命じた。然るところ十九日午前零時廿分頃奉天特務機關からの公報に接したので、直に全員非常呼集を命じた。大島聯隊長の如きは即時奉天赴援を主張し、一大隊を敵砲破壊に備へ、一部隊を附屬地警備に残して全員を奉天に輸送せんと準備したが、何分にも長春附近には、李桂林を旅長とする獨立歩兵第二十三旅の第六百六十六團と獨立砲兵第十九團とがあり、殊に南嶺には砲兵營三個、迫撃砲隊、機關銃隊、砲兵團本部及び歩兵團の兵營があり其數約八千人、又寬城子には工兵一團、歩兵二營、騎兵二連、護路軍一連合計約二千人、長春城内に衛隊一個大隊、砲數門を持ち總計一萬餘人の支那軍が長春の南北に屯してゐるのであつて、之が去就の明瞭でない限り、長春附近を放棄する譯には行かなかつた。

折柄、旅順の軍司令官から「長春部隊は附近の前敵攻撃準備せよ」との命令に接し、午前三時頃には「支那軍動く」の情報に接し、茲に於て長谷部旅團長は斷乎自衛權を發動するに決心し、城内の支那軍に對しては巡查及び義勇團をして之れに當らしめ、大部隊を南嶺に、他の部隊を寬城子に前進せしめた。

寬城子へは大島聯隊長の率ゐる第四聯隊の主力を向け、途中巡警の武装を解除しながら寬城子の兵營近くに到着したのが午前四時、支那軍の抵抗なかくに頑強で、第二、第三營舎を強襲して占據し

たのが午前七時頃、なほ第一營舎は容易に屈しなかつた。更に一大隊を左翼に増援し、山砲三門を出動して強攻撃を開始したので、敵も遂に潰亂の已むなきに至り、辛ふじて午前十時に敵兵を完全に驅逐するを得た。我が軍は見習士官以下十名の戦死者を出した程である。

一方南嶺の攻撃は今次事變中最も激戦となつた所である。元來南嶺の支那軍は張學良直系の獨立歩兵第二十三旅（旅長李桂林）と、張作相直系の獨立砲兵第十九團（團長穆純昌）とであり、特に長春附屬地南方五千メートルの地點に支那の砲兵隊のあることは、我が長春部隊にとつては最も危険を感じたところである。我軍には之に對抗すべき大砲がない、若し敵の砲兵隊が活躍して長春附屬地を砲撃するに至らんか、一たまりもなく敗戦を免かれない状態にあつたのである。茲に於てか長谷部旅團長は南嶺攻撃隊に對し、五千メートルの強行軍を命じ、『砲の破壊』に全力を集中せしめた。即ち我が軍は東方へ迂廻して、午前五時頃砲兵營の東北側に到着し、直に奇襲を以て瞬く間に砲兵舎を占據、砲十二門を完全に破壊するを得た。

我軍の奇襲には敵は全く狼狽し潰滅に瀕したので、我が方は既に砲兵隊全滅せりと通信し、勢ひに乗じて歩兵營を占據すべく、兵營内の練兵場を兵舎に向つて突撃を試みた、然るに俄然敵の砲彈が我が前進部隊の眞只中へ命中して即死十六名の犠牲者を出した。愕然とした我が軍はなほも勇敢に前進

を續け、改めて他の砲兵舎と對戦、遮二無二之れを占據したが、見れば前刻破壊した十二門の他になほ二十四門在つたといふ。斯くして砲兵舎は全部占據するを得たが、歩兵營の防戦は豫て用意の防禦陣地に據り、迫撃砲、重機關銃陣を布いて堂々我が軍に迫つて來た。

是より先き、公主嶺の獨立守備隊第一大隊は、大隊長小河原浦治中佐指揮の下に、奉天開戦の急を聞いて將に奉天赴援に出發せんとする折柄、長春危急の報に接したので、小河原大隊長は斷然長春赴援の意を決し、午前六時半公主嶺出發、孟家屯で下車、南嶺まで二里の平野を強行軍して、南嶺後方の部落へ着いたのが午前八時頃であつた。長春部隊は歩兵營の北側正面から、小河原大隊は西南側後方裏門から喊聲を擧げて突進、敵を挾撃する姿勢をとつた。

突然増援部隊が現はれたので、狼狽した敵軍は、即座に兵舎の土堤上から白旗數旗を振り翳して、降服の意を表した。よつて安堵した我が軍は敵の武装解除を行ふべく、射撃を中止して十四五メートルの附近へ近づくと、俄然一齊に機關銃を亂射して我が軍を狙撃したため、倉本中隊の如きは全滅に近い損傷を受け、三十七名の戦死者と四十餘名の負傷者を出し、大隊は一時後退の已むなきに至つた。しかし長春部隊は猛射の中を勇敢にも突撃を試み、練兵場を一氣に進んで兵營直下の土堤に據つて敵と對峙した。斯かるうちに寛城子を占據した大島聯隊の來援するあり、激戦數刻、遂に午後五時

に至つて、支那軍全部を完全に驅逐し、南嶺兵營に日章旗を掲ぐるを得たのであつた。

以上の如く、六十六名の犠牲者を出したとは雖も、幸に事變翌日たる十九日夕刻までに、完全に支那軍の蠢動を封鎖し得たのは、蓋し長谷部旅團長の英斷と、長春部隊の勇敢とが齎らした結果に外ならない。右長春部隊の出動に就ては、軍當局は次の如く其理由を説明してゐる。

長春附近の支那軍を膺懲せる理由

九月十八日夜、奉天附近に於て日支兩軍衝突するや、關東軍司令官は直に長春駐屯地司令官に對し長春附近の支那軍に對して攻撃を準備すべき旨を命じ、後、駐屯地司令官は爾後の攻撃命令を待つことなく、獨斷を以て攻撃を開始せり、而して軍司令官及駐屯地司令官が支那軍を攻撃せる理由を擧ぐれば左の如し、

當時長春に在りし我兵力は歩兵二大隊と、一中隊並に不完全なる山砲二門なるに比し支那軍は歩兵三聯隊、野砲三十六門にして我に比し、絶對優勢なり而も彼等は平素日支開戦を高唱し、寬城子の支那軍の如きは、本年六月頃兵營周圍に陣地を構築して開戦に備へ、南嶺の支那砲兵も亦附屬地を目標として、射撃演習を行ふを常とせり、殊に今回の事件直前に於ては萬寶山事件、我憲兵に對する侮辱事件及び野菜不賣同盟等、相續いで毎日行爲を繼續し、支那軍民の對日感情著し

く惡化尖銳化せり。

右の如き險惡なる雰圍氣に於て、九月十八日夜奉天附近日支兩軍の衝突あり、在奉天支那軍と同一軍權の隸下にある長春附近の支那軍としては、之と相策應して攻撃し來るや必せり。而して敵にして攻撃に轉ずるにあらんか、廣範なる地域に散在する居留民及諸施設を掩護すること極めて困難なるは誰しも納得し得らるゝ所にして、攻勢により任務を達成するに決したる所以實に此處にあり。

三、吉林の平定

其他の地方も十九、二十の兩日中には大體の掃蕩は完了するを得た。即ち昌圖附近の紅頂山及び八面城の敵約一旅が我が軍に對して出動すべき態度をとつたので、二十日午前七時森獨立守備隊司令官は歩兵二大隊と一中隊及び若干の砲兵を以て攻撃したが、殆んど何等の抵抗なく西北方に潰走し、更に昌圖、四平街、公主嶺附近の敵も續々退散したので、午後六時には獨立守備隊司令部以下は長春に集中した。

撫順守備隊は二十日午前一時半、子金寮公安局の武装を解除し、奉天敗殘兵の撫順城内に遁入したものを北方に追放し、午後六時頃には附近一帶から敵軍の片影をもなく掃蕩するを得た。

吉林の支那軍動くとの報は二十日早朝から傳へられたが、通信機關杜絶のために其真相は不明であ

つた。しかし本庄軍司令官は多門第二師團を長春に集中せしめ、何時たりとも吉林及び哈爾濱方面へ出動すべき姿勢を取るやう命令した。従つて第二師團は奉天附近の敵掃蕩を完了するや、其主力を續々と長春に集中し、午後八時廿分には司令部以下各部隊主力並に獨立守備隊第二大隊も、長春に到着したのである。此間吉林方面不安の報刻々と來り、居留民代表からも現地保護の電話あるなど、情勢愈々逼迫して來た。吉林には我が居留民二千八百餘人（内地人は八百八十餘人）あり、更に敦化、樺甸等の奥地在留民を合すれば一萬八千六百餘人（内地人九百十一人あり）、殊に此地方は排日の最も激しい地方であつたので、之が保護は緊急の事に屬する、よつて軍司令官は事態の窮極せざるうちに救急の途を講ずるを可とし、二十一日午前三時第二師團長に出動を下命すると共に、航空部隊にも之が協力を命じた。茲に於てか多門師團長は混成約一旅團を五十三輛の列車に搭乘、二十一日午前九時五十分長春發吉林に前進した。前方の形勢全く不明であり、何時列車砲撃を受くるや保し難いので前方を嚴戒しつゝ前進し、平時三時間にて到達する長春、吉林間を八時間を費して午後五時五十分吉林へ到着した。

是れより先き、吉林總領事石射猪太郎は、十九日午前三時半頃鐵道電話によつて、極めて簡單に奉天長春の事變を知つた、同日午前十時會見の約束があつたので、石射總領事が素知らぬ態度で交渉署

へ赴くと、支那側でも早くも事變の突發を知つて居て、何となく不穩な情勢が見へ、勿論交渉案件なと議すべくもなかつた。と早くも吉林市内の空氣險惡を覺へ、支那側は我が居留民の保護に責任を取り難しと公言し、又居留民の住宅に發砲するものさへ生じて來た。よつて居留民五百十一名の生命保護のため頻りに出兵を電話し、一方機宜の處置として婦女子（館員の家族を除く）を長春へ避難せしめ、男子は全部總領事館及び居留民會へ集結し、食糧品は出来るだけ掻き集めて、萬一の場合は籠城するの覺悟を決め、總領事館に貯藏し在る小銃の手入れをしたが、此間吉林軍長春に進發すべしとの報も傳はり、二日間殆んど徹夜して自警の任に當つたのであつた。

日本軍東進の報を聞いた吉林の支那軍は狼狽した。獨立歩兵第廿五旅、第廿三旅を合して一萬三千餘人あるが、參謀長熙洽は我が軍との和平的解決を要望し、軍使として吉林副司令官公署參議安玉珍を派して、我が進發列車を途中に迎へて、之が交渉の任に當らしめた、我が方素より戰鬪を好むものでないから、和平解決に就ての條件を提示したところ、其條件を容れて、「吉林軍の武装を解除し、之れを吉林城外二十支里に撤退せしむ」旨を誓つた、故に我が五十三輛の前進列車は、偵察機に掩護されながら吉林着、我が軍は支那軍撤退の後に交代して午後八時には入城したのであつた。

然るに其後武装解除の實舉らぬのみならず、退避した吉林軍は北方に走りながら匪賊化して來たの

で、我が軍の一部約一大隊を以て敦化支隊を編成し、二十二日正午から吉敦鐵道の警備を爲しつつ敦化附近一帯の警戒陣を張つた。かくて吉林は第十五旅團を以て警備せしむることとし、他の部隊は廿四日長春に歸還し、多門師團長も亦廿五日午前十時吉林發長春に歸り、同地方の治安維持に任ずることとなつた。

この外、鄭家屯、通遼、洮南方面、安奉線沿線、間島地方に於ても支那軍と我が軍との間に銃火を交へられたが、就中朝鮮部隊の出動は、今次事變當初に於ける我が軍事行動の特異性を發揮するものがあつた。

四、朝鮮駐劄師團の出動

朝鮮軍司令官林銑十郎大將が本庄關東軍司令官から増援請求の電報に接したのは十九日早曉である。林司令官は事態の重大性を考慮し、直に増援派兵の決意を爲すと同時に、管下飛行隊に出動準備を命じた。即ち偵察機二機は先づ十九日午後早くも奉天上空に到着、他の偵察、戦闘兩飛行隊も二十日午前中には奉天着關東軍司令官麾下に屬して、北寧、瀋海兩鐵道沿線に出動、偵察任務に従事した。一方、本部隊は十九日午前十時歩兵第三十九旅團長嘉村達次郎少將をして約四千人の混成旅團を編成して、奉天出動を命じたので、嘉村少將は早くも一切の準備を整へ、二十日午後三時には新義州へ

集結した。折柄朝鮮へ達した情報に依れば、奉天、長春を始め滿洲各地の戦況は頗る順調であるといふので、林司令官は嘉村旅團を新義州に待機せしめてあつたが、二十一日に至つて、關東軍の吉林出動の報に接するや、奉天以南の後方警備の不充分を顧慮して、獨斷を以て軍の越境を決意し、嘉村旅團に對し越境奉天赴援を命令した。茲に於て嘉村混成旅團は二十一日午後一時二十分新義州發越境を開始し、同夜半奉天着二十二日から關東軍司令官の隸下に屬し、奉天警備並に鄭家屯、新民屯附近へ出動して敵軍掃蕩に従事した。

朝鮮軍司令官の獨斷越境に就ては、二十二日御允裁を仰ぎ所要の命令が發せられたが、一時は林司令官の獨斷越境行爲に愕然としたものもあつたほど、現地の事態が急迫し、機宜の所置を必要としたことは、後日に於て之れが認められたのであつた。

五、全滿の警戒配備と彼我兩軍の編成

斯の如くにして、滿洲事變は第一幕を切つて落されたのである。素より支那側の不法暴行に其端を發してゐるのであるから、支那側にして冷靜なれば、事件は斷じて擴大すべき性質のものでなかつた。従つて帝國政府に於ても其趣旨の下に、事件の公電に接するや、九月十九日午前九時緊急臨時閣議を開き、總理大臣若槻禮次郎男以下各閣僚出席論議の結果、

今次の日支兩國軍隊の衝突は、支那正規軍の滿鐵爆破による不幸なる事件なるも、右は地方的衝突にして、日支兩國政府間の全面的開戦にまで發展せしむべきものにあらず。

との趣旨の決定を見、極力事件の擴大を防止する方針の下に、右閣議決定の結果を即日陸軍大臣南次郎大將から本庄關東軍司令官に命令すると同時に、外務大臣幣原喜重郎男からも奉天總領事林久治郎に對し『事件を地方的問題として解決する方針』に就ての訓令を發したのであつた。

然るに暴虐飽くなき張學良は、錦州に假政府を設置して、地方軍閥、敗殘兵に號令し、便衣隊まで活躍せしめて民心を攪亂し、匪賊の跳梁暴虐、日と共に激甚を極むるに至つたので、我が軍は已むなく、之れが討伐掃蕩に忙殺されざるを得なくなつた。従つて事態は漸やく全滿洲に擴大されんとするに至つたのである。

當時滿洲に於ける支那軍の總數は正規軍二十五萬、不正規軍八萬、合計三十三萬であつたが、其うち十一萬は張學良の北京乘込みに際して關内にあつたので、殘餘の二十二萬（砲二百十六門）が在つた譯である。之れに對して我が軍は駐劄師團（第二師團）約五千四百人（砲十六門）獨立守備隊五千人、計一萬四百人で、滿鐵沿線の警備權による駐兵既得權は一キロに十五名づゝであるから、滿鐵（東支線並に安奉線を合して）一千一百キロ、一萬六千五百人であつたのである、然し平時の鐵道警備に

は條約規定量全部を置くの必要もなかつたので、僅かに一萬四百人を駐兵したに過ぎないのである。然るに今次の突發事件に際會し、二十二萬の敵大軍に對し、朝鮮部隊の増援四千人を合するも、なほ一萬四千四百人の少數を以てよく之に衝り、敏捷果敢に敵を擊破し、居留民の生命財産保護と自衛權の確保とにより、帝國既得權を完全に防守した我が軍の勇敢なる行動は、賊に激賞に餘りありといふべきである。

事變勃發當時に於ける、日支兩軍主腦者は次の如くであつた。

(一) 日本軍の編成及長官氏名

一、關東軍

軍司令官	陸軍中將	本庄	繁
參謀長	陸軍少將	三宅	光治
高級參謀	歩兵大佐	板垣	征四郎

二、駐劄師團

第二師團長	陸軍中將	多門二郎
參謀長	步兵大佐	上野良亟

イ、第三旅團(長春)

旅團長	陸軍少將	長谷部照悟
步兵第四聯隊長(長春)	步兵大佐子爵大島陸太郎	
同第一大隊長	步兵少佐	鹿野新一郎
同第二大隊長	步兵少佐	石黒武城
步兵第二十九聯隊長(奉天)	步兵大佐	平田幸弘
同第一大隊長	步兵少佐	名栗乘
同第二大隊長	步兵少佐	藤井勇

ロ、第十五旅團(遼陽)

旅團長	陸軍少將	天野六郎
步兵第十六聯隊長(遼陽)	步兵大佐	濱本喜三郎
同第一大隊長	步兵少佐	小藪江邦雄
同第二大隊長	步兵少佐	阪井逸二
步兵第三十聯隊長(旅順)	步兵大佐	坪井善明
同第一大隊長	步兵少佐	桂朝彦
同第二大隊長	步兵少佐	相崎信太郎

ハ、野砲兵第二聯隊(海城)

聯隊長	砲兵大佐	河村圭三
同第一大隊長	砲兵少佐	伊藤勝
同第二大隊長	砲兵少佐	知久八萬

二、騎兵第二聯隊（公主嶺）

聯隊長 騎兵中佐 若松晴司

ホ、工兵第二大隊（鐵嶺）

大隊長 工兵大佐 花井京之助

三、獨立守備隊

司令官 陸軍中將 森連

步兵第一大隊長 步兵中佐 小河原浦治

同第二大隊長 步兵中佐 島本正一

同第三大隊長 步兵中佐 岩田文男

同第四大隊長 步兵中佐 板津直純

同第五大隊長 步兵中佐 田所定右衛門

同第六大隊長 步兵中佐 上田利三郎

(二) 支

那軍

一、獨立步兵第七旅（奉天附近）

旅長 王以哲

兵力九千八百人

外に城内衛隊三千及び飛行隊、戰車隊、自動車其他約二千、合計一萬五千

一、獨立步兵第二十三旅（長春附近）

旅長 李桂林

獨立砲兵第十九團（長春附近）

團長 穆純昌

外に工兵、輜重兵、城内衛隊、合計一萬二千

雙陽伊通方面に約四千あり

三、獨立步兵第二十五旅（吉林長春間）

旅長 張作舟

兵力約七千、外に獨立步兵第六百三十二團及び工兵一營等合計約一萬

四、獨立歩兵第十九旅（營口附近）

旅長 孫德荃

兵力約七千、磐山、新立屯、方面に散在

五、東邊鎮守使干芷山の省防軍

安東、通化、北山城、西安方面を通じて約八千人

六、獨立歩兵第二十二旅

雙城、敦化間に約七千人

旅長 蘇德臣

七、獨立歩兵第二十一旅

哈爾濱、一面坡方面

旅長 丁超

獨立歩兵第二十六旅

旅長 邢占清

同方面

兩旅とも哈爾濱に司令部あり、總計一萬二千

八、獨立騎兵第七旅

農安方面、六千人

旅長 常堯臣

九、獨立騎兵第三旅

懷德、八面城方面、七千人

旅長 張樹林

十、獨立歩兵第二十旅

鎮東、鄭家屯、六千

旅長 常經武

十一、洮遼鎮守使所屬省防軍

洮南方面、騎兵四團約八千

軍長 張海鵬

十二、興安屯墾隊

洮安索倫方面、五千人

隊長 高紀毅

四、獨立步兵第十九旅（營口附近）

旅長 孫德荃

兵力約七千、磐山、新立屯、方面に散在

五、東邊鎮守使干芷山の省防軍

安東、通化、北山城、西安方面を通じて約八千人

六、獨立步兵第二十二旅

雙城、敦化間に約七千人

旅長 蘇德臣

七、獨立步兵第二十一旅

哈爾濱、一面坡方面

旅長 丁超

獨立步兵第二十六旅

旅長 邢占清

同方面

兩旅とも哈爾濱に司令部あり、總計一萬二千

八、獨立騎兵第七旅

農安方面、六千人

旅長 常堯臣

九、獨立騎兵第三旅

懷德、八面城方面、七千人

旅長 張樹林

十、獨立步兵第二十旅

鎮東、鄭家屯、六千

旅長 常經武

十一、洮遼鎮守使所屬省防軍

洮南方面、騎兵四團約八千

軍長 張海鵬

十二、興安屯墾隊

洮安索倫方面、五千人

隊長 高紀毅

十三、獨立步兵第十二旅

錦州山海關方面、約六千

この外錦州溝幫子方面に砲兵第六、第七、第八旅あり

旅長 張廷樞

十四、獨立步兵第九旅

山海關唐山方面、六千人

旅長 何柱國

十五、第三十六師

承德、一萬五千人

師長 湯玉麟

十六、獨立騎兵第十旅

赤峰方面、六千

旅長 石文華

十七、獨立步兵第三十一旅

圍場、四千

旅長 富春

十八、獨立騎兵第九旅

林西方面、六千

旅長 崔興武

十九、獨立步兵第二十七旅

間島地方、六千

旅長 吉興

二十、獨立步兵第二十一旅

密山方面、六千、なほ方正附近に吉林山林保衛遊撃隊あり

旅長 趙芷番

二十一、獨立步兵第二十四旅

依蘭方面、七千

旅長 李杜

二十二、省防軍騎兵第一旅

烏海鐵路沿線、六千

旅長 王南屏

二十三、護路軍步兵第一旅

札蘭地方面、四千

旅長 張殿九

二十四、省防軍第三旅

黑河方面、六千

旅長 馬占山

二十五、護路步兵第二旅

海拉爾、四千

旅長 蘇炳文

二十六、獨立騎兵第八旅

滿洲里方面、四千

旅長 程志遠

二十七、萬福麟の留守隊

齊々哈爾、約三千人

六、奧地の兵匪討伐

「事件を擴大せず」とする帝國政府の方針は、軍部、外務兩方面より出先に通達されたが、支那軍の敗殘兵は到る處に出沒して、我が滿鐵線路を脅かし、我が居留民を迫害するの情勢である。従つて我軍は必要上已むなく各地に出動せざるを得なくなつた。奉天獨立騎兵第三旅第四十團が移動を始めたので、鄭家屯附近が危険なりとの報を得たのは二十一日であつた。依つて長春部隊の羽山少佐は一個中隊を引率して同日夜半出發、二十二日朝六時五十分裝甲車で四平街を出發し、鄭家屯へ向つた。

然るに鄭家屯は無抵抗裡に占據するを得たが、通遼及び洮南方面には敵の大部隊ありて危険迫るとの情報に接し、奉天司令部は更に歩兵一大隊を鄭家屯に増派し、二十三日午後増援隊は鄭家屯に到着したが、しかし此時既に羽山部隊は「通遼暴動化」の報に接し、同地に急行した後であつた。

勇敢なる羽山部隊は僅かに一ヶ中隊の兵力を以て、一萬二千と號さる、敵の砲騎兵と應戦すること三十分、數十の死屍を放棄して西南方に潰走した敵の後を追ひ、二十三日午後三時頃には完全に通遼を占據した。

二十三日營口の西北方約十五キロ、田莊臺附近に約五百の匪賊出現して、掠奪を擅にし、水源地危険に瀕したので、營口領事から出兵を請求して來た。よつて歩兵將校以下三十名を急行して敵匪の掃蕩に當り、水道を守備せしめた。

斯かる事態は日を遂ふて奧地に蔓延する徵候あり、事態の擴大を防止せんとする我が方の努力は毫も其效なく、治安の確保と敗殘兵（匪賊）の討伐とは、必然的に我が軍の責務となつた。當時恰もジュネーブに於いては國際聯盟總會の開會中で、二十二日の理事會に於ては、帝國代表芳澤謙吉と支那代表施肇基との間に大論戰あり、更に二十四日には聯盟總會が開かれることとなつてゐたので、帝國政府は二十四日を以て第一次聲明を發して、事變に對する帝國の態度を中外に闡明したのはこの時で

ある。

滿洲事變に關する第一次聲明

(昭和六年九月二十四日)

一、帝國政府は常に日華兩國の親交を篤くし、共存共榮の實を擧ぐることを一定の方針とし、終始之が實現を期して苦心努力し來れり、不幸にして過去數年間、中國官民の言動は屢々我國國民的感情を刺戟するものあり、殊にわが國の最緊密なる利害關係を有する滿蒙地方において、最近不快なる事件頻發し、こゝにわが友好公正なる政策も、中國側より同一精神を以て酬ゆる所とならざるが如き印象を、わが國民一般の心裡に與へ、物情騒然たるに當り、偶々九月十八日夜半奉天附近に於て、中國軍隊の一部は南滿洲鐵道の線路を破壊し、わが守備隊を襲撃しこれと衝突するに至れり。

二、當時滿鐵沿線を守備せる日本軍の兵力は、總計僅かに一萬四百に過ぎざりしに反し、其四邊には二十萬の中國軍隊あり事態俄に急迫を告げ、これと共に同地方に居住する百萬の帝國臣民も亦重大なる不安の狀に陥りたるに顧み、我軍隊は機先を制して危険の原因を芟除するの必要を認めこの目的を爲め迅速に行動を開始して抵抗を排除し、附近に駐屯する中國軍隊の武装を解き、地

方治安の維持については中國の自治機關を督勵してその任に當らしめたり。

三、わが軍隊は前記の目的を遂行するや、概ね鐵道附屬地内に歸還集結し、目下附屬地外に在りては、警戒のため奉天城内及び吉林に若干の部隊並に數個の地點に少數の兵員を配置すと雖も、何れも軍事占領に非ず、或は帝國官憲が營口稅關又は鹽務署を占領せりと云ひ、或は四平街鄭家屯間、又は奉天新民屯間の中國鐵道を管理せりといふが如き流説は、全然誤傳に止まり、長春以北又は間島に我軍隊の出動せりといふも亦事實無根なり。

四、帝國政府は九月十九日緊急閣議を開きて、この上事態を擴大せしめざることに極力努むるの方針を決し、陸軍大臣よりこれを滿洲駐屯軍司令官に訓令せり。九月二十一日長春より吉林に一部隊出動せるも、これ同地方の軍事占領を行はんが爲めに非ずして、滿鐵に對する側面よりの脅威を除かむとせるに外ならず。従つてこの目的を達するに至らば、わが出動部隊は直ちに長春に歸還する筈なり。

なほ九月二十一日に至り、滿鐵沿線の不安に鑑み、朝鮮駐屯軍より混成一旅團、兵員四千を新たに滿洲駐屯軍司令官の麾下に屬せしめたるも、滿洲駐屯軍の總兵數はなほ條約所定の制限内に止まり、固より對外關係に於ける事態を擴大せるものと云ふべからず。

五、帝國政府が滿洲に於て何等の領土的欲望を有せざるは、こゝに反覆縷説するの要なし。わが期待する所は、畢竟帝國臣民が安んじて各般の平和的事業に従事し、その資本又は勞力を以て、地方の開発に参加するの機會を得せしめむとするに在り。自國並に自國民の正當に享有する權利利益を擁護するは、政府當然の職責にして、滿鐵に對する危害を排除せんとするも亦この趣旨に外ならず。帝國政府は固より日華親善の交誼を重んずるに於て、既定の方針を恪守するものなるが故に、今次の不祥事をして國交の破壊に至らしめず、更に進んで禍根を將來に斷つべき建設的方策を講ぜむがため、誠意中國政府と協力するの覺悟を有す。これによりて兩國間現下の難局を打開し、禍を轉じて福と成すことを得ば、帝國政府の欣幸これに如かざるなり。

七、錦州事件

帝國政府が世界に向つて其態度を闡明し、事態の擴大防止に意を用ひたるに拘らず事實は愈々擴大した。即ち張學良は事變以來、内部からも反學良熱が熾んとなり、到底奉天へ歸還する見込なしと知るや、何等かの方法によつて舊勢力の挽回を策し、其頃勃然として起つてゐた滿洲新政權運動を牽制するためにも、一の手がかりを必要とし、北寧線沿線の錦州に假政府を設け、九月二十七日に東北邊防軍司令長官公署を同地に移し、張作相を東北邊防軍司令長代理とし、參謀長榮臻が事務的の實權を

執り、遼寧省臨時政府行署には米春霖を政府主席代理に任命、張振鷺を省財政廳長に、米春霖、荆士廉、張振鷺、彭濟群を臨時省政府行署委員に任じ、ともかくも形を整へて、全滿洲へ號令を下さうと企圖した。而かも張學良は張作相、于芷山を通じて、全滿洲の旅長、團長に對して、左の如き秘密命令を發して再舉を準備せしめた。

今日までは我が奉天軍は敗戦状態にあれど、目下錦州に集結中の精銳部隊と滿鐵沿線散在の部隊とにより、日本軍を腹背より挾撃の筈なるを以て、各旅長大隊長等は極力部下の結束と士氣の鼓舞に努め、他方各部隊との聯絡を圖るべし。

この命令により、東邊鎮守使于芷山は敗殘兵二萬を集結し、延吉鎮守使吉興は服從受諾の返電を發し李桂林、丁超等も之れに策應して張作相との連絡を圖つた。張作相も亦進んで舊東北軍の集合、配置につとめ、

- (イ) 錦州附近に第十二旅及び砲兵第八旅を、
- (ロ) 黒山、打虎山、溝幫子附近に第十九旅を、
- (ハ) 義州及び其北方地區に第二十旅を、
- (ニ) 北鎮に砲兵第六旅第十三旅團を、

駐屯せしめ、錦州警備司令には山海關の第九旅長何柱國を任命した。斯くの如く新陣容を整へたのは十月初旬のことである。

爾來、一方に於ては錦州假政府の設立を大袈裟に宣傳すると共に、他方に於ては多數の便衣隊を滿洲主要都市に潜入せしめ、將官一名一萬元、佐尉官一名三千元、下士卒一名一千元の懸賞を附して、日本軍への積極的挑戦を續行した。是等便衣隊は十月上旬約百八十名奉天附近に潜入して「學良は近く日本と一戦する、故に附屬地附近の支那人は直に避難するか、然らずんば對空掩蔽部を作れ、」といふやうな宣傳を試み、日本軍側の攪亂を圖り、銳意舊部隊の錦州集結に資した。錦州假政府が「一か、八か、日本軍と最後の戦を交ゆべき危険性は差迫つたかに見えたのである。

茲に於てか、錦州は滿洲攪亂の策源地の觀を呈したので、我が軍は其實情を調査する必要から、十月八日午後二時奉天から十一臺の飛行機を特派して、實情偵察をなさしめたが、機影を認め錦州支那軍は、大に驚愕して突如我が飛行機に對し砲撃を開始したので、我が飛行機も已むなく自衛上これに應戦し、邊防軍司令官公署及び省政府行署たる交通大學並に兵營の上空から、約四十個の爆弾を投下し、錦州軍民を威嚇した。所護「錦州事件」とは之れであつて、我が軍の錦州空襲事件として支那の誇大な宣傳が、折柄開會中の國際聯盟の大問題となり、徒らに對日惡感情を挑發したものである。

之がために、十月十日聯盟理事會議長レルーの名に於て、「錦州空襲は日本軍の侵略的軍事行爲なり」と断定し、帝國政府に對し勸告的通牒を寄せ、同月十二日帝國政府から、「滿鐵沿線地方に於ける匪賊の著しき跳梁と、鮮人同胞の被害」を敘述し、以つて日本軍の附屬地内への撤退が、如何に實行困難なるかを説明し「日支間平常關係確立のために數項の大綱に就いて、日支兩國直接交渉を開始すべきことが先決條件である」旨を明示し、第三國の介入を拒否する意向を暗示した回答を送つたのであつた。

而して本事件に關する國際聯盟の態度が、帝國政府に對する非友誼的範圍を出でなかつたので、帝國政府は第三國の介入を排除し、日支直接交渉の開始によつて、滿洲事變の全般的紛糾を解決すべき端緒を求むべしとの主張を明らかにするため、十月二十六日第三次聲明を天下に發表して、支那政府と會商すべき基礎的大綱五項を明示したのである。即ち

- (一) 相互的侵略政策及び行動の否認、
- (二) 中國領土保全の尊重、
- (三) 相互に通商の自由を妨害し、國際的憎惡の念を煽動する組織的運動の徹底的取締、
- (四) 滿洲各地に於ける帝國臣民の一切の平和的業務に對する有效なる保護、

(五) 滿洲に於ける帝國の條約上の權益尊重、
 等が之であつて、右は日支間の平常關係を確立するために必要なる基礎的大綱であるが、この協定問題を先決條件として、必然的に我が軍の滿鐵附屬地内歸還問題を、支那政府と商議せんとしたものである。

さりながら、日支兩國政府の正常的關係恢復のための直接交渉の如きは、帝國が如何に好意の打開策を案出しても、當時の支那政府が國際聯盟依存一本槍である限り、到底望むべくもない事であつた。従つて張學良の錦州假政府は、日支國交の大局的考慮など全く無視して、飽までも對日抗爭の積極的工作に熱中してゐた。奉天奪還を夢見てゐる張學良は、張作相や榮臻を指揮して舊東北軍の錦州集結を圖り、王以哲を中心とする敗殘兵約二萬三千を以て義勇軍を組織し、之れを主力として別に抗日軍、救國軍と稱する學良より武器彈藥の供給を受くる別働隊一萬五千、之れに加ふるに豫て學良の招撫を受けつゝある馬賊一萬三千を合して、有力なる部隊を形成し、我軍を襲撃する姿勢にあつた。

八、チチハル占領

當時滿洲各地の將領は、張政權から離れて、獨立の宣言をするもの踵を接いだ。(獨立運動の項參照) 然るに黑龍江省新政權を目指して獨立を宣言したものが二名あつた。洮遼鎮守使張海鵬と黑河警

備司令馬占山とが即ち之れである。張海鵬は十月一日邊防保安司令として獨立を宣言し、黑龍江舊政權との間に政權引渡しの交渉まで成立したのであるが、其最後の日十月十二日に至つて黑河に馬占山が蜂起したのである。馬占山は夙に黑龍江省主席で事變當時學良と共に北平にあつて、留守の萬福麟を通じて學良の使喚を受け、同日黑龍江省政府臨時主席兼邊防軍副司令なるものに任命され、錦州政府のため大に奮起したわけである。勿論背後からソビエトの支援を受け、嫩江北岸に進出して洮昂線の鐵橋三個を破壊し、張海鵬軍の北進を邀撃しやうとした。張軍は鐵橋を破壊され進路を絶たれたので、一時已むなく洮安附近に退却せざるを得なかつた。

馬占山の破壊した鐵橋は、言ふまでもなく舊奉天政權が契約不履行のまま、放置されてあつた我が債權鐵道たる洮昂鐵道である。依つて我が方としては馬占山に對して、既得權益破壊に對する嚴重なる抗議を申込むと同時に、在チチハル領事清水八百一をして「十月三十日迄に鐵橋を修理すべきことを」要求せしめたが、馬占山は之を實行せざるのみか、却つて日本軍が修理のために進出するに於ては、武力を以て之れを阻止するといふ態度を示すに至つたので、已むを得ず鐵橋修理作業は、洮昂鐵路局及び滿鐵をして之を行はしむることに決したが、修理作業に要する一週間内外を、軍隊を以て掩護する必要あるところから、歩兵第十六聯隊長濱本喜三郎大佐をして歩兵一大隊、砲兵一大隊及び工

兵中隊を以て、嫩江支隊を編成引率せしめ、十一月二日之れが現地輸送を開始するとともに、嫩江鐵橋修理中、日支間の衝突を避くるため、特に張海鵬、馬占山、の兩軍に對し、「橋梁から十キロ以外の地點に後退し、當分戰術的目的のために、橋梁の使用を禁止する」旨を通告し、若し修理事業を妨害し、我軍に敵對行動に出づるものあらば、何軍でも之れを擊滅するといふ警告を發したものである。

張軍は十一月四日迄に王廟子以南に後退し、馬軍も亦四日早朝、清水領事、林駐在武官、早崎書記生等が同行して、石參謀長以下幕僚が濱本支隊長を訪問、不抵抗の意志表示をして歸還した。併し此時既に馬占山は錦州假政府の指示を仰ぎ、北平の張學良、萬福麟に對して、「日軍を擊破のため南下すべし」といふやうな元氣のよい通電を發し、錦州軍と呼應して、先づ遼西地方の奪回を企てゝゐたのであつた。この馬占山の計畫を知らぬ我が軍は、既に馬軍も「不抵抗」と信じてゐたので、濱本支隊の第五中隊が、安堵して大小國旗を翳して大興方面へ前進すると、午後零時半頃大興南方一キロの地點に於て、俄然馬軍陣地からの猛烈な砲撃を受け、十五名の死傷者を出して了つた。勿論、馬軍の計畫的背信行爲であつて、錦州政權が洸昂沿線に事態を醸し、日本軍が之れと交戦のため、嫩江方面に主力を集注した手薄に乗じて、一舉奉天の奪取に進撃しやうとする策戦に外ならなかつた。

茲に於てか我が軍は積極的自衛手段を採ることとなり、即刻名倉大隊を増派し、翌五日午前中には

敵の第一線を占領したが、敵の優勢二千五百の歩砲兵に對しては我が軍苦戦に陥るので、更に歩兵二大隊、砲兵三中隊を増派し、長谷部第三旅團長も右増援隊と同行、六日朝現地に到着した。我が増援部隊到着するや頑強な敵も遂に後退を開始し、正午頃までには主力は昂々溪方面に逃げ、更にチチハルへ北走した、我が軍も大興東方地區に集結して橋梁修理の掩護に當つたが、我が軍の損害は死傷百八十、飛行機破損三、敵の遺棄せし屍體二百、蘇國人二名であつた。

嫩江に於ける日支衝突は馬占山軍の無法に對する我が軍の膺懲作戰であつた。我が軍は事變の擴大を好まず、單に橋梁修理を掩護するだけに止め、従つて馬軍が昂々溪以北に退却すれば、我が軍敢て之れを追撃せず、大興附近に止まつて動かず、なほも増援の途中にあつた部隊は、何れも四平街、鄭家屯に於て前進を停止した位である。

然るにこれを見た馬占山は我が軍に追撃力なしと見てか、昂々溪南方から大興屯、小新屯、三間房に互る約八キロの戰線に主力二萬を集結し、更に東支鐵道護路軍、吉林敗殘兵等を合して五千の増援を得、我が軍に對して攻勢的態度に出で、一方張學良は錦州の榮臻に命じ、約一萬七千の手兵を北上させ、我が軍を挾撃するかゝの姿勢をとらしめた。我が軍は素より馬占山軍との衝突を成るべく避くる方針にあつたので、チチハル駐在武官林少佐及び清水領事をして馬占山と會見、和平解決を勸告して、

馬占山の下野と張海鵬への政權授受を慫慂したが聞き入れず、恰も國際聯盟に於てこの状態を議題に取り上げ論議してゐたので、益々強氣に出で、十三日にはチチハルの我が領事館を保護の名に於て包圍し、十四日には前線にある馬占山軍騎兵隊は愈々その跳梁頻繁となつた。よつて兩軍の衝突を極力防止せんがため我が軍當局から馬占山に對し、

一、馬占山軍はチチハル以北に撤退し、東支鐵道以南に兵を出動せざることを、

二、其他の軍は總て原駐地に歸還すること、而して洮昂鐵道は洮昂鐵路局をして運行せしめ、之れを妨害するに於ては帝國軍は直ちに必要且つ有效なる手段を講ずる。

との意味の要求を提出し、右は十一月十五日より十日以内に實行すべく、諾否は十六日正午迄に回答すべしと明言した。而して我が軍としては右實行を見届けた上、直ちに嫩江以南又は鄭家屯以南に撤收する意志を申送つたが、回答期限までに回答せず、而かも「先づ日本軍撤退せば馬占山軍も撤退する」とか、「治安維持のため東支鐵道以南へ軍を出動するは自由だ」とかいふ意志を間接に示し、毫も和平解決の氣色がない。斯る状態の下に遂に十八日午前九時を期し、我が軍は一齊に前進を開始したのである。

我が軍の總攻撃に遭ふや、強行追撃に總崩れとなつた敵は逃げ足早く、十八日午後十時にはチチハ

ル郊外の南大營を占據し、馬占山は豫て用意の列車に搭乗して克山鎮へ逃亡した、翌十九日正午南大營を發した我が軍は、何等敵の抵抗なくチチハルに入城した。而して逃亡した馬占山軍の再舉を不可能ならしむるため、廿日から克山鎮に迫り、更に海倫まで追撃爆破したので、馬占山も遂に二十三日張景惠を通じて降服を通告して來た。斯くして馬占山の暴舉は終熄したので、我が軍は山縣聯隊を筆頭に順次撤退を開始し、二十八日には張景惠の代表者英順が、四百五十名の鐵道護路軍を率ゐてチチハルに入城して來たので、我が軍は之れにチチハルを引渡し、僅かに長谷部旅團の一小部隊を残しただけで、全軍奉天に向け撤收したのであつた。

此頃から錦州方面又もや緊張の度を加へて來た。而かも之れに刺戟されて、支那軍のチチハル奪回行動が開始された。依つて三十日奉天に在つた第八師團の鈴木混成旅團にチチハル出動を命じたが、そのチチハル再出動の事情に就ては軍當局は次の如く發表した。

チチハル方面に於ける我軍は、曩に僅少なる一部隊を残して、その大部分を撤退せるところ、馬占山の部下徐寶珍の指揮する約三千の軍は、張學良及び錦州政權と氣脈を通じ、我がチチハル部隊を反撃すべく前進し、同方面は著しく危険に瀕するに至れり、茲に於て十二月一日新銳の一部隊をチチハル方面に派遣し、前記諸部隊と交代せしむることとせり。

斯の如く鈴木混成旅團の敏速なる出動は徐寶珍軍の活動を大ならしめざるうちに解決し、この間錦州方面との連絡によつて、首鼠兩端に彷徨してゐた馬占山は、徐寶珍軍優勢と聞くや直に一萬二千の新兵を募集して再起を企圖し、これに對し我がハルビン特務機關宮崎少佐等が軍使として海倫に馬占山を訪ひ、和平解決を説くや、彼又直に前非を覺つて張景惠との合作を承諾するといふやうな、頗る不徹底な行動をとつたが、兎も角も六日午前零時半から約二時間に亘る折衝によつて、漸やく馬占山も圓滿なる妥協の成立を見るところまで、和平解決を認識するに至つた。而して六日ハルビンに於て張景惠、馬占山の會見あり、黒龍江省政府が張馬合作によつて組織されることとなり、翌七日チチハルに入城した張景惠が新政府樹立式を擧げ、全省民に聲明書を發して、北滿の治安は一應茲に回復されたのであつた。

九、遼西掃蕩と錦州占領

北滿の治安回復に奔命した我が軍の留守中に於て、南滿殊に遼西地方の匪賊の跳梁は夥しい數に上つた。錦州正規軍、學良別働隊、義勇軍、馬賊團を合して、錦州假政府の指揮下にある總兵力四萬と稱されたが、十二月十日に至り張學良は是等錦州全軍に對し東進命令を下した。即ち錦州全軍の配備は次の如くであつた。

一、錦州軍正規軍

(錦州) 王以哲第七旅、何柱國第九旅、張廷樞第十二旅、丁喜春第八旅、砲兵一旅、(双羊甸) 孫德奎第十九旅、騎兵、獨立軍各一營。
 (大凌河) 黃師岳第十七旅、(溝幫子) 混成一旅、砲兵二團、鐵甲車二十臺、(打虎山) 步兵第三旅一部、張樹森騎兵第三旅、砲兵一營、鐵甲車三臺、(厲家窩舖) 砲兵數不明、(白旗堡) 步兵二百、砲兵一部、(盤山) 步兵二營、(大窪) 第十九旅一部、(田庄臺) 步兵一營、鐵甲車一臺、

二、別働隊

(臺安打虎山) 老北風三千、青山三千、三勝一千、(鐵嶺) 老五龍「東亞邊防義勇團」二千、天樂「昌圖護國軍」千五百、(昌圖) 天下第一團千五百、(通遼) 壓東洋一千、老來好、天下芳千四百、(雙山) 平東洋三百、(懷德) 白狼戰山好千六百、(伊通) 全勝六百、(遼北) 救國軍一千、(連山關、鳳凰城) 徐文海數百

三、義勇軍

(彰武) 繙世賢の義勇軍第五大隊、(黑山、打虎山) 黃顯聲の同第六大隊、(錦州) 米振標の同第三、耿繼周の同第四大隊、(興城) 大青山の同第二大隊、(綏中) 蔡寶山の同第一大隊、

四、馬賊

(新民屯) 梯子一千、愛國柱團一千、海龍二千、(昌圖地方) 老三省二千、(梨樹) 紅樂三百、(長春地方) 黒龍二百、

一枝花二百五十。

是等の部隊は十二月十五日から我が軍の牙城に向ひ進撃を開始した。鐵嶺東北方には別働隊天樂の部下數百、鄭家屯には張樹森の騎兵第三旅と天樂の部下約四千、田庄臺には別働隊青山の部下二千、何れも鐵道を破壊し、民家の大掠奪を行ひながら、挑戰を開始し、翌十六日には奉天附近から遼西一帯に互つて、我が軍包圍の作戰により、總攻撃の態度を示すに至つた。張學良が東北政權奪取に對する最後の出動と見られ、事態は全滿に互つて重大なる影響を齎らす形勢となつた。

時恰も、滿洲に於ては新滿蒙樂土建設の氣運が醗酵し、張家二代の惡政に呪ひの聲が充滿してゐた時である。若しこのままに學良の蠢動を放置しては、滿蒙樂土の建設は愚か再び在滿百萬同胞の生存は脅かされ、我が既得の權益は徹底的に蹂躪さるるに至るであらう。帝國政府としては此重大なる時局を大局から觀察して、飽までも錦州政權の潰滅を期せざれば、滿蒙は再び排日侮日の巢窟となるや明らかである。茲に於て政府は十七日學良軍の徹底掃蕩に備ふるため、第十師團より混成一個旅團を派遣するに決し、即日金谷參謀總長より上奏御裁可を仰ぎ、夫々手續きを完了した。學良は早くも形勢を察し、十七日錦州軍に對し總攻撃開始の密令を發し、全軍東進、滿鐵及び其附屬地の危險は目睫の間に迫つたのである。

本庄軍司令官はチチハルの鈴木旅團を南下せしめ、森獨立守備隊司令官に滿鐵以西打通線以東の匪賊討伐を命令し、長春の嘉村旅團に南下開原から遼西討伐に参加することを夫々下命し、茲に遼西匪賊討伐、錦州政府の蠢動を全面的に解決すべき全軍の進撃が開始され、軍當局も亦十八日次の如き聲明書を天下に發したのである。

滿洲各地に於ける兵賊は、多大の犠牲を以てせる我軍の討伐行動により、一時鎮靜に向はんとしつつありしも、其後帝國軍が平和的觀念より、錦州方面支那軍との不幸なる衝突を回避して、忍び難きを忍んで、一時遼西方面に對する討伐を自制中止せし爲、同方面に残存せる有力なる兵賊は舊政權に屬する錦州政權と聲息相通じ、最近に至り鐵道沿線を脅威攪亂することを目的としあるが如く、今や我が軍は已むなく全般的に互り、特に遼西地方の兵賊討伐を決行せざるべからざるに至れり、斯くして十九日早朝から我が軍一齊に出動し、法庫門を根據とする別働隊を目指して之れが討伐を進め、附近全線を掃蕩しながら、二十二日午前十一時半には我が軍は法庫門に入城してしまつた。安奉線方面も亦徐文海を首領とする別働隊が出沒し、驛長を殺し、日本人を射撃して後方攪亂の任務を盡すあり、田庄臺附近の遼西三角地帯は黃顯聲を總司令とする義勇軍が蟠居し、學良からの武器彈藥を受けて優勢を示し、正規軍また之れを増援して我が軍に猛烈な砲撃を浴せかけた。我が軍當局も茲

に意を決し、遼西匪賊跳梁の策源地たる、錦州政權を撃滅するの手段に出づることとなり、日本政府も亦廿七日の閣議に於て、朝鮮軍より一個混成旅團を増兵するに決し、同時第三次聲明を中外に發表した。

次いで廿八日、室第二十師團長の率ゆる師團司令部及び依田混成一旅團が遼西に向つて進發した。一方張學良も之に對抗するため、二十九日には第一軍團長榮臻、第二軍團長張翼翹、第三軍團長黃顯聲、第四軍團長陳興亞の四軍團を新たに組織し、軍費二十萬元を支給し、大々的に日本軍粉碎の計畫を樹て、敢て攻勢的陣形を張つた。併し我が軍追撃の手は少しも緩まず、愈々猛烈を極むるので、錦州政權保持の困難を知つた學良は、自發的に錦州軍を關内に撤退し、東北邊防軍司令官及び錦州政府を、灤州に向けて引上ぐることを餘儀なくせられ、これと同時に我が北平公使館に對し、撤退軍追撃阻止と日本軍の錦州入城緩和とを申入れて來た。

この學良の懇願の裏面には南京政府との間に内部的問題を起したり、英國公使ランアソンの斡旋があつたり、種々なる工作が伏在してゐるので、固より我が軍が之れを寛容する筈がなく、我が軍の全般的匪賊討伐はなほも續けられたため、錦州軍は續々退却の餘儀なき情勢に陥り、従つて我が軍は敵の潰走した後、何等の敵對行爲も受けず、翌昭和七年一月二日午後二時から續々と錦州城内に入城、

日章旗を掲げたのであつた。先頭部隊の入城と共に、我が軍は本庄軍司令官の名に於て、次の如き布告を市内外に撒布した。

大日本帝國軍隊は遼寧省政權を膺懲し、吉林、黑龍江兩省各鐵路沿線主要地方は既に我が占據に歸せり、今や我が軍は指導的地位に立ち、遼境の官吏をして完全に民政を施行せしむ、省所屬各縣政府職員はよく此旨を體し、暫く舊章舊規則に照らし、誠實に縣政を辦理し、治安を維持し、萬遺漏なきを期すべし、若し違背するものあらば、毫も假借することなかるべし、各縣商民は各自の業務に復歸し、苟くも秩序を破壊し謠言をつくり、動亂を企圖するものあらば、軍は良民の仇敵と認め嚴重懲辦すべし。各官民一律に遵照すべし、恐らくはまだ周知せざるものあるにより特に茲に布告す。

而して翌三日各部隊陸續として入城、四日午後一時から室第二十師團長の正式入城式が舉行せられ、ここに錦州は六年十月八日の空襲事件以來三ヶ月にして全く平定し、錦州假政府は完全に解消されたのである。

錦州軍も黃顯聲の義勇軍を最後に綏中方面へ潰走したので、室師團長は之れを追撃するため、依田旅團に進撃を命ずると共に、彰武打虎山方面へは村井旅團を、溝幫子方面へは嘉村旅團を派して匪賊

の跳梁を警備し、錦州政權滅亡後の錦州には、前錦州縣知事谷重聲等をして錦州自治會を組織し、取り敢えず民政自治を施行せしめたのであつた。

けれども、これを以て滿洲兵賊の横行が終熄したのではない。僅かに錦州政權が滅亡しただけであつて、關内に退いた後と雖も、張學良はなほも懲りず、また舊東北軍敗殘兵及び豫て關係ある土賊を義勇軍に仕立てて、隨所に蜂起せしむることを怠らなかつた。滿鐵沿線を始めとし、北寧沿線、打通線、安東線の各地に於て、兵賊により蒙る被害は頻々として傳へられたので、關東軍司令部も全滿洲に亘つて、持久的匪賊掃蕩の大討伐軍を起さざるを得なかつた。滿洲に於ける匪賊討伐はかくして滿洲事變以後、我が帝國の任務の如くなり、滿洲建國後と雖も、同國內の治安維持及び國防上の安定を期するためには、我が軍は率先之れに多大の犠牲を拂はざるを得なくなつたのである。

一月九日室師團のみが錦州警備に残り、多門師團は原駐地へ歸還した後の手薄に乗じ、錦州奪還を試みたのが黃顯聲であつた。騎兵第二十七聯隊長古賀傳太郎中佐以下將兵十九名の戦死を遂げたのは此夜半である。僅かに一個中隊を以て、錦西に聯隊本部の守備にあつた古賀聯隊は、黃顯聲の五千の大軍に猛襲され、交戦實に七時間、古賀中佐以下遂に悲壯なる最期を遂げた。又錦西東方四里の杜家屯附近に於て、松尾少尉の率ゐる輜重部隊が九日午前四時頃約六百の兵賊に襲撃され、抜刀して敵と

白兵戦を演じたが是又衆寡敵せず、松尾部隊二十七名は全滅してしまつた。悲報相次いで到るの實狀である。

張學良は直ちに黃顯聲を北平に招致して賞金二十萬元を給し、志氣を鼓舞したので、別働隊は急に強力となり、日本軍逆襲の姿勢となつて來た、茲に於てか第三次の兵匪大討伐の必要を生じ、本庄軍司令官は一月十一日多門、室兩師團長及び鈴木混成旅團長に對し、十二日拂曉を期して匪賊討伐敢行の命令を發した。かくして十二日から二十三日まで空陸兩軍を總動員して、奉天附近一帶、滿鐵沿線北寧線一帶及び錦州地方の徹底的掃滅を期したので、遂に別働隊の頭目青山、老北風等斃れ三勝等相次いで歸順降伏を申出で、二十六日頃には兵賊の巢窟は殆んど全滅したのであつた。爾來此附近には小賊の出沒なほ止まずと雖も、大部隊の賊匪は一應潰滅したのであつた。

滿洲事變に關する帝國政府の第三次聲明

(昭和六年十二月二十七日)

一、滿蒙ニ於ケル治安ノ維持ハ帝國政府ノ恒久ニ最モ重要視スル所ニシテ、政府ニ於テハ爾來各般ノ機會ニ、同地方ノ康寧ヲ保持シ、且ツ之ガ軍閥爭亂ノ巷ト化スルヲ防ガンガ爲メ、百方適法ノ手段ヲ講ジ來レリ、治安ノ保持アリテ始メテ同地方ハ内外人安住ノ地タルヲ得ベク、又秩序ナキ

所門戶開放、機會均等モ結局空名ニ終ルベシ。圖ラズモ今次事件ハ、帝國ニ對シ滿蒙ニ於ケル新
タナル責任ヲ加ヘ、而シテ其活動ノ範圍ハ更ニ廣汎ナルヲ致セリ。即チ支那側ノ不當ナル攻撃ニ
對シ必要ノ自衛手段ヲ執リタル結果、帝國ハ廣大ナル地域ニ亘リテ公共ノ安寧ヲ維持シ、住民ノ
權益ヲ保護スルノ義務ヲ負フノ止ムヲ得ザルニ至レリ。

當時支那地方官憲ハ法律秩序保持ノ爲メ何等協力ノ機會ヲ求メズ、一齊ニ逃亡又ハ辭職セリ、斯
ル狀況ノ下ニ、無辜ノ地方民ノ災害ヲ出來得ル限リ鮮少ナラシムルハ、明カニ帝國ノ義務ニシテ
之ニ反シ、我方ニ於テ右等良民ヲ無政府狀態ノ渦中ニ委スルガ如キハ、正ニ前記義務ノ懈怠タル
ベシ、是レ我軍ガ多大ノ犠牲ヲ忍ビ、支那官憲ノ機能ヲ失ヘル地方ニ於テ、人命財產ノ安全ヲ保
持センガタメ、全力ヲ盡シ來タレル所以ニシテ、畢竟我軍ハ事態自然ノ推移ニヨリテ、其欲スル
ト否トニ拘ラズ、右ノ如キ義務ヲ負フニ至レルモノナリ、

二、右ノ如ク今次事件ノ發生ニ依リ、既存諸機關ノ破壞ヲ見タルニ止ラズ、滿蒙地方ニ於ケル馬賊
其他不逞分子ハ自然其跳梁ヲ増スニ至リタルモ、我軍ノ所在スル方面ニ於テハ其威力ニヨリ漸次
治安ノ回復ニ向ヒツツアリタリ。然ルニ十一月上旬前後ヨリ、鐵道附屬地接壤地方殊ニ滿鐵本線
西方ニ於ケル此等不逞分子ノ跳梁俄ニ顯著トナリ來レル處、右馬賊等ノ活動ハ錦州軍憲ノ組織的

策謀ニ基クモノナルコト、捕虜ノ供述、押收文書其他各種ノ情報ニ依リ疑ヲ容レザル所ナリ。錦
州方面ニ於ケル第三國武官中支那側ニ於テ何等攻撃ノ準備ヲ爲シ居ル證左ナシトノ報告ヲナシ居
ルモノアル處、錦州軍憲ガ大體打虎山以西ノ北寧線上、及ビ其附近ノ各地ニ巨大ナル兵力ヲ擁シ
居ルハ明カニシテ、我軍ノ周密ナル偵察ニ依レバ、此等軍隊ガ錦州其他ノ駐屯地ニ於テ、着々兵
備ヲ整ヘ居ル證跡顯著ナルモノアルノミナラズ、其前衛部隊ヲ錦州ヨリ遙ニ東方ニアル田庄臺、
臺安、白旗堡等、遼河右岸ノ各地ヲ連ヌル線ニ配置シ居ルコト確實ナリ。而シテ右事態ガ滿鐵沿
線其他數地ニ分散駐屯セル我在滿部隊ニ對スル不斷ノ脅威タルハ何人モ首肯シ得ベク、殊ニ北寧
線ヲ利用スルニ於テハ、打虎山奉天間及ビ溝幫子河北間ハ僅々三四時間内ニ到着シ得ベキ近距離
ニアルノ事實ハ、該脅威ノ甚ダ大ナルヲ示スモノナリ。

一方前記馬賊等ハ近時錦州軍多數將卒ノ改編セラレタルモノヲ含ミ、其活動ノ規模急速ニ増大シ
居リ、現ニ滿鐵本線西方ニ於ケル馬賊ハ十一月上旬約一萬三千ト算定セラレタルガ、十二月上旬
ノ調査ニ依レバ三萬ヲ超過シ、且ツ最近ニ於テハ數百乃至數千ノ員數ト機關銃、迫撃砲等ヲ裝備
ヲ有シ、今ヤ正規軍トノ區別殆ド困難ナル狀態ニアリ、偶々以テ其背後ニ之ヲ補給シ、之ヲ指導
スル錦州軍憲ノ存スルコト疑ナキヲ知ルベシ、又在奉天日本總領事館ノ調査ニ依レバ、鐵道附屬

地接壤地方馬賊兵匪出沒數ハ、十一月一日以降十日間ニ七十八件、十一日以降十日間ニ三百四十二件、二十一日以降十日間ニ四百三十八件、十二月一日以降十日間ニ四百七十二件、合計千五百二十九件ノ多キニ上レリ

叙上馬賊等不逞分子ノ跳梁ニ對シ我軍ニ於テ必要ノ討伐ヲ行フヤ、滿鐵本線西方ノ賊團ハ逸早く遼西方面ニ逃入スルヲ常トシ、我軍ヲシテ殆ド奔命ニ疲ラシムルモノアリ、而モ尙ホ我軍ニ於テ遼西地方ニ對スル賊團ノ追跡ヲ敢テセザリシハ、同地方各地ニ駐屯スル前記錦州軍憲配下ノ支那正規兵トノ衝突ヲ避ケントスル苦衷ニ出デタルモノナリ。

三、然ルニ偶々十一月二十四日顧外交部長ヨリ在支主要列國公使ニ對シ、支那側ハ日支兩軍ノ衝突ヲ避クル爲メ支那軍ノ山海關以西撤退ヲ實行スルノ用意アル旨ヲ告ゲタリ。仍テ帝國政府ハ同月二十六日、正式ニ右趣旨ノ提議ニ接スルヤ、主義上之ヲ受諾スルト共ニ、在支帝國公使及ビ張學良氏トノ間ニ本件ニ關シ話合ヲ行ハントヲ訓令セリ。同公使ハ十一月三十日乃至十二月三日、數次ニ亘リ顧外交部長ト話合ヲ行ヒタルガ、同部長ハ中途ヨリ前記申出ヲ翻シテ、右話合ニ應ゼザルノ態度ヲ示シ、又在北平帝國代表者ハ十二月四日以來張學良氏ト直接又ハ其側近者ヲ介シ話合ヲ重ネタルガ、同月七日ニ至リ張學良氏ヨリ、其自發的措置トシテ錦州方面支那軍ノ撤退ヲ行フ

ベキ旨ヲ開示シ來リ、且ツ爾來幾度トナク、右約束ノ急速實行方ヲ確言セルモ何等撤兵ノ事實ナク却テ同方面ノ兵備ヲ嚴ニシ居ル實情ナリ。

四、錦州地方撤兵問題ニ關スル交渉開始セラレタル以來、既ニ約一ヶ月ニ及ベルモ、支那側ノ不誠意ナル態度ニ依リ、何等ノ効果ヲ舉ゲ得ベキ前途ノ見据付カザル間ニ、前記ノ如ク賊團ノ活躍益々猖獗ヲ極メ來リ、遂ニハ南滿洲ニ於ケル全般的治安ノ根底的破綻ヲ招來スルノ虞アル事態ヲ現出セルニ依リ、最近我軍ハ一齊ニ出動シテ、從來ヨリ比較的大規模ノ賊團討伐ニ着手スルノ止ムヲ得ザルニ至レル處、我軍ニ於テ賊團討伐ノ徹底ヲ期セムガ爲メニハ、其根據地タル遼西方面ニ進出セザルヲ得ザルコト前述ノ事情ニ徴シ明カナリ。固ヨリ我軍ハ九月三十日及ビ十二月十日理事會決議ノ趣旨ニ反シ、好ンデ支那正規兵ニ對シ攻撃ヲ加フルガ如キ主動的措置ニ出デ居ルモノニアラザルコト勿論ナルモ、他面匪賊等ノ討伐ニ至リテハ、滿蒙現下ノ特殊狀況ニ顧ミ、日本軍ニ於テ引續キ之ヲ行ハザルヲ得ザル所ニシテ、右ハ十二月十日理事會決議採擇ノ際、我代表ニ於テ明確ニ保留セル所ナリ、然ルニ此際支那軍憲ニシテ表面非攻撃的態度ヲ裝ハントスルモ、前記ノ如ク裏面ニ於テ我軍及ビ我居留民ヲ目標トスル匪賊操縱等ノ挑發的行動ニ出デ、且ツ右匪賊中ニ錦州軍ノ將卒多數混入シテ、正規軍トノ區別困難ナル以上、我軍ニ於テ自衛上必要ト認ムル適

當ノ措置ニ出ヅル場合、其結果生ズルコトアルベキ一切ノ責任ハ前記諸般ノ經緯ニ鑑ミ、凡テ支那側ニ於テ負擔スベキモノナリ、

五、帝國政府ハ聯盟規約、不戰條約其他各種條約及ビ今次事件ニ關スル理事會兩度ノ決議ヲ忠實ニ遵守セムコトヲ期スルモノニシテ、錦州軍憲ノ組織的治安攪亂ニ對スル日本國民ノ憤激甚シキモノアリタルニ拘ラズ、一ヶ月ノ永キニ亘リ帝國ニ於テ該方面ニ對スル匪賊討伐ノ自由ヲ抑制シ、其間政府ニ於テ凡有ル手段ヲ盡シ、右討伐實行ノ際惹起スルコトアルベキ日支兩軍ノ衝突ヲ、豫防スルニ努メタル誠心誠意ト隱忍自重トハ、全ク前記諸條約及ビ決議ニ基ク義務ニ忠實ナラントスル精神ニ出デタルモノナルコト、必ズヤ世界輿論ノ認識ヲ得ベキヲ信ズ。

一〇、錦州事件と海軍

曩に昭和六年十月八日錦州事件突發するや、我海軍では吳軍港から第十三驅逐隊（驅逐艦四隻）を第二遣外艦隊に増派した。依て同艦隊司令官津田靜枝少將は當時旅順に待機中の第十六驅逐隊を塘沽に配備し、第十三驅逐隊は青島、芝罘方面の警備に當らしめた。次で十二月に入り錦州方面の支那軍策動の様相顯著となつたので、更に軍艦八雲を第二遣外艦隊に編入し、同艦また青島に待機の姿勢をとつた。

其後關東軍が遼西方面の討匪を開始するに及んで、山海關、秦皇島地方の治安維持のため、十二月二十四日軍艦出雲及び特務艦能登呂を北支方面に増派することとなり、十二月三十日、三十一日逐次待機中の八雲、能登呂、第十三驅逐隊及び第十六驅逐隊を旅順から秦皇島山海關方面に廻航せしめ、津田司令官は自ら球磨を率ゐて、十二月三十日青島發三十一日秦皇島着同方面の警備に任じたのである。

錦州軍撤退に際して、日支の衝突防止並に治安維持に關しては、北支駐屯軍と何柱國との間に相當諒解はあつたが、なほ頗る疑問があつたので、津田司令官は三十日午後第十六驅逐隊司令を何柱國の司令部に訪問せしめ、

當艦隊の秦皇島、山海關來航の目的は、我が居留民の保護にあり、依つて支那側に於て我が守備隊並に居留民に危害を加ふる舉に出でざる限り、艦隊は當方面支那軍並に錦州撤退部隊に對し我より攻撃を加へ、若くは撤退を妨害する等のこと斷じて無きことを聲明す。

右の次第錦州方面にも至急電送されたし。

との聲明書を手交せしめた處、何は大に感謝し、直に榮臻及各旅長關係各部に傳達する事を誓つた。かくて津田第二遣外艦隊司令官の率ゐる約十隻の艦隊は、渤海灣内深く陣容を整へ、即刻應變の態

度を以て控へ、而かも能登呂の飛行機を以て、山海關より連山に亘る一帯を時々偵察飛行して關東軍とも連絡をとり、この無言の威壓は、遂に錦州軍の關内撤退に際し、平穩に經過し、直に治安維持の確保に奏効せられたるものである。

十一、哈爾濱占領

遼西方面鎮定後、殘る懸案は北滿一帶の治安であつた、之より先同方面は熙洽の率ゆる吉林剿匪軍と反吉林軍との間に、昭和七年一月條件を提出して哈爾濱授受の交渉中であつたが、漸次關係險惡化し、東省特別行政長官張景惠の斡旋も效なく、一月二十六日兩軍の交渉決裂し、反吉林軍は哈爾濱郊外に塹壕を構築して、邀撃の姿勢をとり、その一部は傅家甸に入り、我が大北新報社其他を掠奪し、不時着陸せる我飛行將校を斬殺する等、危険は刻々に迫り、四千の我が居留民は皇軍の出勤を電請して、市内數箇所を集結自衛し、籠城の姿勢となつた。

之より先關東軍當局は、事變直後吉林を討伐して長春に引返した第二師團に命じ、一舉哈爾濱に入りて居留民保護に當らしめんとしたが、東京政府の自重方針のため之を中止し、七年一月五日熙洽の吉林剿匪軍に之を一任したのである。然るに前記の如く、吉林剿匪軍と反吉林軍の戦闘となり、哈爾濱は混亂状態に陥つたので、關東軍司令官は該方面の治安維持、居留民保護のため、一月二十八日長

谷部少將の指揮する歩兵第四聯隊（一大隊欠）を基幹とする一部隊を、長春より急派するに決した。

然るに東支線南部は鐵道従業員殆んど全部逃亡し、或は我が軍の行動に協力せずして消極的反抗を爲し、且つ反吉軍が我軍の北上を阻止すべく、第二松花江鐵橋を破壊してゐたので、之が假修理をして強行前進するといふ始末であつた。

一方吉林軍は哈爾濱攻撃を下手にやつては、却つて無辜の住民に危害を及ぼす虞が充分あり、加ふるに敵が優勢であつたから一旦後退した。之に對し反吉林軍は頻りに馬賊を集めて兵力を増加し、各地からも兵を集中して、日本軍との一戦敢へて辭する所でないと言語するに至つた。此の如き反吉林軍の態度を以ては到底衝突は免れぬので、關東軍司令官は二十九日第二師團長に、師團主力を以て哈爾濱に前進し、同地邦人の保護に任ずべきを命じた。

長谷部部隊は多大の困難を冒して北進、一月三十日午後五時雙城堡を占領し、翌三十一日未明約二千の敵の逆襲を却けるや、第二師團長は長谷部部隊長に對し、雙城堡に止まつて師團主力の集結を擁護すべきを命じ、又關東軍は反吉林軍に對し、雙城堡に於ける敵對行爲を難詰し、下野して誠意を示さざるに於ては徹底懲罰すべき旨を通告した。一方東支鐵道當局は長谷部部隊の北上に際し妨害的態度をとつたので、第二師團の前進に當つては之に嚴重なる戒告を與へたが、利用すべき列車極めて少

かつたから二月一日以來は自動車を用し、三日師團主力を雙城堡附近に集結したのである。

反吉林軍は李杜を總司令として自衛軍と改稱し、この間張學良は丁超及び馬占山に哈爾濱死守を命じ、吉林治安委員會を設立せしめて丁超を委員長に任じ、結束を固め、二月四日に於けるその兵力は約一萬三四千に達した。

二月三日雙城堡に集結を終つた第二師團は前進を續け、四日午前十一時敵陣地附近に達し攻撃を開始し、同夜軍を整備し、五日未明攻撃を再開、正午敵陣地を奪取し、三時頃完全に敵を賓縣方面に潰走せしめ師團長以下堂々哈爾濱に入城した。

かくて我が哈爾濱居留民は十數日の籠城を解き、茲に始めて蘇生の思ひをなし在住露支人諸共に狂喜して、皇軍の入城を歓迎したのである、爾來同師團は哈爾濱警備に任じ北滿の治安漸く固持されるに至つたのである。因みに哈爾濱附近の戦闘に於ける我が損害は戦死將校以下三十一、負傷同六十五名である。

十二、熱河攻略

滿洲事變の必然的副産物として、三千萬民衆の間に醗酵された獨立機運は、昭和七年三月一日を以て遂に滿洲國獨立宣言發布となつたが、獨立後、雖も過渡的事件は斷續的に各地に惹起したもので其

最大なものが實に熱河事件である。之より先七年四月十九日には馬占山が黒河に反滿抗日を唱へ、七月末を以て我軍は之を殲滅し、幾何もなく九月二十六日には滿洲里に兵變起り、蘇炳文、張殿九等反旗を翻したが、十二月五日我軍に追はれ蘇炳文が露領に遁入するに及んで、北滿の治安茲に平定したかに見へた。然るに十二月廿五日に至り、張學良軍三箇旅が遽かに熱河に侵入し、國民政府は之に對し學良を通じて對日戦闘命令を發したので、翌昭和八年一月一日山海關に於て日支兩軍衝突し、之が發端となつて所謂熱河事件は展開された。

元來熱河省は滿洲國成立當初から其態度頗る曖昧であつて、省長湯玉麟は滿洲建國の發頭人の一人であり、建國と共に參議府副議長に任じたのではあるが、張學良との關係、並に熱河が北平と指呼の間にある地理的關係から、徹底的に滿洲國の勢圏内に入れなかつたのである。此の如き情勢に乗じ、張學良は軍を省境から承德に向つて移動を始め、古北口、喜峰口、山海關等長城一帯に布陣し、第一線を山海關、第二線を昌黎、第三線を灤州に置き國民政府も又之に相應じて、中央軍二十萬を以て何應欽を總監、朱培德を副總監として長期抗日に當らしめ、日本軍熱河に進めば、北支聯合軍三十萬を以て之を撃破すると云ふやうな、大がかりの抗日作戰を樹てたものである。

斯る狀勢の下に於て八年一月一日山海關の日支兩軍衝突となり、二三兩日に亘つて各所に激戰を交

へたのち、我軍は山海關を完全に占據した。仍て飽くまでも事態の擴大を望まざる立場より我方に於ては、天津駐屯軍司令官中村孝太郎中將が二日午後粟飯原北平駐屯歩兵隊長を張學良の許に急派して左の如き警告文を手交せしめ、一方現地に於ては、四柱國に對し、責任者として日本軍指揮官に陳謝し事件の再發防止を誓はしむべく要求し、且つ最も讓歩的な解決案を提示したのである。

張學良に對する中村軍司令官の警告文

一日午後九時過ぎ東山海關日本憲兵分遣所内及び日本軍駐屯所、滿洲國警察隊附近に手榴彈數箇を投じ小銃射撃を加へたるものあり、右は貴軍に於て目下盛んに熱河に兵力を進め徒らに人心を刺戟し、反日抗日的行動に出でんとしつゝある狀況に鑑み、支那軍隊の所爲なりと認めざるを得ず。

我が山海關守備隊は同地に於ける貴軍との協定を實施する爲め關内に到りたる際、貴軍は遂に敵對行爲に出で、我方に射撃を加へ爲に我將校一名戰死し、別に負傷者二名を出すに至れり。

右は貴軍の不法不公正なる行動に端を發したるものにして其責が全然貴軍に存するは敢へて疑義を挾むの餘地なき所にして、皇軍としては到底之を默視するを得ざる所なり、若し右にして貴方の企圖する所なるに於ては更に重大なる結果を北支全般に及ぼすべく其責任は全然貴方に存し、帝國軍は一切の責に任せざるにつき、其旨承知ありたし。

之に對し一月四日張學良は、山海關事件の責任は全部日本側に於て負ふべき性質のものにして、地方的交渉には絶對に應じ難い旨の峻烈な同答を寄せ、どしどし秦皇島方面に軍隊を集中するの態度に出たのである。

當時恰かも國際聯盟開會中であつて、帝國政府が飽く迄も事態の擴大防止に専念する方針を決定して居るに拘はらず、支那側は聯盟を利用せんとする魂膽から種々な策動を爲しつつあつた關係上、若し此上とも支那が無反省に續々兵力を増加して、攻勢的態度に出づるならば、已むなく我方も之に應戦するの覺悟を以て、機宜の處置は一切中村軍司令官に一任したのである。

去りながら熱河問題——山海關事件の突發は、張學良が東北政權を失つた意趣返しに、滿洲國の内
部擾亂を企圖した對日作戰の一端であるから、我方が如何に事態不擴大に専念しても、支那側が斷じて之に應ずる譯はなく、事實は寧ろ積極的に熱河侵略を企て、既に學良は次の如く熱河各軍熱河義勇軍と稱すに訓令を發して居た。

熱河義勇軍は各其配備線に集結後、大本營の攻撃命令あり次第、次の作戰に依つて行動すべく、第一軍團は北鎮方面から興城錦州。第二、三、四軍團は滿鐵、奉海兩線を突破して通化、桓仁、第五六軍團は膽榆。第七軍團は東支鐵道を横斷して北滿に夫々決死的進撃を開始すべし。

而して、第二、三、四各軍團は滿鐵、安奉、奉海線等南滿擾亂を、第五、六、七、八、九、十軍團は新京以北の北滿侵略に其最後の目標を置き、王徳林、丁超、李杜、李海青、馮占海軍等の策動せる地方に向つて、夫等と共同連絡をとりつつ歸還すべし。

而して當時支那側が熱河省に集中した兵力は概ね左の如くである。

- (一) 湯玉麟の熱河正規軍。歩兵四旅、騎兵四旅、砲、工、輜各一團。承德、灤平、建平、圍場、朝陽、開魯、赤峰の各地に在り。
- (二) 張學良直系軍、歩兵四旅、凌源、平泉、凌南に在り。
- (三) 別働隊、總數三萬六千六百人、二十一隊に分れて各地に散在し、此他に開魯には鄧文、李海青の殘兵約三千人あり。
- (四) 熱河民團訓練區常備團隊。九隊九千五百五十人。承德、平泉、凌源、朝陽、建平、開魯、林東、豐寧、圍陽の九區に分駐す。

以上の如く支那側の熱河侵迫は愈々積極化して居たので、山海關事件に關する帝國政府の抗議に對しては何等省みる所なきは勿論、却つて外交部長羅文幹の名に於て、一月廿一日有吉駐支大使を通じて、再度逆襲的抗議反駁通牒を發するが如き始末であつた。而かも右の再反駁文を國際聯盟に送致し

て、列國の耳目を煽揚すると共に、張學良は南京に赴き、國民政府と協議の結果、一月二十四日には

第一路抗日軍長	商	震、龐	炳	助	四萬人
第二路抗日軍長	宋	哲	元		四萬人
第三路抗日軍長	孫	殿	英		三萬五千人
第四路抗日軍長	于	學	忠		一萬人

の抗日軍を組織し、平津方面からの熱河侵入の陣容を整へた。更に二月十八日には行政院長代理宋子文と張學良と相携へて承德に急行し、張作相、湯玉麟、萬福麟、馮占海、李海青等の將領二十七名と會見協議の結果、熱河全省民の名を以て聲明書を通電し、抗日軍を二集團に編成し、張學良を第一集團總司令に、韓復榘を副司令として、于學忠、宋哲元、商震、王樹常、萬福麟を各第一乃至第五路軍總指揮に任じ、第二集團は總司令張作相、副司令湯玉麟、第一乃至第四路軍總指揮には孫殿英、黃師嶽、湯玉麟(兼)劉振起等を任命した。

茲に於てか滿洲國政府は、あらゆる手段を以て熱河省長湯玉麟に反省を促したが、容易に肯んじないので、斷乎熱河討伐の意を決し、遂に湯玉麟を叛亂罪として其本兼職一切を褫奪すると共に、二月

十八日軍政部總長張景惠の名を以て、熱河討伐に關する聲明を中外に發し、張景惠を討伐軍總司令に張海鵬を新に熱河省長に任じ、前敵總司令を命じた。是より先帝國政府は、日滿議定書の條項に基けば、關東軍をして滿洲國軍の熱河討伐に當然共同せしめることになるので、二月九日を以て滿洲國の治安維持に關する聲明を發し、二月二十五日即ちジュネーブに於て四十二對一の決定を見たる翌日、關東軍司令官武藤信義大將は熱河經略の所信を中外に宣明し、同時に全戰線に亘つて總攻撃を開始せしめた。

斯くて日滿軍は連日敵を驅逐して攻撃前進し、三月四日午前十時川原挺進隊先づ承德を占據し、米山部隊は萬里長城に達して冷口に日章旗を掲げ、五日引續いて各部隊が長城に達したので、茲に前進中止の命令を發し、六日を以て西師團の主力は承德に入城した。かくて七日張學良は南京政府に對し熱河敗戦の引責辭職通電を發し、八日に至るや熱河は滿洲國隸下に治安の維持を期し得る事態となつたので、熱河の軍事は茲に一段落を告げ、三月十日午後二時三十分日滿兩軍は熱河全省を完全に平定した。然るに支那側は關内に退くや、河北省を根據として依然熱河を侵迫せんとする形勢を示したので、我軍は長城全線に亘る積極的作戰陣形を整へたが、古北口を完全に占據するに及んで、閑院參謀總長宮殿下並に伏見軍令部總長宮殿下には十一日特に我が將兵に對し、次の如き令旨を賜つた。

參謀總長載仁親王殿下令旨

關東軍將兵ハ曩ニ滿蘇東境方面ニ於テ酷寒ト地形ノ險難トヲ冒シ衆敵ヲ芟討シ今又熱河方面ニ於テ神速果敢赫々タル戰勝ヲ博シ懸軍長驅一舉ニ禍亂ヲ剿滅シテ友邦ノ國礎ヲ固カラシメ克ク皇軍ノ威信ヲ顯揚シタルハ載仁ノ大ニ之ヲ祝シ且ツ懌ブ處ナリ、茲ニ參加將兵ノ辛苦ヲ犒フト共ニ陣歿セル忠靈ハ對シ深甚ノ敬意ヲ表ス

軍令部總長博恭王殿下令旨

關東軍ガ熱河作戰ニ於テ五塞ト峻難トヲ冒シ最モ神速果敢ナル行動ニ依リ衆敵ヲ驅逐シ速ニ所期ノ目的ヲ達成シタルヲ聞キ之ヲ祝スルト共ニ參加將兵ノ勞苦並ニ戰歿ノ忠靈ニ對シ深甚ノ敬意ヲ表ス

十三、我軍關内進出ト塘沽停戰協定

斯の如く我軍は關内不進出方針に基き、四月二十二日頃には全線悉く長城線内に復歸したのであるが、之れに乗じて舊東北軍たる王以哲、何柱國の軍は直ちに踵を返して再び灤河を越え長城線に向つて東進し、且つ執權に抗日戰を繼續するの態勢を示し、事態頗る急迫を告ぐる形勢となつた。依つて關東軍は此上隱忍の不可なるを覺り、五月七日夜より再び抗日軍膺懲の行動を開始し、五月八日未明には長城全線に亘る總攻撃となり隨所に激戰を展開したが、五月二十一日服部兵次郎少將の一隊が急

進して通州を占據し、二十三日には將に北平に肉薄するの情形を展開するに至つたのである。

是より先き、北平危しとの情勢を察知した支那政府當局は、此際日本との停戦を急務とするとの觀點から、駐支英國公使ランブソン、駐支米國公使ジョンソン等に日支停戦調停斡旋方を依頼する一方、蔣介石は北支政局拾收の爲め、北平政務委員會を廢して新たに行政院駐平政務整理委員會を設けることとし、中央政治會議を経て、委員長には在野の黃郛を起用し、何應欽、黃紹雄、張繼、李石曾、韓復榘、于學忠、徐永昌、宋哲元、傅作義、周作民、蔣夢麟、王伯群、恩古巴圖、王樹幹、張志潭、王克敏、張伯苓、劉哲、張礪生、湯爾和、丁文江、魯滌平の二十三名を委員に任命し、以て直接日本との停戦交渉を考慮するの餘儀なきに至つた。

素より關東軍の行動は長城線確保にあつたから、支那軍の反省だにあらば自發的に撤退する計畫を以て敢て北平占據の措置をとらず、暫らく靜觀の態度を示してゐたので、第三國の介入は拒絶したが、五月十七日黃郛の北平到着に次いで、二十三日正式に停戦交渉開始方を申出で來つたに對しては、之れに應ずることに決定した、斯くて二十五日密雲に於て支那側軍使徐燕謀よりの正式停戦提議を受理し、更に三十、三十一兩日塘沽に於て日支双方より左記の委員を特派、正式交渉を重ねたる結果、五月三十一日午前十一時兩軍代表委員間に次の如き停戦協定成立、調印を了したのである。

停戦協定交渉兩軍代表委員

(日本側)

關東軍參謀副長陸軍少將岡村寧次、同參謀步兵大佐喜多誠一、北平公使館附武官步兵中佐永津佐比重、關東軍司令部歩兵少佐河野悅次郎、同遠藤三郎、同藤本鐵熊、騎兵大尉岡部英一

(支那側)

北平軍事分會總參謀陸軍中將熊斌、錢宗澤、李擇一、殷汝耕、雷壽榮、徐燕謀、張熙光

日支兩軍停戦に關する協定

去る五月二十五日密雲に於て何應欽より其軍使たる參謀徐燕謀を以てせる正式停戦提議を受理せり。右に基き關東軍代理陸軍少將岡村(寧次)關東軍參謀副長は塘沽に於て北支中國代表陸軍中將熊斌との間に三十一日午前十一時十一分左記條項の停戦協定を締結し調印を了せり。

一、中國軍は速かに延慶、昌平、高麗營、順義、通州、香河、寶坻、林停鎮、寧河、蘆臺を綴る以西及以南の地に一律に撤退し以後同線を越えて前進せず、又一切の挑戦擾亂行爲を行ふことなし。

二、日本軍は第一項の實行を確保するため隨時飛行機及び其他の方法に依り之を視察す、中國は之

に對し保護及び諸般の便宜を與ふるものとす。

三、日本軍は第一項に示す規定を中國軍が遵守せることを確認するに於ては、前記中國軍の撤退線を越えて追撃を續行することなく自主的に大柵長城の線に歸還す。

四、長城線以南にして第一項に示す線以北及び以東の地區内に於ける治安維持は中國側警察官これに任ず。

五、本協定は調印と共に効力を發生するものとす。

斯くの如くにして熱河事件は北支那事件にまで發展したが、蓋し之れ聯盟脱退後に於ける帝國政府の東亞政策遂行の所信を、斷乎として實行した最初の行動であるが、他面支那が露骨に其鋒鏑を現はし出した排日政策を北方に飛躍せしむる端緒をなすもので、此事件以後に於ける國民政府の對日態度の不誠實と北支那に於ける日支關係の惡化振りは、全面的日支關係の險惡化を暗示せるものとして重要な史實の一頁をなすものであらう。

第三章 上海事變

第一節 事變の顛末

(一) 發端

滿洲事變勃發後に於ける支那本土各地の排日、侮日の傾向は俄然熾烈となり、就中上海南京を始め、長江沿岸一帶に在留する日本人に對する暴行は其極に達し、遂に我が兒童の通學を中止せしむる程であつた。

昭和六年九月二十二日上海に於ては、黨部總商會、商工會教育會など各方面の有力人物を網羅して反日大會を開き「對日宣戰布告」「對日經濟絕交」「日本人に食糧品不賣」「日本人紡績工場總罷業」等々の對日闘争に關する激越なる宣言を決議し、會名を「抗日救國會」と名付け、統制ある組織の下に徹底的抗日運動を實施することゝなつた。爾來、支那各地に排日傳單激増し、中央黨部指揮の下に

民間諸團體の活躍も積極的となり、又國民黨の各分派も一致結束して日本に對する物々しい状態を展開した。

殊に昭和六年末頃に至つて、我が軍の錦州攻撃は支那側に相當の刺戟を與へつゝあつたが、昭和七年の初頭我軍が遂に錦州を占據したので、内政問題に集注せられてゐた國民政府はこの機會に國民の耳目を重ねて對日問題に轉換せしめんとなし、一月十日上海の我が總領事館に對する示威運動となり、これを動機として俄かに反日活動が深刻を加へ廣東、青島、福州等に於ける邦人殺害事件が頻發するといふ有様であつた。

是より先き、一月八日、櫻田門外に於て鮮人李奉昌が鹵簿に對する不敬事件を起すや、支那各地の新聞は一聲に不敬記事を掲載し、就中上海民國日報の如きは殊更不敬文字を羅列するに至つた。この支那紙の我が皇室に對する不敬非禮事件には、我が上海居留民は擧げて激昂し、種々對策を協議中一方支那人側でも十七日、抗日市民大會を開く等、一般の空氣は不穩を包藏してゐた折も折、同十八日午後四時頃、上海江灣路日蓮宗妙法寺の僧侶二名が信者三名と、東部租界外にある支那人經營の「三友タオル」會社工場前を通行中、同會社の職工義勇隊約五十名が何等の理由もなく「日本人を倒せ」罵りながら暴行、全治二週間乃至一ヶ月の重傷を受けた。(其中一名は二十四日死亡) 支那警察官は

之を傍觀するのみで毫も制止するところがなかつたので、居留民の憤激は更に火に油を注がれたやうなもので、居留民大會を開いて直接上海市長吳鐵城に嚴重抗議すると同時に、我が官憲に對しては實力を以て居留民の保護に任せられたしとの意見を具申した。

また、上海青年同志會員(會長光村芳藏)三十二名は激昂の餘り二十日午前三時頃、前記の三友タオル工場を襲つて同社宅一棟に放火し、引揚げに際して支那巡捕との間に衝突起り、遂に巡捕二名邦人一名即死、彼此各々二名の重傷者を出すの椿事を惹起したのである。

茲に於て、上海總領事村井倉松は十九日午前、市政府に吳市長を訪問したが市長不在のため兪秘書長に對し、本事件の重大性に鑑み追て解決案件を提出すべき旨を申入れたところ、之れに對し同日午後兪秘書長が總領事を答訪し、市政府を代表して遺憾の意を表し、誠意を以て加害者の逮捕處罰及び日本人の保護に當るべき旨を述べたのである。然るに居留民側は廿日午後一時、居留民大會を開き、不敬事件ニ次グニ邦人傷害事件ヲ以テシ、今ヤ抗日ノ暴狀其極ニ達ス。帝國政府ハ最後ノ腹ヲ決メ、直チニ海陸軍ヲ派遣シ、自衛權ヲ發動シテ抗日運動ノ絶滅ヲ期スベシ。

との決議を爲し、熱狂した群集約五百名は此決議を携へて總領事館、海軍陸戰隊本部へ請願のため歴訪、更にそのうち約三百名は日本人クラブに引返し、一時は形勢不穩に見えたが、漸やく自重論に傾

き午後七時頃解散した。唯、市中示威運動中、激昂せる一部は支那民衆及び工部局巡捕と小衝突を演じ、双方とも四五名の負傷者を出したが、幸ひ大事に至らず、結局二十名の委員を擧げて来る二十三日再び居留民大會を開き當局を鞭撻することを決議して解散した。

海軍當局は事態重大と認め、二十一日吳軍港から巡洋艦大井以下驅逐艦四隻、航空母艦能登呂を上海に急派し、大井以下驅逐隊は二十三日夕、能登呂は二十四日上海に到着した。在上海第一遣外艦隊司令官鹽澤幸一少將は事態の擴大惡化せざるやう村井總領事とも打合せるところあつたが、支那側の不法行動がなほ盛んに續けられたので、此際禍根を徹底的に一掃する必要を認め、村井總領事は二十一日午前十一時吳市長を訪問して僧侶暴行事件に關しては

- 一、市長の陳謝
 - 二、加害者の逮捕處罰
 - 三、被害者に對する慰藉料治療費負擔
 - 四、抗日會等排日團體の即時解散
- また不敬事件に關しては
- 一、民國日報の謝罪及び記事取消

二、記者の處罰

といふ條項を示し正式の抗議を提出した。而して本件は頗る重大案件なるにつき速かに全部を承認するやう要求した。之れに對し吳市長は大體諒としたが、僧侶暴行事件第四項の「抗日團體の即時解散」は事重大であるから、南京に赴いて政府の指令を仰いだ後回答するとの答辯であつた。依て此日鹽澤司令官も、本件に關する我が海軍の態度を次の如く聲明して其所信を明らかにした。

本職ハ上海市長ニ、帝國總領事ノ提出セル抗日會員日本僧侶暴行事件ノ要求ヲ容レ、速カニ満足ナル回答並ニ其ノ履行ヲ要望ス。

萬一之ニ反スル場合ニ於テハ、帝國ノ權益擁護ノ爲メ適當ト信ズル手段ニ出ズル決心ナリ。

即ち事態は「抗日會を解散するや否や」の問題に集中され、我が居留民側は飽までも強硬に、我が官憲の態度不十分の場合は武装團體を組織して抗日會本部を襲撃せんと決意すれば、支那側も亦學生義勇軍を以て日本電信局、邦人經營紡績工場を襲撃する計畫ありと傳へられ、物情騒然たるものあり、翌二十二日支那新聞は「日本浪人團上海に在り恣に横行す」と掲げ、例の民國日報の如きは三友タオ工場襲撃又は北四川路方面の示威運動を誇大に捏造して「右は日本陸戦隊の後援による日本浪人の陰謀である」との虚構の記事を大書して、我海軍を侮辱するところあつた。依つて我が海軍當局は右

の中傷記事を是正せしむべく、直接「民國日報」社に對して

- 一、二十三日の民國日報紙上に半頁大の陳謝文を掲載すること、
- 二、責任者を陸軍隊本部に出頭せしめ陳謝せしむること、
- 三、右要求に應ぜぬ時は陸軍隊に於て適當なる處置をとること

の抗議を提出したが、二十三日の同新聞には「本記事は獨り本紙のみに掲げたるものではない云々」といふ無責任な取消しをしたので、我海軍の要求など全く無視した態度に出て來たのである。工部局では我が海軍と民國日報との抗争を聞いて之を工部局の手に移すことを申出で、工部局市參事會議に於ては民國日報社を閉鎖し、租界内の抗日會本部に解散を命ずることに決した。

我が總領事館當局は何とか事態を圓滿に解決すべく、廿三日の居留民大會も之を慰撫して激化せしめず、只管支那側の誠意ある解決案を要求したが、廿四日夜支那側の國民救國決死隊員の一部は、佛租界にある我が公使邸に放火逃亡した。同邸警備隊員が速かに發見したので大事には至らなかつたが、同時に重要な證據書類を發見した。又同日支那側の上海市民聯合會なるものは、

- 一、抗日會解散絶對反對
- 二、日本海軍の上陸斷然拒絕

- 三、陸海空軍の上海集中對日戰鬥準備請願、
- 四、自衛團の組織促進、

との決議をなした。又同日三友タオル工場事件で死んだ支那巡捕の追悼會を催し、同會の名を以て次の如き決議をした。

- 一、死者一名に付五萬元、負傷者一名に付一萬元の損害賠償を要求す。
- 二、日本人犯人を中國の民衆裁判所に於て裁判し嚴罰に處す。
- 三、日本總領事をして陳謝せしむ。
- 四、將來絶對斯かることなきやう日本總領事をして保障せしむ。

尤も支那側が斯る強硬論を稱へるに至つたには支那政府の示唆の預ることは言ふまでもないことであつて、此日南京政府と協議して歸滬した上海市長吳鐵城は新聞紙上に

日本側の要求する排日取締及び抗日團體の解散に關しては、該團體が民衆の自發的愛國の赤誠に基き組織したるものなるに鑑み、其行動が合理的範圍にして秩序及安寧に妨害なき限り政府は之を壓迫する能はず。

と發表し、又、外交部次長甘介候が「今回こそ聯盟規約に依つて共同制裁を行はしむべく、萬一不幸

にして此提案が成立せざる場合、中國は當然抵抗的自衛準備をとる。云々」との意見を新聞に述べたところに力を得たものと謂ひ得るのである。

斯くして事態は支那側要人の表面だけの強硬振りに刺戟されて、抗日會の活動漸やく活潑ならんとする形勢にあるので、在上海の我が紡績同業會は事態如何により工場の閉鎖を敢行することに決定し吳市長に對して「紡績工場閉鎖の已なきに至つたが、右により生ずる責任は一切支那官憲に於て負ふべきものである」との警告を發した。當時上海に於ける邦人經營の紡績業は、工場數九社、五十七工場で、生産額百十四萬八千八百八十四圓、使用職工人員は五萬四千六百人、之に對する我が投資額は一億七千萬圓であつた。

之れに對して支那政府は何等手を施さうともしないばかりでなく、開北の租界境界線附近に土囊鐵條網を準備し、高昌、龍華方面にも土囊を築き、淞滙衛戍司令載載は「日本が正當なる理由なくして開北或は南市に侵入する場合は、極力抵抗の手段に出づることは我が義務である」と宣言した。現に上海一帶には支那の兵力も増加し、從來の第七十八師の七千六百名に新たに一旅（五千名）が二十三日到着したので一萬二千六百名になつた。之が吳淞、龍華其他の要點に戒嚴令を施行して、日本人の通行を禁止し、攻勢的防備氣勢を擧げてゐた。

よつて村井總領事は、二十五日午後吳市長を市政府に訪問し、僧侶毆打事件に關する我方の抗議に對する回答を要求したところ、吳市長は依然として或期間の猶豫を求むるので、村井總領事は之を拒絶し「餘りに回答を遷延するときは、我方は必要と認むる自衛手段に出づることあるも己むを得ない旨を警告すると、吳市長は「上海に於ける抗日運動の取締りは中々困難で、若干の時日を要するから三十日迄正式の回答は出來難い」として依然要領を得ない。尤も此日、上海に於ける抗日會、市民聯合會、總工會、學生聯合會、國貨大同盟會、國難協濟會など三十有餘の排日團體が代表者を市政府に派遣して

- 一、三友社事件に關し日本當局に嚴重抗議し、犯人處罰、賠償、謝罪、今後の保障を爲さしめよ。
- 二、日本側の無理なる要求は一切拒絶せよ。
- 三、三日以内に陸上日本水兵全部を撤退せしめよ。
- 四、政府は速に軍隊を派遣せよ。
- 五、愛國運動取締の要求拒絶。
- 六、義勇軍に武器を支給せよ。
- 七、三友社工人の日本僧侶毆打事件の真相を發表せよ。

などとの強硬な要求を提出してゐるし、又、南京政府も此日、中央政治會議に於て、

一、日本軍が我が機關を占領せば、有效なる自衛手段をとる。

二、愛國運動は絶対に保護する。但し日本人を殺害し又は其の生命財産を脅すが如き、兇暴なる排日行爲は嚴重取締る。

三、軍隊は鎮靜の態度をとらしむ。

と決定してゐるので、抗日會の如きを愛國運動と見做す支那側が、我が方の要求に回答し得ず、吳鐵城の態度依然不誠意であるのも故ありである。而かも彼は二十六日、南京政府に對し、「上海には武装警官八千、警備軍二ヶ師の外に海、空軍ともに戦備を完了したから、日本軍に如何なる企圖あるとも治安上何等憂ふるところなし」と報告して治安上の自信あるかの如く見せたが、支那軍の對日戦闘準備はどしどし進行し、閘北、龍華間の防備構築は既に完了、閘北から吳淞に亘る淞滬鐵道沿線に機關銃、高射砲を配置し、上海附近一帯の支那軍は進んで日本軍に一泡吹かせやうとの意氣を示し、吳市長も一方に於ては日本側から強硬に回答を迫られるし、他方に於ては上海中學抗日聯合會から「市長反對」の第一聲を挙げられ、時局收拾の容易ならざる雰圍氣を痛感し、二十七日に至つて漸やく公安局に對し、抗日會解散、抑留日貨の解放、反日運動停止に關する命令を發したのである。

然し事態は最早や極端に悪化してしまつたので村井總領事は、二十七日午後八時吳市長に對して「二十八日午後六時迄に明確なる回答をせよ」といふ期限付の通牒を發し、附近の居留民は總て上海市内に引揚げさせてしまつた。然るに二十八日午前八時頃、抗日救國會員らしい暴徒が日本總領事館に拳銃を發射して逃亡し、更に不發爆彈を投入して逃ぐるの暴舉を敢てしたものがあつた。反日緊急市民大會が開かれて、吳市長反對、抗日會解散反對等の決議をなし、五千の群衆が市政府に殺到するなどの事態が起り、益々市長の命令徹底せざるに至つたが、吳市長は二十八日午後三時十五分、遂に抗日救國會の解散其他四項の我が要求全部を容認する旨、村井總領事に回答して來た。之に對し村井總領事は附帶條件として、不慮の衝突を避くるため日本受持區域附近の支那軍隊の撤退を要求し、第一遣外艦隊はその形勢を監視した。

けれども不穩の情勢は最早如何ともし難い破目となつてゐたので、北四川路方面は避難民が殺到する。保安隊約二百名は何れへか逃亡する。茲に於てか上海共同租界の工部局は午後四時戒嚴令を布き午後五時刻々と各國軍隊が各々その配備地域についた。鹽澤第一遣外艦隊司令官は午後八時次の如き聲明を發して、支那側に遺漏なく傳達する手段を講じ、又在留邦人に對しても自制を促す主旨の布告を發した。

目下上海ハ租界内外ヲ問ハズ人心動搖シ、形勢不穩ニシテ刻々惡化シ、工部局ハ戒嚴令ヲ布キ、各國軍モ亦警戒ヲ嚴ニシツツアリ。帝國海軍ハ多數邦人ノ居住スル閩北一帶ノ治安維持ニ關シ不安ト認ムルヲ以テ、兵力ヲ配備シ之ガ治安ニ任ゼントス。

本職ハ閩北方面ニ配備セル支那軍隊ノ敵對施設ヲ速カニ撤退センコトヲ支那側ニ要望ス。

斯くの如くにして第一遣外艦隊司令官は上海在泊各艦の陸戰隊をも揚陸し、特別陸戰隊と協力せしめ日本側の擔任區域たる北四川路東西兩側に對して二十九日午前零時から「敵が攻撃に出でざる限り、我より進んで攻撃行動を執るべからず」との命令下に、陸戰隊の配備を開始したところ、東側地區は無事であつたが、西側地區に於ては、虬江路其他閩北支那街に通ずる街路に顔を出すや否や、突如として支那正規軍第七十八師の射撃に遭遇し、我が軍も已むなく自衛上之に應戰、茲に交戰状態に入り、所謂上海事件の發端が展開されたのである。

勿論我が方は飽までも日支兩軍の衝突を避け、戰爭を回避するの意向であつたことは、次の第一遣外艦隊司令官が同夜更に南京駐在の菅沼武官を通じて、國民政府海軍部長陳紹寬に發した通告に見ても明かである。即ち、

本職ハ聲明ニ基キ、近ク上海方面ニ於テ自衛行動開始ノ豫定ナルモ、固ヨリ戰爭ニ非ルヲ以テ支那海

軍トハ從來通リノ關係ヲ希望ス。但シ貴國軍艦ヨリ攻撃ニ出ヅルガ如キコトアラバ、己ムヲ得ズ敢然對抗スベキニ付間違ナキ様サレ度。

とあつた。然し一旦攻撃を受けた以上、積極的に自衛手段を講ずることとし、敵軍を驅逐しつつ、午前一時三十分迄に、虬江路西部を除き概ね協定警備線に到達、逆襲反覆する頑強なる敵と交戦しつゝ、能登呂飛行機の空襲と相俟つて午後五時には全警備區域から敵影を掃蕩するを得たのであるが、何分にも暗夜に於ける偶發的の市街戦であり、且支那式便衣隊の活躍ではあるし、敵は待機の姿勢にある戰團部隊であり、我軍は警備隊約二千七百名に過ぎないので、想像以上の苦戦となり、この夜、近藤少尉以下十一名の戦死者、内山、藤田兩少尉、本田、岸川兩特務少尉以下六十餘名の重傷者、坂本、政間兩特務少尉以下三十三名の輕傷者を出した程である。

元來上海事件に於て、廿八日夜半我が軍に發砲戰端を啓いたのは、第十九路軍（總司令蔡廷楷）の第七十八師（師長區壽年）であるが、第十九路軍は當時蔣介石、汪精衛一派と意見合はず、南京を去つた孫科、陳友仁の廣東派の煽動を受け、とかく南京政府の意志に反するものがあつたので、杭州以南へ移動を命じ、上海方面の警備には南京に在つた何應欽の警衛第一師を當らしむることとなつてゐたものである。しかし十九路軍の移動は蔡廷楷等の好まぬ所であつたし、旁々何應欽の入滬も延され

てゐたが、何れにしても右兩軍の交代に際しては何等かの衝突事件は免れない形勢にあつた。そこで上海附近から移動を欲しない十九路軍は、南京政府及び吳鐵城の曖昧なる態度を利用して、日本軍との衝突を起し、上海警備の任から離れまいとした一種の策略であつたとも謂はれてゐる。

何れにして最初の日支軍衝突は日本軍が苦闘の結果、廿九日午後五時には一段落を告げたが、此上事態を擴大すべからずといふ事から、英米兩國總領事の斡旋もあり、支那側からの申出もあつたので、「日支兩軍は現位地に止まる」條件を以て、兩軍間に戦闘中止の協定が成立したが、支那側は多數の便衣隊を以て後方攪亂を續け、且つ閘北方面に續々兵力を増大し、停戦の協定中にも拘らず兵力の充實に熱中したものである。果然三十日午前五時二十分に至り、支那側は装甲列車を以て突如砲撃を開始し、砲弾が租界の内外に落下して多大の損害を與へ、午前八時四十五分頃にも、野砲を以て我が陸戦隊本部を攻撃するに至つたので、こゝに我が軍も本格的に應戦せざるを得ないことゝなつた。這間の事情に就ては鹽澤第一遣外艦隊司令官より海軍省へ次の如き報告書が到達した。

鹽澤司令官の報告

(一) 事件前の情況

支那側の累年頻々たる排日毎日不法行爲に對し、殊に自重的態度を以てかれの反省を促し來れるに、

上海居留民は今大執拗無法なる抗日運動に對し憤激其極に達し居れる狀況なりし折柄、一月十八日日蓮宗僧侶慘殺事件により遂に堪忍袋の緒を切らし、事件に對する我が方の要求に對し、吳市長は抗日會解散は即時承認し難しとして回答方遷延し來れる一方、抗日會は却つて益々不逞の言動をなし、支那軍隊の淞滬鐵道其他各要所に内々堅固なる防禦陣地を築き、戦闘準備を整へたる等、不安の空氣は市中に漂ひ上海各國人共たとい支那側が屈服するも軍隊の統制は至難で、到底この儘無事には鎮まらずと觀測するもの大多數の情況なり。二十八日午後三時十五分、上海市長は漸く要求全部を容るゝに至れるが、總領事より吳市長に對し附帶條件として不慮の衝突などを避くるため、日本軍附近の支那軍隊の撤退を要求し、第一遣外艦隊に於ては承認條項の實行及び一般形勢の推移を靜觀中なりしところ、市政府方面に民衆多數集合して不穩の形勢あり。且つ謠言蜚語流行し、閘北一帶の保安隊は逃亡して不安甚しく、一部には既に避難を開始せるものあり、工部局は二十八日午後四時戒嚴令を布き、午後五時各國軍隊は協定の配備に就く、一遣外司令官は午後八時半各國軍と共同、して多數邦人の居住する閘北一帶の治安維持のため兵力を配備し、之れにつき、該方面に於ける支那軍隊の敵對施設の撤去を希望する旨の聲明を發し、支那側に對しては之を遺漏なく傳達することを促す手段をとり、午後九時半、在泊各艦の陸戦隊を上陸せしめて、上海特別陸戦隊に協力を

命じたり。

(二) 事件發生當時の狀況

在留邦人の生命財産保護のため陸戦隊は工部局が戒嚴令を布告したる際、實施すべき列國駐屯軍共同防備計畫に基き、日本側擔任區域たる北四川路の東西兩側に對し、二十九日午前零時「敵若し攻撃に出でざる時は我は進んで攻撃行動をとるべからざる」命令の下に配備を開始せしところ、東側地區は無事なりしも、西側地區に於ては虬江路及び其の他閘北支那街路に陸戦隊が進出するや否や支那側は突如射撃を開始せるを以て我軍自衛上之れに應戦し茲に交戦状態に入れり。

(三) 雜 件

- (イ) 事件の發端は敵正規軍の豫め準備せる攻撃に對する我が陸戦隊の自衛行為なり。
- (ロ) 閘北保安隊が廿八日夕刻より全部逃亡せるは彼等が事件發生を豫知し居たるものと認めらる。
- (ハ) 我が陸戦隊は治安維持のため必要とする工部局の戒嚴により各國軍の協定の警備地に配備せんとしたるものにして、即ち該區域は在留邦人多數を含む北四川路方面の確保に對し絶対に必要とする範圍たることは夙に各國軍に於て認めたる所なり。

- (ニ) 一遣司令官は聲明書を發すると同時に上海市長、公安局長に嚴達し、事件發生豫防に手段を盡

したる外、總領事よりは前日支那側に對し警告要求するところありしは前記の通りなるにも不拘、此衝突を見たるは支那軍隊が豫め衝突を準備し居りしが故なり。

- (ホ) 飛行機の爆撃は敵兵の集團地を目標とし、停車場の如き公共の建物は之を除外し居りしところ、敵の装甲列車停車場附近に占位し盛んに我れを射撃せるため、己むを得ず之れを攻撃するに至りしものなり。

而して日本政府も亦出先官憲が何等攻撃的行動に出でざると同趣旨に於て、毫も政治的野心を有せざるものなる理由を明らかにするため、二十九日午後八時半を以て「上海事件に關する第一次帝國政府聲明書」を發表した。即ち次の如し

上海事件ニ關スル帝國政府聲明 (第一次)

(昭和七年一月二十九日)

- 一、帝國政府ハ國民政府ニ對シ客年十月九日附覺書ヲ以テ支那各地ニ於テ暴威ヲ逞ニスル排日運動ハ、組織上及實際上國民政府ト其職能ヲ分ツコト困難ナル國民黨黨部ノ直接間接ノ指導下ニ、國策遂行ノ手段トシテ行ハルル武力ニ依ラザル敵對行為ナルコトヲ指摘シ、黨部及其指導スル各種排日團體ノ策動ヲ控制スベキハ勿論、其ノ他排日運動ヲ取締リ並ニ本邦人ノ生命財産及利益ヲ保

命じたり。

(二) 事件發生當時の狀況

在留邦人の生命財産保護のため陸戦隊は工部局が戒嚴令を布告したる際、實施すべき列國駐屯軍共同防備計畫に基き、日本側擔任區域たる北四川路の東西兩側に對し、二十九日午前零時「敵若し攻撃に出でざる時は我は進んで攻撃行動をとるべからざる」命令の下に配備を開始せしところ、東側地區は無事なりしも、西側地區に於ては虬江路及び其の他閘北支那街路に陸戦隊が進出するや否や支那側は突如射撃を開始せるを以て我軍自衛上之れに應戦し茲に交戦状態に入れり。

(三) 雜 件

(イ) 事件の發端は敵正規軍の豫め準備せる攻撃に對する我が陸戦隊の自衛行爲なり。

(ロ) 閘北保安隊が廿八日夕刻より全部逃亡せるは彼等が事件發生を豫知し居たるものと認めらる。

(ハ) 我が陸戦隊は治安維持のため必要とする工部局の戒嚴により各國軍の協定の警備地に配備せんとしたるものにして、即ち該區域は在留邦人多數を含む北四川路方面の確保に對し絶対に必要とする範圍たることは夙に各國軍に於て認めたる所なり。

(ニ) 一遣司令官は聲明書を發すると同時に上海市長、公安局長に嚴達し、事件發生豫防に手段を盡

したる外、總領事よりは前日支那側に對し警告要求するところありしは前記の通りなるにも不拘、此衝突を見たるは支那軍隊が豫め衝突を準備し居りしが故なり。

(ホ) 飛行機の爆撃は敵兵の集團地を目標とし、停車場の如き公共の建物は之を除外し居りしところ、敵の装甲列車停車場附近に占位し盛んに我れを射撃せるため、己むを得ず之れを攻撃するに至りしものなり。

而して日本政府も亦出先官憲が何等攻撃的行動に出でざると同趣旨に於て、毫も政治的野心を有せざるものなる理由を明らかにするため、二十九日午後八時半を以て「上海事件に關する第一次帝國政府聲明書」を發表した。即ち次の如し

上海事件ニ關スル帝國政府聲明 (第一次)

(昭和七年一月二十九日)

- 一、帝國政府ハ國民政府ニ對シ客年十月九日附覺書ヲ以テ支那各地ニ於テ暴威ヲ逞フスル排日運動
- ハ、組織上及實際上國民政府ト其職能ヲ分ツコト困難ナル國民黨部ノ直接間接ノ指導下ニ、國策遂行ノ手段トシテ行ハルル武力ニ依ラザル敵對行爲ナルコトヲ指摘シ、黨部及其指導スル各種排日團體ノ策動ヲ控制スベキハ勿論、其ノ他排日運動ヲ取締リ並ニ本邦人ノ生命財産及利益ヲ保

護スルニ必要且有效ナル措置ヲ執ランコトヲ要求シ、尙ホ其以後ニ於テモ幾度トナク支那中央及地方官憲ニ對シ右要求ノ趣旨ヲ繰返シ、其深甚ナル注意ヲ喚起シ來レリ。

二、然ルニ國民政府ニ於テハ叙上帝國政府ノ要求ニ應ズルノ誠意ナク、甚シキニ至リテハ支那官民ノ帝國及帝國臣民ニ對スル不法行爲ヲ以テ愛國心ノ發露ナリトシ、寧ロ之ヲ獎勵スルガ如キ態度ニ出デタル爲メ、排日運動ハ愈々執拗ヲ加ヘ、殊ニ近時、廣東、青島、福州等ニ於テ帝國臣民殺害事件、帝國官吏侮辱事件等ヲ惹起シタルノミナラズ、支那諸新聞紙ノ我皇室ニ對スル不敬記事事件ヲサヘ發生スルニ至レリ。

三、就中上海ニ於テハ抗日會本部、其他各種ノ排日團體ノ跳梁最モ甚シク、殊ニ最近民國日報ノ不敬記事事件及日蓮宗僧侶ニ對スル殺傷事件等ノ發生以來事態愈々惡化セルニ依リ、在上海帝國總領事ハ同地方支那官憲ニ對シ、排日運動ノ取締其他ニ關スル要求ヲ提出シタル處、右ハ極メテ公正妥當ナルモノナリシニ拘ラズ、支那側ニテハ荏苒回答ヲ遷延スル一方、上海ノ周圍ニ軍隊ヲ集中シテ我方ヲ威嚇スルガ如キ態度ヲ示シ、爲メニ居留邦人ヲシテ極度ノ危虞ヲ抱カシメタリ、

四、尤モ支那側ニテハ廿八日午後三時ニ至リ結局我方ノ要求ヲ容認スルニ至レル處、我方ニ於テハ支那側從來ノ遣口ニ顧ミ、之ガ實行ヲ監視スルト共ニ、不逞分子ノ策動ニ對スル警戒ヲ怠ラザリ

シガ、一方共同租界工部局ニ於テモ同租界附近ノ支那軍隊ガ不穩ノ行動ニ出ヅルモノアリタルニ鑑ミ、同日午後四時戒嚴令ヲ布告セリ、其結果列國駐屯軍ハ協定防備計畫ニ基キ各々配置ニ就クコトトナリ、我陸戰隊モ亦其擔任區域タル北四川路兩側ニ對シ二十九日午前零時ヨリ配備ヲ開始セルニ、支那軍隊ヨリ突如トシテ發砲挑戰セルニ依リ我軍之ニ應戰スルノ己ムナキニ至レルガ、目下我方ハ支那當局ニ對シ同國軍隊ノ本邦人居留區域附近撤退方ヲ引續キ要求中ナリ。

五、今次上海方面ニ於ケル我海軍ノ行動ハ、既往ニ於テ主要列國ガ同地方ニテ屢々執リ來レル實力行動ト均シク、全ク居留邦人ノ生命財產其他我方權益ノ擁護ヲ目的トスル外他意ナキト共ニ、今回ノ派兵ハ從來我方ガ英米佛等ノ上海駐屯軍ニ比シ少數ノ陸戰隊ヲ同地ニ駐メ居リタルヲ事態ニ應ジ増加セルニ過ギザル處、我方ニ於テハ固ヨリ列國協調ノ方針ヲ持シ、現ニ出先帝國官憲ハ關係各國領事館、共同租界工部局、各國駐屯軍ト密接ナル聯絡ヲ保チ居レル次第ニシテ、我方ニ於テ上海地方ニ對シ何等政治的野心ヲ有セザルハ勿論、同地方ニ於ケル列國ノ權利利益ヲ侵害スルガ如キ意圖ナキコトハ多言ヲ要セザル所ナリ。

遮莫上海に於ける事件そのものは兩軍とも現位置に止まつて戦闘行爲を中止するに協定成立したのであるが、支那側は停戦中と雖も盛んに戦備を整へるので、村井總領事は吳市長を訪問して關北方面

の敵對施設撤去方を申込んだところ、吳市長は「支那軍は相當の決心を以て對抗するやうだ」との口吻を漏したほどで、事態は到底停戦に傾きやうもなかつた。果せる哉、支那軍は停戦の約を無視して三十日午前五時半より約一時間半に亘り、北停車場附近の装甲列車を以て我が淞滬線陣地の砲撃を開始し、野砲彈が警戒線内各所に落下、陸戦隊員二名負傷した。而かも引續き我が方を砲撃し、また便衣隊隨所に蜂起して邦人居宅、總領事館等を襲撃するので、之れに應戦した結果戦死者數名を出すに至つた。斯る狀況は三十一日にも續行されたので、三十一日午前九時半より約一時間、我が加賀艦上機十七機は上海附近一帯の空中偵察を行つたが、支那側は南京、杭州方面から續々軍隊を集中しつつあるを以て、鹽澤第一遣外艦隊司令官は此際上海にある敵軍隊に對し徹底的攻撃を爲すに決心した。

三十一日午前十時時局解決のため英國總領事館に關係者會議を開いた。出席者は日、英、米三國總領事、第一遣外艦隊司令官、英米兩國駐屯軍指揮官、吳鐵城市長、十九路軍長蔡廷楷等で、席上列國駐屯軍先任指揮官たる英國のフレミング海軍少將から、

- (イ) 日本軍は租界境界迄撤退する、
- (ロ) 支那軍隊も或程度撤退する (地點未定)
- (ハ) 日支兩國間に中立國 (英又は米) 軍隊を配置し日支兩軍の接觸を防ぐ

といふ中立地帯設置案を提議し、之れに對し日本側は考慮することにしたが、支那側は撤退を肯ぜず、そこで午後三時フレミング少將から午前の提案を撤回して第二案として、

- (イ) 日本軍の租界内撤退
 - (ロ) 日本軍の現警備區域は第三國軍隊を以て警備する。
- を提案し、支那側も亦日本飛行機の爆撃中止、増援軍派遣中止等を條件として提示したので、村井總領事、鹽澤司令官は協議の結果、「わが警備區域は在留邦人の居住するもの多く、之れを第三國軍の警備に任ずる能はず」との理由に於て之を拒絶した。

一方、東京に於ても英、米、佛三國は上海事件に深甚なる關心を持ち、駐日英國大使リンドレイは三十日外務省に外務大臣芳澤謙吉を訪問して、上海に於ける我が陸戦隊の行動に對して警告的注意を喚起し、米國大使フォーブスも亦同様の意味の警告を發したので、芳澤外相は三十一日午後三時外務省に英國大使リンドレイ、米國大使フォーブス、佛國大使マルテルの三大使を招請し、事件の真相を詳述して其誤解を釋くといふに

我が方としては支那軍が速かに攻撃を停止し、我が方を脅威するが如き地域外に撤退することを欲する。此際關係國政府から、至急在上海自國官憲に對し支那軍の攻撃停止及び撤退に就き必要なる訓令を發することを切望する

旨を陳述し、尙ほ外相は其夜内外新聞記者團を引見して、同様趣旨の説明を爲した。然るに二月一日、英米兩國大使は再び芳澤外相を訪問し、前回同様上海租界内に於ける日本軍の軍事行動に對して異議を申立てたが、外相は之に對し

日本軍は在留邦人の生命財産並に租界の治安を維持せんがために行動してゐるのであつて、租界本來の性質を破壊するが如きことは絶対にあり得ない、従つて上海に於ける列國の利益及在留民の生命財産は充分之れを尊重するや言を俟たぬ。貴國の見解が動もせば明白に誤謬と思惟せらるる情報に左右せられ居るが如き印象を得たるは遺憾である。

とて、逆に其蒙を啓く説明を試みたものである。

英、米、佛三國大使が本國の訓令に基いて我が外務省に苦情を申込んで居るうちに、現地の情勢は益々悪化するばかり、北停車場附近から北四川路方面に對し迫撃砲の射撃あり、支那軍の數益々増加の形勢にあるので、我方も兵力を増派し鳳翔及び第二驅逐隊（澤風欠）が横須賀より特別陸戰隊一箇大隊を輸送し二月一日上海に到着する、英國も香港にある巡洋艦バークウィックに陸兵八百及び山砲隊を搭載して一日午後三時出發、ケント、サツフォーク等一萬噸新式巡洋艦を上海へ急派するあり、米國も亦アジア艦隊旗艦フリストンに海兵四百を搭載、驅逐艦三隻と共に一日午後マニラを出發、同日

夜半更に陸兵一ヶ聯隊を運送船シヨイモンにて上海へ急派せしめたとの報道に、時局は愈々緊張の度を加へて來た。日本政府も二月二日閣議に於て陸兵を派遣することに決定、茲に問題は本格的第一段階に入ることとなつた。

英、米、佛三國政府は二月二日に至つて、正式に時局收拾策として次の如き共同提議を夫々任地大使の名に於て日支兩國政府へ同時に提議した。南京政府は三日附で無條件を以て之を受諾したが、日本政府は芳澤外相から四日英、米、佛三國大使を招致し、中立地帯案の原則を承認し、他は之を拒絶するの意味を回答した。右三國の提案並に我が回答は次の如くである。

在本邦英國大使來翰假譯文

（米佛大使來翰も略同様）

（昭和七年二月二日附）

以書翰啓上候陳者本使は英國外務大臣の訓令に基き閣下に對し上海に於て發生したる不幸なる事態の解決の爲めの左記提案を通報し且日本帝國政府が直ちに之を受諾せられむことを最も切實に要請致候、尙本日午後同時刻を期し支那政府に對しても同一の提案を爲す次第に有之候、英國政府の提案は左の如くに有之候、

- (一) 左記條件に依り双方一切の強方行爲を中止すること、